

2024 年度

自己点検・評価報告書

2024 年 5 月

(2025 年 7 月 29 日更新)



北海道科学大学
+Professional

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的	9
基準 2. 内部質保証	17
基準 3. 学生	26
基準 4. 教育課程	48
基準 5. 教員・職員	62
基準 6. 経営・管理と財務	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 社会連携	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念など本学が標榜する大学像（北海道科学大学の基本姿勢）

北海道科学大学（以下「本学」という）の前身である北海道工業大学は、北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42（1967）年 4 月に開学した。その後、社会の変化、時代の要請により教育研究領域を拡充しながら、平成 26（2014）年 4 月に、名称を北海道科学大学へと変更し、3 学部 12 学科、1 研究科を有する実学系総合大学として、約 32,000 人の北海道及びわが国の地域社会の発展に資する人材を輩出してきた。

また、北海道薬科大学は、昭和 49（1974）年 4 月に、北海道初の私立薬科大学として「地域社会の要請に応え、質の高い薬剤師を養成、輩出することによって北海道の医療の発展に貢献する」（建学の精神）ことを目的に開学した。その後、平成 18（2006）年度に薬剤師養成の 6 年制課程が開始され、臨床の実践的な能力を培うことを目的とした 6 年制の薬学部薬学科へと移行し、また完成年度に合わせ 6 年制薬学部を基礎とする 4 年制博士課程を設置した。平成 29（2017）年度までの累計で約 7,100 人の卒業生を輩出し、北海道内の薬剤師界を支える中核の高等教育機関としての役割を果たしてきた。

本学及び北海道薬科大学の設置母体である学校法人北海道科学大学（以下「法人」という）では、令和 6（2024）年に創立 100 周年を迎えるにあたり、法人横断型で組織された将来計画検討委員会での議論に基づき、平成 24（2012）年に理事長、常務理事、各設置校の学長・校長などで構成されるブランド委員会と各設置校から選出された若手教職員で構成される法人横断型プロジェクトチームを設置し、「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道 No.1 の実学系総合大学を実現します」というブランドビジョン、シンボルマーク（Progress “H”）及びスローガン（+Professional）を宣言し、設置校のロゴマークを統一したものに変更した。



シンボルマーク、ロゴ

このブランディング戦略と呼応して、将来計画検討委員会では中長期計画に基づく、キャンパス再整備を進めた。すなわち、老朽化した各設置校の校舎の改築を含めた教育研究環境の整備と、今後ますます厳しさを増す経営環境の下、経営資源の効率的な再配分を図るため、それまで 3 つのキャンパスに分かれていた 2 大学、1 短期大学を将来の統合も視野に入れて平成 27（2015）年に前田キャンパス（札幌市手稲区）に集約した。

この移転に併せて、将来計画検討委員会では、北海道科学大学と北海道薬科大学を統

合した場合の教育研究上のメリットについて検討を進め、本学が今後とも北海道及びわが国の活性化に資する人材の輩出という社会的な責任を果たしていくうえで、統合がもたらす効果は少なくないとの結論に達し、平成 30（2018）年度に北海道薬科大学及び大学院を廃止し、本学に 6 年制薬学部薬学科とこれを基礎とする 4 年制の薬学研究科臨床薬学専攻博士課程を設置して、両大学の統合を果たした。

同時に、平成 26（2014）年に設置した看護学科、理学療法学科、診療放射線学科の完成年度に合わせ保健医療学部 5 学科を基礎とする保健医療学研究科修士課程 3 専攻を設置し、その 2 年後となる令和 2（2020）年には保健医療学専攻博士後期課程を設置した。さらに社会の医療・看護ニーズと看護学分野における教育のより一層の充実を図るため、保健師養成を目的とした 1 年課程の公衆衛生看護学専攻科を令和 2（2020）年に設置し、4 学部 13 学科、3 研究科 11 専攻、1 専攻科を擁する大学となり今日に至っている。

本学では大学名称変更及び大学統合にあたり、両大学の教職員、法人職員で構成された統合準備委員会での議論及び教授会での承認を経て、建学の精神の見直しを行っている。建学の精神は 3 つの基本理念から構成されている。1 つ目は、『科学的市民』の育成であり、法人 100 周年ブランドビジョンが謳う「基盤能力と専門性を併せ持つ人材」のパラフレーズである。「科学」は工学や薬学、保健医療学といった本学が展開する各教育研究領域を指している。「市民」は、「我が国の高等教育の将来像」答申以降、学士課程教育の基本的使命とされる「21 世紀型市民の養成」を意図している。すなわち「科学的市民」は、知識基盤社会の中で主体的にその役割を果たすことができる人材という、本学が養成すべき人材像を端的に表現している。

2 つ目の基本理念、「時代の要請に即したプロフェッショナル教育」は、元来大学は専門的な職業人養成のための組織であったことに基づいている。学生に対して、教育目的と目的達成に向けた年次目標を明示しながら組織的な教育を展開すること、すなわち「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へのパラダイムシフトを意図した、いわば本学の教育課程編成方針の基本原則と捉えることができる。このことは、いわゆるフンボルト理念（研究中心主義）からの脱却を端的に宣言したものである。「それぞれの分野における教育の計画、実施、評価を体系的に展開するとともに、学生が在学中に到達すべき目標を具体的に明示し、専門技術者としての社会的役割と責任を自覚させて、生涯にわたって学習を継続できる能力を付与することを目標とする。国際化の進展とともに、これからの社会における大学評価では、具体的な教育プログラムの有効性をそのプロセスとアウトカムによって実証することが求められるようになることが明らかである。」とした平成 11（1999）年に当時の柴田拓二学長により示された「プロフェッショナル教育」に基づく理念を継承している。

3 つ目の基本理念、「地域社会への貢献」は、法人創立以来継承されてきた「有為な人材の輩出による地域社会の発展」に加えて、広域かつ積雪寒冷地域に立地する教育・研究機関として、より直接的に知の拠点となることをめざし、本学で展開される様々な教育・研究の成果を社会へ還元することによる地域活性化への貢献を意図したものである。これを具現化するために、本学には学部・学科所属の教員による横断型の 4 つの研究所が組織され、令和 6（2024）年には、地域全体を学びの場として地域の発展・成長に貢献する人材を育成することを目的とする「地域共育センター」を新設している。各自治体・

企業・研究所等との『共育』をキーワードとして、「大学」と「地域」の相互作用性を重視しながら、「工学・薬学・保健医療学・社会科学の融合」により、北海道における人口減少・超高齢社会・地域活性化に対応するイノベーションの創出を目指している。

建学の精神、基本理念を含む本学の基本姿勢は次のとおりである。

北海道科学大学の基本姿勢

(平成 11 年 11 月 26 日 制定)

(平成 19 年 4 月 1 日 改訂)

(平成 25 年 4 月 1 日 改訂)

(平成 26 年 4 月 1 日 改訂)

(平成 28 年 4 月 1 日 改訂)

1. 建学の精神

本学は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することにより、地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

2. 基本理念

- ・「科学的市民」の育成
- ・時代の要請に即したプロフェッショナル教育
- ・地域社会への貢献

3. 教育目的

時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道およびわが国の活性化を実質的に支え得る 21 世紀型市民を育成する。

4. 教育指針

学科ごとのきめ細やかなカリキュラム、教育指導により、

- ① 専門領域の基礎知識群とそれらの自然や社会、歴史との繋がりを含めた知識の枠組みを獲得する、
- ② 自ら学習する能力（学習力）を身につける、
- ③ 社会における自らの役割を認識し、倫理観を醸成する、
- ④ 自らの専門能力を高め、あるいは広げる、
- ⑤ 専門能力を社会に役立てるために必要な関連知識とスキルを獲得する、

ことを支援する。加えて、組織的な教育効果の検証と、カリキュラムの改善を続け教育目的を達成する。

5. 教育の特色

(1) 学生の立場に基づく教育

【教育システム】

- ・専門領域ごとに最適設計された教育・学習プログラム
- ・入学生の適性に合わせたきめ細やかな教育・学習システム
- ・少人数グループによる実験・演習を重視する教育プログラム

【教育環境】

- ・学習力醸成に役立つ整備された自習環境
- ・開放的で居心地の良いグループ学習環境
- ・豊富な研究設備に恵まれた卒業研究環境

(2) 情報化社会に調和するプロフェッショナル教育

【教育システム】

- ・技術者として重要な倫理観を育む教育プログラム
- ・協働のためのコミュニケーション能力を育む言語教育プログラム

【教育環境】

- ・全学生ノートPC所有・充実した学内イントラネット環境
- ・ユビキタスな e-Learning 環境

また、創立 100 周年を控え、法人はポスト 100 周年に向けた将来像の検討に着手し、今後の将来計画の指針となる「HUS グランドデザイン 2040」を令和元（2019）年に策定した。併せて、今後のブランディング戦略の基礎となる法人のありたい姿を検討する法人横断型のプロジェクトチームを設置し、法人全体でのワークショップなどを通して議論を進め、新法人ブランドビジョン「とことん、ひらこう」を策定し、100 周年記念セミナー（令和 6（2024）年 8 月 10 日開催）において公開している。

この法人全体の指針に基づき、本学では使命・目的及び教育目的を果たすことを目指した大学の将来像「100 周年のその先へ～将来構想プラン 2022-2032～」を作成し、今後社会からの要請が高まる情報科学分野の充実や文理融合型学部の設置といった教育研究分野の改革を行い、持続的な発展を目指しているところである。

2. 北海道科学大学の使命と目的

本学の使命と目的は、「北海道科学大学の基本姿勢」に則り、《学則 第 1 章 “目的及び使命”》に記載している。

北海道科学大学学則

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 北海道科学大学（以下「本学」という）は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

<p>大正 13 (1924) 年 8 月 ●伏木田隆作、自動車運転技能教授所開設 ※当学園の創設 昭和 11 (1936) 年 6 月 ●各種学校に組織変更認可 昭和 26 (1951) 年 5 月 ●財団法人北海道自動車学校設立認可 昭和 28 (1953) 年 1 月 ●学校法人自動車学園に組織変更認可 設置校／北海道自動車短期大学 北海道自動車学校 昭和 28 (1953) 年 4 月 ●北海道自動車短期大学開学 学科／自動車工業科 昭和 31 (1956) 年 4 月 ●北海道工業高等学校（現北海道科学 大学高等学校）開校 課程／定時制 学科／自動車科 昭和 32 (1957) 年 4 月 ●北海道工業高等学校 通常課程設置 課程／全日制 学科／自動車科 工業経営科 昭和 38 (1963) 年 4 月 ●北海道自動車短期大学 学科増設 学科／自動車工業科第二部（夜間 課程） 昭和 42 (1967) 年 4 月 ●北海道工業大学開学 学部／工学部 学科／機械工学科 経営工学科 昭和 43 (1968) 年 4 月 ●北海道工業大学 学科設置 学部／工学部 学科／電気工学科 昭和 47 (1972) 年 4 月 ●北海道工業大学 学科設置 学部／工学部 学科／土木工学科 建築工学科 昭和 49 (1974) 年 4 月 ●北海道薬科大学開学 学部／薬学部 学科／薬学科 生物薬学科 昭和 50 (1975) 年 4 月 ●法人名称変更 学校法人自動車学園を学校法人北海 道尚志学園へ 昭和 61 (1986) 年 4 月 ●北海道工業大学 学科設置 学部／工学部 学科／応用電子工学科 昭和 62 (1987) 年 4 月 ●北海道工業大学 現図書館開館 平成 2 (1990) 年 4 月 ●北海道工業大学 大学院設置 研究科／工学研究科 専攻／電気工学専攻 応用電子工学専攻 建築工学専攻 課程／修士課程</p>	<p>平成 4 (1992) 年 4 月 ●北海道工業大学大学院 専攻及び課 程設置 研究科／工学研究科 専攻及び課程 機械システム工学専攻／修士課程 土木工学専攻／修士課程 電気工学専攻／博士後期課程 応用電子工学専攻／博士後期課程 平成 6 (1994) 年 4 月 ●北海道工業大学大学院 専攻及び課 程設置 研究科／工学研究科 専攻及び課程 機械システム工学専攻／博士後期 課程 建設工学専攻／博士後期課程 平成 13 (2001) 年 4 月 ●北海道工業大学 設置学科改組 学部／工学部 学科／電気電子工学科 情報ネットワーク工学科 情報デザイン学科 福祉生体工学科 環境デザイン学科 機械システム工学科 社会基盤工学科 建築学科 平成 18 (2006) 年 4 月 ●北海道工業大学 学科専攻設置 学部／工学部 学科専攻／福祉生体工学科 義肢装具学専攻 平成 19 (2007) 年 4 月 ●北海道工業大学 学科名称変更 福祉生体工学科を医療福祉工学科へ 平成 20 (2008) 年 4 月 ●北海道工業大学 設置学部・学科改 組 学部及び学科／ 創生工学部 機械システム工学科 情報フロンティア工学科 電気デジタルシステム工学科 空間創造学部 建築学科 都市環境学科 医療工学部 医療福祉工学科 未来デザイン学部 メディアデザイン学科 人間社会学科 平成 24 (2012) 年 4 月 ●北海道工業大学大学院 専攻設置 研究科／工学研究科 専攻／電気電子工学専攻 情報工学専攻 医療工学専攻 ●北海道工業大学 学科設置 学部／医療工学部 学科／義肢装具学科</p>	<p>平成 26 (2014) 年 4 月 ●法人名称変更 学校法人北海道尚志学園を学校法人 北海道科学大学へ ●大学名称変更 北海道工業大学を北海道科学大学へ ●北海道科学大学 学部科名称変更、及 び学科設置 開設学部及び学科／ 工学部 機械工学科 情報工学科 電気電子工学科 建築学科 都市環境学科 保健医療学部 看護学科 理学療法学科 義肢装具学科 臨床工学科 診療放射線学科 ●北海道自動車短期大学 名称変更北 海道科学大学短期大学部へ 平成 27 (2015) 年 4 月 ●北海道薬科大学及び北海道科学大学 短期大学部が前田キャンパスへ移転 ●北海道科学大学大学院 専攻名称変更 機械システム工学専攻を機械工学 専攻へ 建築工学専攻を建築学専攻へ 土木工学専攻を都市環境学専攻へ 平成 28 (2016) 年 4 月 ●北海道科学大学大学院 専攻設置 研究科／工学研究科 専攻及び課程 工学専攻／博士後期課程 既存 4 専攻を再編 平成 30 (2018) 年 4 月 ●大学の統合 北海道薬科大学と北海道科学大学が 統合 ●北海道科学大学大学院 専攻設置 研究科／薬学研究科 専攻及び課程 臨床薬学専攻／博士課程 研究科／保健医療学研究科 専攻／看護学専攻 リハビリテーション科学専攻 医療技術学専攻 課程／修士課程 ●北海道科学大学 学科設置 学部／薬学部 学科／薬学科 令和 2 (2020) 年 4 月 ●北海道科学大学大学院 専攻設置 研究科／保健医療学研究科 専攻及び課程 保健医療学専攻／博士後期課程 ●北海道科学大学 専攻科設置 専攻科／公衆衛生看護学専攻科</p>
--	--	---

2. 本学の現況

- ・ 大学名 北海道科学大学
- ・ 所在地 札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号
- ・ 学部、大学院、専攻科の構成

学部・研究科名	学科・専攻名
工学部	機械工学科
	情報工学科
	電気電子工学科
	建築学科
	都市環境学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科
	理学療法学科
	義肢装具学科
	臨床工学科
	診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科
	人間社会学科
工学研究科	機械工学専攻（修士課程）
	電気電子工学専攻（修士課程）
	情報工学専攻（修士課程）
	建築学専攻（修士課程）
	都市環境学専攻（修士課程）
	工学専攻（博士後期課程）
薬学研究科	臨床薬学専攻（博士課程）
保健医療学研究科	看護学専攻（修士課程）
	リハビリテーション科学専攻（修士課程）
	医療技術学専攻（修士課程）
	保健医療学専攻（博士後期課程）
専攻科	公衆衛生看護学専攻科

北海道科学大学

・学生数

学生数

学 部

(令和6(2024)年5月1日現在)

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学部	機械工学科	92	368	357
	情報工学科	90	360	369
	電気電子工学科	80	320	358
	建築学科	80	320	337
	都市環境学科	50	200	169
薬学部	薬学科	180	1,080	1,131
保健医療学部	看護学科	90	360	379
	理学療法学科	50	200	208
	義肢装具学科	30	120	107
	臨床工学科	70	280	271
	診療放射線学科	50	200	225
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	80	320	361
	人間社会学科	50	200	204
合 計		992	4,328	4,476

大学院

(令和6(2024)年5月1日現在)

研究科名	専 攻 名	入学定員	収容定員	在籍学生数
工学研究科	機械工学専攻(修士課程)	5	10	4
	電気電子工学専攻(修士課程)	4	8	11
	情報工学専攻(修士課程)	4	8	11
	建築学専攻(修士課程)	4	8	8
	都市環境学専攻(修士課程)	4	8	0
	(小 計)	(21)	(42)	(34)
	工学専攻(博士後期課程)	6	18	5
	(小 計)	(6)	(18)	(5)
薬学研究科	臨床薬学専攻(博士課程)	3	12	11
	(小 計)	(3)	(12)	(11)
保健医療学研究科	看護学専攻(修士課程)	5	10	13
	リハビリテーション科学専攻(修士課程)	4	8	5
	医療技術学専攻(修士課程)	4	8	12
	(小 計)	(13)	(26)	(30)
	保健医療学専攻(博士後期課程)	3	6	11
	(小 計)	(3)	(6)	(11)
合 計		46	104	86

北海道科学大学

専攻科

(令和6(2024)年5月1日現在)

専攻科名	入学定員	収容定員	在籍学生
公衆衛生看護学専攻科	8	8	9
合 計	8	8	9

・教員数、職員数

教員数

(令和6(2024)年5月1日現在)

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
所属長 学長		1	-	-	-	-	1
副学長		3	-	-	-	-	3
工学部	機械工学科	6	5	1	1	0	13
	情報工学科	5	6	1	2	0	14
	電気電子工学科	8	3	0	0	0	11
	建築学科	8	3	0	1	0	12
	都市環境学科	5	4	1	0	0	10
薬学部	薬学科	23	18	10	6	0	57
保健医療学部	看護学科	8	3	6	8	3	28
	(公衆衛生看護学専攻科)	1	0	1	1	0	3
	理学療法学科	4	2	2	3	0	11
	義肢装具学科	5	1	1	2	0	9
	臨床工学科	5	2	2	2	0	11
	診療放射線学科	5	5	1	1	0	12
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	6	5	1	0	0	12
	人間社会学科	4	4	0	1	0	9
	全学共通教育部	9	3	4	1	0	17
合計		106	64	31	29	3	233

※基幹教員はデータ編を参照

職員数

(令和6(2024)年5月1日現在)

専任	契約職員	臨時職員	派遣職員	合計
108	22	1	0	131

※法人及び系列校との兼務者を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 学内外への周知	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように <u>学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。</u>
② 中期的な計画への反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
③ 三つのポリシーへの反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
④ 教育研究組織の構成との整合性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
⑤ 変化への対応	<input type="checkbox"/> <u>社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。</u>

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

- ・本学の建学の精神、基本理念、学則で示した使命・目的及び教育目的をホームページ上に掲載し、学内外に公開している。在学生向けには、図 1-1-1 に示すように本学の基本姿勢を校舎各棟の入口に掲示しているほか、「教務ブック」上にも掲載し、周知している。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】



(1) A 棟入口

(2) G 棟入口

図 1-1-1 校舎各棟入口に掲示している「北海道科学大学の基本姿勢」

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 基本姿勢

【資料 1-1-2】 教務ブック

1-1-② 中期的な計画への反映

- ・法人創立 100 周年を迎える令和 6（2024）年に向けたブランドビジョン「基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道 No. 1 の実学系総合大学を実現します」を本学の使命・目的と整合的に定めている。このビジョン達成のため、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 か年を第 1 期として、現在は、令和 2（2020）年度からの 5 か年にわたる「第 2 期中期事業計画」が進行中である。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】
- ・さらに、令和 6（2024）年以降も、より良き社会の創造と持続的発展に貢献することが必須と考え、高等教育機関の 3 本柱である「教育」「研究」「社会・地域貢献」を持続可能な開発目標（SDGs）と連動させながら、地域を活性化する高等教育機関としての役割を果たすべく、人々の暮らしを支え、永続的な社会の維持・発展に寄与することを目的として新たな将来像・運営方針「HUS グランドデザイン 2040」（図 1-1-2）を定めた。【資料 1-1-4】

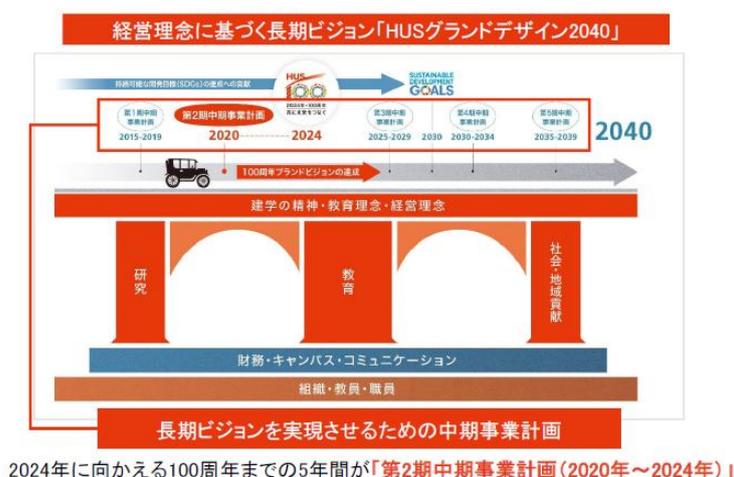


図 1-1-2 HUS グランドデザイン 2040

- ・法人全体の将来構想に基づき、本学では使命・目的及び教育目的の実現を目指した大学の将来像「100 周年のその先へ～将来構想プラン 2022-2032～」を作成し、今後社会からの要請が高まる情報科学分野の充実や文理融合型学部を設置といった教育研究分野の改革の方向性を示し、その内容を反映させた令和 7（2025）年度以降の「第 3 期中期事業計画」を策定した。【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-3】 学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27（2015）～31（2019）年度）

【資料 1-1-4】 学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2（2020）～6（2024）年度）

【資料 1-1-5】 将来構想プラン→2023 年度第 10 回全学教授会資料

【資料 1-1-6】 第 3 期中期事業計画

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

- ・平成 30 (2018) 年度の大学統合による「工学部」「薬学部」「保健医療学部」「未来デザイン学部」への新教学体制の移行に合わせ、創部の主旨、各学科の人材養成の目的を建学の精神に基づき策定し、この人材養成の目的を達成するための指針として三つのポリシーを位置づけた。各学科より選出された委員で構成される「3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会」を組織し、本学の使命・目的及び教育目的をより具体的に反映させたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを新たに策定した。これら三つのポリシーはホームページ及び教務ブックに明示している。【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】
- ・令和 6 (2024) 年度には、建学の精神の実現に向け、各学科の人材養成の目的に社会からの要請に応じた微修正を行い、ディプロマ・ポリシーの全学共通項目の一部修正を含む新しい三つのポリシーを策定し、新全学共通教育科目群「HUS スタandard」を含む新カリキュラムの運用を開始している。【資料 1-1-7】
- ・大学院については、研究科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的をホームページに明示している。工学研究科では平成 30 (2018) 年度に、欧州共通資格枠組み (European Qualification Framework) などの国際通用性にも配慮した三つのポリシーを各専攻において策定し、ホームページに明示している。【資料 1-1-9】
- ・大学院薬学研究科及び保健医療学研究科については、それぞれ基礎となる学部・学科で国家資格を取得した人材を対象とした人材養成の目的及び三つのポリシーを定めている。【資料 1-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-7】 [教務ブック](#)

【資料 1-1-8】 [三つのポリシー](#)

【資料 1-1-9】 [教務ブック→大学院各研究科](#)

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

- 法人の組織は図 1-1-3 に示すように、経営を担当する「事務局」と教育を行う大学、高等学校、自動車学校で構成されている。

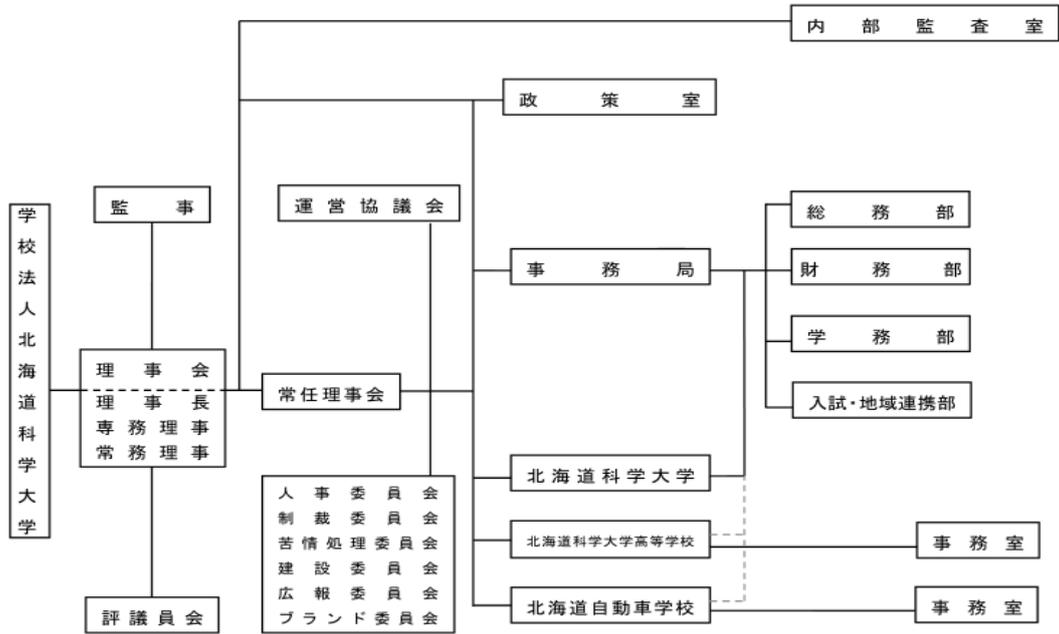


図 1-1-3 法人の組織図

北海道科学大学

- ・本学の使命・目的及び教育目的を果たすための教育研究組織の構成は図 1-1-4 のように 4 学部と基本教育を担当する全学共通教育部、大学院 3 研究科で構成され、それぞれの学部は適切な規模の学科を、研究科は専攻をそれぞれ有している。

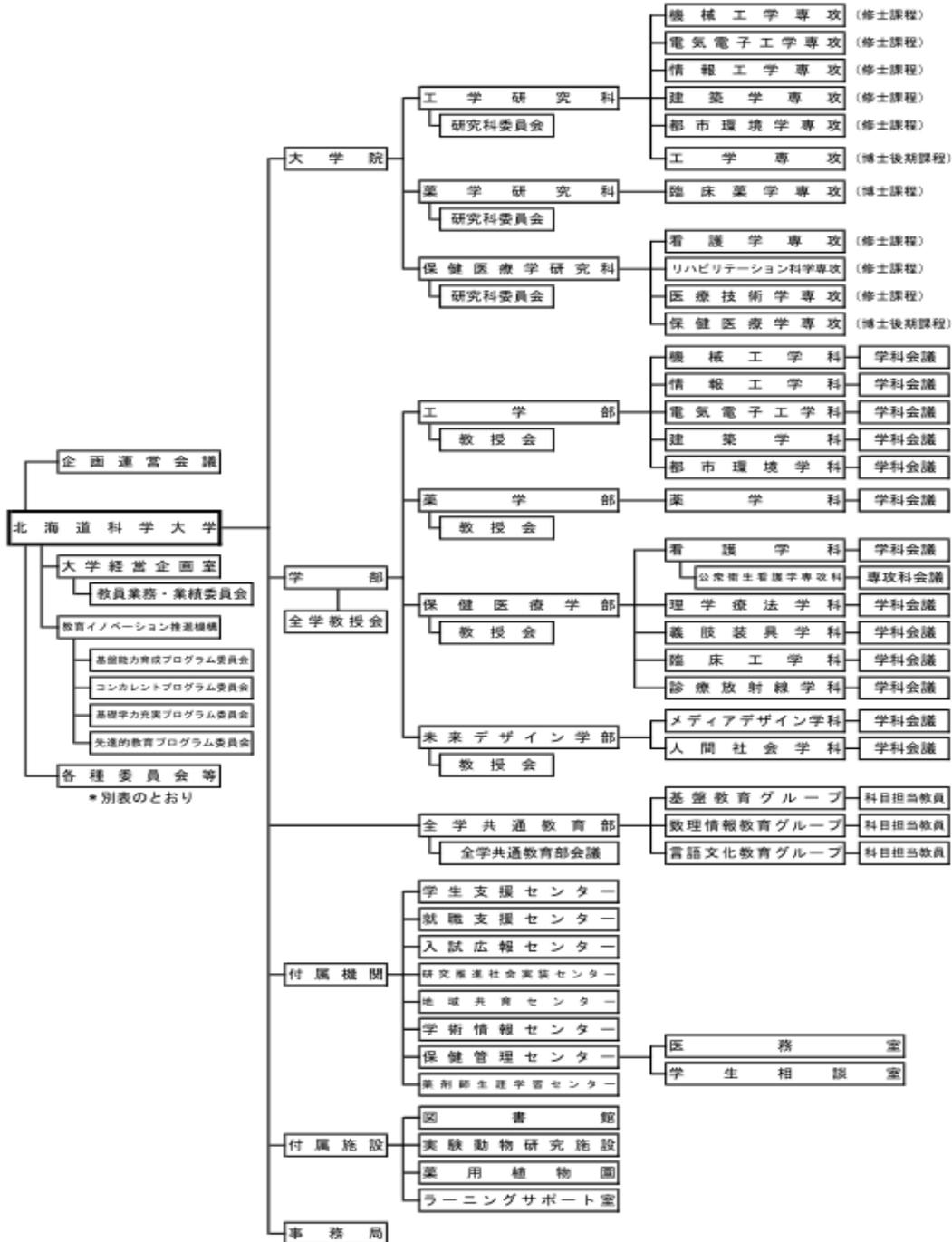


図 1-1-4 北海道科学大学の組織図

- ・平成27 (2015) 年4月の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップや教授会の役割の明確化を意図して内部規則の総点検を行い、教学に関する意思決定の迅速化による改革のスピードアップを図るため、組織の見直しを行った。
- ・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長及び

センター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置している。【資料 1-1-10】

- ・本学では、「企画運営会議」「教授会」「研究科委員会」を全学的合意形成組織群として位置づけている。【資料1-1-11】～【資料1-1-13】
- ・各学科では「学科会議」を専任教員により定期的開催し、学科長を議長として運営上の諸問題を審議するとともに、教員の意見を学科として集約し全学的課題の意思決定に反映できるようになっている。この学科会議を、教授会の1つとして位置づけている。【資料1-1-14】
- ・基本教育、学習支援及び教職課程に関する組織として、「全学共通教育部」を置いている。【資料 1-1-15】
- ・本学は教育支援と学内運営を担当する附属機関として「学生支援センター」「就職支援センター」「入試広報センター」「研究推進社会実装センター」「地域共育センター」「学術情報センター」「保健管理センター」「薬剤師生涯学習センター」を組織しており、その審議内容と構成員を表 1-2-1 に示す。【資料 1-1-16】～【資料 1-1-23】

表 1-2-1 8つのセンター（附属機関）における審議内容と構成員

センター	審議事項	構成員
学生支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の教育に関すること ・教育課程の編成に関すること ・学生の生活に関すること ・学生の情報サービスに関すること ・協学会に属する団体のサポートに関すること ・ボランティア活動の各種支援に関すること ・その他学生のサポートに関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・教務課長※ ・学生課長※
就職支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の就職支援事業に関すること ・学生のキャリア教育に関すること ・学生の資格取得に関すること ・学生のインターンシップ事業に関すること ・既卒者のキャリアアップ支援に関すること ・学内外関係機関とのキャリア連携に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・就職課長※
入試広報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・大学広報（就職支援広報を除く）に関すること ・入学試験に関すること ・出前講義に関すること ・高大連携教育に関すること ・学生募集に関すること ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・入試課長※
研究推進社会実装センター	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進及びその成果の発信に関すること ・産学官連携活動及び社会実装に関すること ・外部資金獲得に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任

北海道科学大学

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究支援体制の整備に関する事 ・研究倫理、研究費の適正使用に関する事 ・共同実験棟（R2 棟）に関する事 ・貸与型実験室に関する事 ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進課長※
地域共育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育に関する事 ・地域連携事業推進に関する事 ・地域人材育成に関する事 ・生涯学習（薬剤師生涯学習を除く）に関する事 ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・地域連携・広報課長※ ・その他必要な職員
学術情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館業務に関する事 ・情報関係業務に関する事 ・機関リポジトリに関する事 ・知的・学術情報の提供に関する事 ・情報教育及びeラーニングに関する事 ・センターに設置する情報ネットワークシステム及び情報機器（以下「システム」という。）の管理・運営に関する事 ・教育・研究及びその他のシステム利用に関する事 ・システムの研究開発及びその管理に関する事 ・学生、教職員及びその他のシステム利用者に対する指導と助言に関する事 ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・センター主任 ・学術情報課長※
保健管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の保健管理に関する事 ・教職員の保健管理に関する事 ・障がい学生の支援に関する事 ・医務室業務に関する事 ・学生相談室業務に関する事 ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・教職員課長※
薬剤師生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師生涯研修の企画及び実行に関する事 ・認定薬剤師の認定に関する事 ・認定単位の交付に関する事 ・その他必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・地域連携・広報課長※ ・その他必要な職員

※副センター長兼務

- ・内部質保証の方針に基づいて、各部門内で行う自己点検とともに、全学的観点での自己点検によって大学の使命・目的及び教育目的達成への改善策を採る体制（Double PDCA Cyclic Loops）は、図 1-2-5 の示すとおり、本学組織の特徴である。【資料 1-1-24】

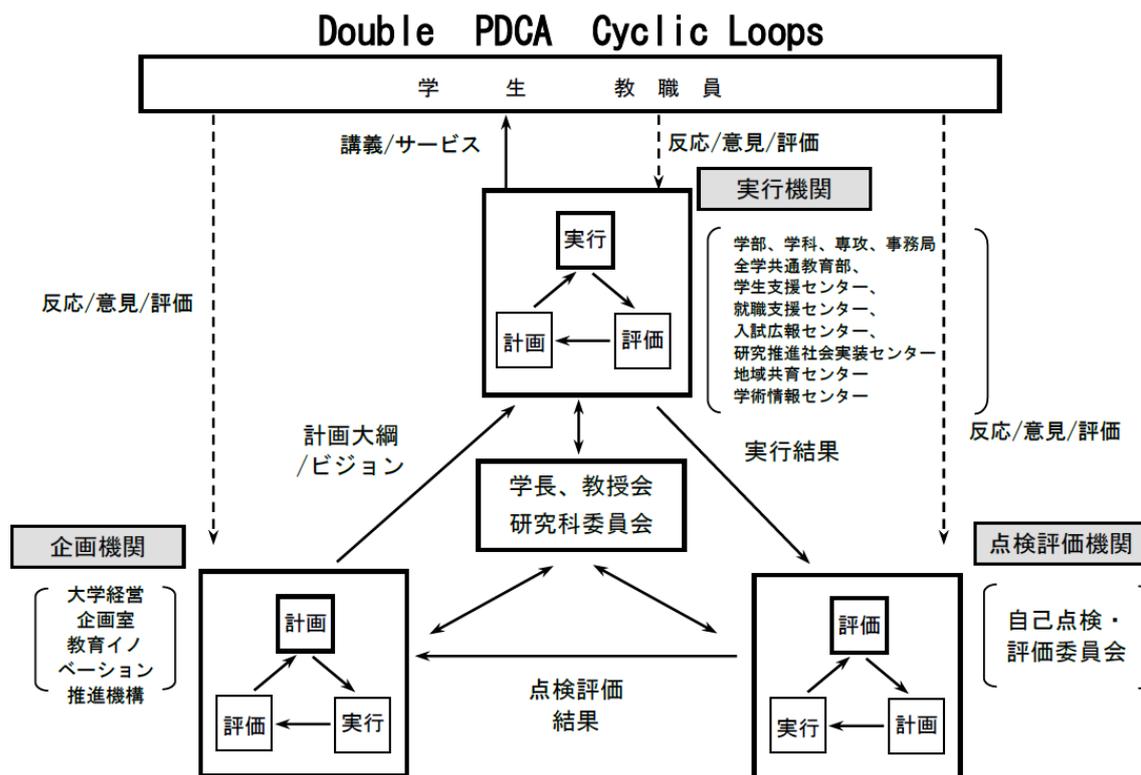


図 1-2-5 Double PDCA Cyclic Loops

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-10】 企画運営会議規程
- 【資料 1-1-11】 学則第 49 条、第 50 条、第 51 条
- 【資料 1-1-12】 教授会規程
- 【資料 1-1-13】 研究科委員会規程
- 【資料 1-1-14】 教授会規程細目
- 【資料 1-1-15】 全学共通教育部規程
- 【資料 1-1-16】 学生支援センター規程
- 【資料 1-1-17】 就職支援センター規程
- 【資料 1-1-18】 入試広報センター規程
- 【資料 1-1-19】 研究推進社会実装センター規程
- 【資料 1-1-20】 地域共育センター規程
- 【資料 1-1-21】 学術情報センター規程
- 【資料 1-1-22】 保健管理センター規程
- 【資料 1-1-23】 薬剤師生涯学習センター規程
- 【資料 1-1-24】 [内部質保証の方針](#)

1-1-⑤ 変化への対応

- ・ 本学は北海道内唯一の私立工科系単科大学として昭和 42（1967）年に開学したが、平成 11（1999）年に来るべき 21 世紀社会への対応を意識して建学の精神を「本学は、ヒューマニティとテクノロジーの融合を教育理念の中心に据えて、工学に関する基礎

知識に加えて、深く専門の学術を教授・研究し、広く応用能力を涵養して創造性豊かな学識と健全な心身とを備えた有用な人材を育成することにより、産業界の発展と地域社会の活性化に寄与することを使命とする」と改め、合わせて3か条の基本理念を定め、社会の変化や時代の要請に応える形で見直しを図ってきた。

- ・しかし、高等教育のユニバーサル化は予想を上回る速さで進展し、その対応策として高等教育機関の個性・特色の明確化が中教審答申「我が国の高等教育の将来像」によって求められたことを受けて、平成 19 (2007) 年には、基本理念の見直しを含めて、新たに「北海道工業大学の基本姿勢」を制定した。【資料 1-1-25】
- ・法人が令和 6 (2024) 年に創立 100 周年を迎えることから、平成 24 (2012) 年に 100 周年ブランドビジョンとして「2024 年までに、基盤能力と専門性を併せ持つ人材を育成し、地域と共に発展・成長する北海道No.1 の実学系総合大学を実現します」を策定した。【資料 1-1-26】
- ・「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」の策定に合わせて、先の中教審答申で強く求められた学生の汎用的技能などのいわゆる学士力の確実な養成を意識して、平成 26 (2014) 年 4 月の「北海道科学大学」への名称変更在先立ち、平成 25 (2013) 年に基本姿勢を一部修正した。【資料 1-1-27】
- ・さらに、上述の中長期計画に基づく、平成 30 (2018) 年 4 月の北海道薬科大学との統合に先立ち、100 周年ブランドビジョンとの整合を意識して、統合前の両大学の教職員で組織された統合準備委員会での議論に基づき、平成 28 (2016) 年に基本姿勢の中の「建学の精神」及び「基本理念」を大幅に改定した。【資料 1-1-28】
- ・法人は、令和元 (2019) 年に、ポスト 100 周年に向けた将来像となる「HUS グランドデザイン 2040」を策定した。併せて、今後のブランディング戦略の基礎となる法人のありたい姿を検討する法人横断型のプロジェクトチームを設置し、令和 6 (2024) 年に、新法人ブランドビジョン「とことん、ひらこう」を策定し公開している。【資料 1-1-29】
- ・法人全体の指針に基づき、大学の将来像「100 周年のその先へ～将来構想プラン 2022-2032～」を作成し、今後社会からの要請が高まる情報科学分野の充実や文理融合型学部の設置といった教育研究分野の改革を行い、永続的な発展を目指しているところである。【資料 1-1-30】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-25】 北海道工業大学の基本姿勢 平成 19 (2007) 年改訂

【資料 1-1-26】 ブランドブック平成 25 (2013) 年度

【資料 1-1-27】 平成 24 (2012) 年度第 17 回教授会議事録

【資料 1-1-28】 平成 27 (2015) 年度第 6 回全学教授会議事録

【資料 1-1-29】 [2035 ブランドビジョン](#)

【資料 1-1-30】 令和 5 (2023) 年度第 10 回全学教授会資料

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・社会の変化と時代の要請に応じ、使命・目的の修正、名称変更、改組、キャンパス再

整備を行い、法人全体のブランディング戦略と並行して、使命・目的及び教育目的の実現にむけ中長期的な計画に基づき組織的な教育改革を推進している点は、特色ある取組みであると考えている。これら取組みの成果が、全学的な入学者定員の充足、就職内定状況や国家資格試験合格率の水準の維持、私立大学等改革総合支援事業タイプ1の採択実績（10期採択：2014-2020、2022-2024）として表れていると考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・法人将来像「HUS グランドデザイン 2040」に則り策定された第3期中期事業計画の進行に即して、より一層の学内融和と、迅速な改革を可能とする教学マネジメント体制の強化を進め、大学の使命・目的及び教育目的の実現をめざす。複数の付属機関の活動や、個々の教員の教育研究活動内に、相反する要素が含まれる際の判断指針となるべき全学的な方針として、教育研究組織の編成方針や、求められる教員像及び教員組織の編成方針等の策定を検討する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

＜＜自己判定の留意点＞＞

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・内部質保証に関する全学的な方針として、『本学の「建学の精神」、「基本理念」、「使命・目的」に基づき、教育・研究・社会貢献など大学の諸活動について、自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進するとともに、その結果を公表する』ことを基本とする「内部質保証の方針」を、令和 2 (2020) 年に策定し、学内外に公開している。【資料 2-1-1】
- ・全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置いている。【資料 2-1-1】
- ・自己点検・評価委員会は、毎年度実施される各学部・研究科及び各部門の自己点検・評価の結果を検証し助言するとともに、全学における教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施し、3年に一度自己点検・評価報告書を作成し公表している。【資料 2-1-2】
- ・自己点検・評価委員会の下部組織となる自己点検 IR 委員会は、学科、専攻、及び学内各部署で作成された教学情報を自己点検・評価結果に集約するとともに、教学 IR に関するデータの整理分析を行っている。【資料 2-1-3】

- ・各学部・研究科及び各部門は、Double PDCA Cyclic Loops に基づいて自律的な自己点検・評価を毎年行い、学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検評価レポート（各部門）を作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。
- ・自己点検・評価の結果を客観的に検証するため、外部評価委員会による外部評価を実施している。【資料 2-1-4】
- ・令和 6（2024）年度版の自己点検評価報告書（本書）は、大学機関別認証評価第 4 クールの評価基準に準拠して作成し、令和 7（2025）年 5 月に学外に公開予定である。【資料 2-1-5】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-1-1】 内部質保証の方針
- 【資料 2-1-2】 自己点検・評価規程
- 【資料 2-1-3】 自己点検 IR 委員会規程
- 【資料 2-1-4】 外部評価規程
- 【資料 2-1-5】 令和 6（2024）年度北海道科学大学自己点検評価報告書

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・過去に実施した自己点検・評価の結果、及び機関別認証評価受審結果については、大学名称変更以前の北海道工業大学のもの、及び大学統合以前の北海道薬科大学のものを含めて、大学ホームページ上の「大学評価」に集約して公開している。【資料 2-2-1】
- ・各学部・研究科及び各部門は、Double PDCA Cyclic Loops に基づき自律的な自己点検・評価を毎年行い、学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検評価レポート（各部門）を作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。【資料 2-2-2】

【資料 2-2-3】

- ・大学運営については、日本高等教育評価機構の機関別認証評価基準に沿って毎年自己点検・評価を行い、全学的に集約した結果を自己点検・評価レポートとして学内公開している。令和 6（2024）年度には、直近 3 年間の自己点検・評価の内容をまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し公開する予定である。【資料 2-2-4】
- ・三つのポリシーを起点とする学修成果、教育成果の点検は、本学のアセスメントプランに従い、機関レベル、プログラムレベル、授業科目レベルに加え学生の達成度自己確認の 4 つのレベルで毎年実施している。具体的には、4 月の学生調査と 7 月のポートフォリオ個別面談で学生の達成度確認を行うほか、7～9 月にカリキュラムと授業に関する点検を行い、1～3 月にかけてはシラバス点検を行う。各学科・専攻は、実施内容に基づき学科教育自己点検レポートを自己点検・評価委員会に提出し、3 月に実施される学科長総括報告会において報告する。集約した報告書は学内公開している。【資料 2-2-3】
- ・自己点検・評価の結果を客観的に検証するため、令和 2（2020）年 12 月 23 日に外部評価委員会による外部評価を受審し、結果の概要報告書を公開した。【資料 2-2-5】
- ・薬学部としては、分野別認証評価として、統合前の平成 29（2017）年度に薬学教育評価機構の第三者評価を受審し、適合判定を受けている。【資料 2-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 大学評価

【資料 2-2-2】 令和 5（2023）年度自己点検・評価レポート

【資料 2-2-3】 令和 5（2023）年度学科教育自己点検レポート

【資料 2-2-4】 令和 6（2024）年度北海道科学大学自己点検・評価報告書

【資料 2-2-5】 令和 2（2020）年度外部評価報告書

【資料 2-2-6】 北海道薬科大学 平成 29（2017）年度薬学教育評価機構評価報告書

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・自己点検 IR 委員会は、本学の協調分散型の教学 IR に関する情報を集約し、本学のアセスメントプランに則り、学生の能力伸長に関する調査・分析や学修成果・教育効果の可視化に関する業務を行っている。【資料 2-2-7】
- ・具体的には、学科教育自己点検会議の資料となる教育目的達成度調査、大学 IR コンソール学生調査、及び PROG（汎用的技能測定試験）を実施し、それらの集計結果を学内に提供している。また、7 月のポートフォリオ個別面談時に学生に提示するディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化した資料（ディプロマ・ポリシーの項目に関する、学生の達成度自己評価結果、GPA と修得単位の積み上げ、PROG 結果）を、教務システム HUS-UNIPA 上の学修ポートフォリオに提供している。【資料 2-2-8】
- ・平成 29（2017）年度より、卒業時の満足度などを含む卒業時学生調査を実施しており、経年変化を含めた集計結果を学内外に公開している。【資料 2-2-9】
- ・さらにディプロマ・ポリシーの妥当性の検証を目的として、令和元（2019）年度からディプロマ・ポリシーで示された能力・資質に設問を絞り本学卒業生の勤務状況に関する企業アンケートを毎年実施して集計結果を公開している。併せて令和 2（2020）

年度からディプロマ・ポリシーの能力・資質に関する自己評価を回答する卒業生調査を直近5年間の卒業生を対象として毎年実施している。【資料 2-2-10】

- ・平成 30 (2018) 年度の北海道薬科大学との統合を契機に、これまで重複のあった学生調査や外部試験の整理統合を行った。令和 2 (2020) 年度からは、卒業年次生については大学 IR コンソーシアム学生調査と従前の卒業時調査を統合した卒業時調査を行うこととした。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】
- ・これらの教学 IR データと集計結果については、自己点検 IR 委員会の構成員を通じて各学科に周知するとともに、学内情報共有サーバー上で情報共有している。また、自己点検・評価委員会の審議内容に応じ、委員会にて報告検討を行っている。さらに、学修成果及び学習活動の可視化の一環として、集計結果を学外公開している。【資料 2-2-13】
- ・学内データの一元化は未だ実現できていないが、実現に向けた最初のステップとして、学内情報共有サーバー上で調査別に配信されていた教学 IR データを一か所に集約し、「学科教育自己点検会議」用資料として学内公開している。【資料 2-2-14】
- ・大学教育に関する学生評価を教育改善に活用することを目的として、令和元 (2019) 年度以降 3 回の「全国学生調査 (試行実施)」に参加した。初回は 74%の回答状況であり、以降 50%程度に低下したが、他の学生調査との重複を解消して実施した令和 6 (2024) 年度では 80%を超える状況に回復した。なお、その結果を全国の同規模大学における同類学部の集計結果をベンチマークとして学部単位で分析を行い、自己点検・評価委員会にて各学部フィードバックした。【資料 2-2-15】
- ・令和 6 (2024) 年度に IR 機能の強化を目的とした「IR 研修会」を連携協定を締結している大学と共催で実施した。IR 業務を担当している教員がそれぞれ講師となり、事例発表を通して他大学の取組を学び、自大学の取組に生かすことを研修目標とする。【資料 2-2-16】
- ・自己点検・評価活動及び教学 IR 活動の報告として、令和 4 (2022) 年度から「北海道科学大学教学 IR に関する活動報告書」を毎年作成し、ホームページに公表している。【資料 2-2-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-7】 令和 6 (2024) 年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 2-2-8】 学修成果資料 (学修ポートフォリオ個票サンプル)

【資料 2-2-9】 情報公表→教育の質に係る客観的指標

→2020～2023 年度 学生生活アンケート・卒業時アンケート

【資料 2-2-10】 情報公表→教育の質に係る客観的指標

→2023 年度卒業生調査・企業アンケート

【資料 2-2-11】 平成 29 (2017) 年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 2-2-12】 令和 2 (2020) 年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 2-2-13】 情報公表→教育の質に係る客観的指標

【資料 2-2-14】 平成 30 (2018) 年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 2-2-15】 令和 2 (2020) 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録

【資料 2-2-16】 北海道科学大学・札幌大学・北海道文教大学 3 大学合同 IR 研修会資料

【資料 2-2-17】 大学評価→教学 IR に関する報告書

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- ・学生の授業に対する満足度や理解度、教育内容・方法に対する評価と受講態度等の状況を把握するため、授業改善アンケートを科目ごとに実施している。科目担当教員は、自らの授業に対する学生の評価を確認し、以降の授業改善に役立てるとともに、教員の教育能力向上を図っている。【資料 2-3-1】
- ・平成 30（2018）年度には、三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価に本学教職員以外の意見を取り入れるため、本学学生（各学部学科から代表者を選出）から本学の教育や施設面に関係する内容についての聞き取り調査を行った。【資料 2-3-2】
- ・学生生活の実態を把握することを目的として、全在生を対象として、大学 IR コンソール学生調査、全国学生調査、本学独自設問を組み合わせた学生生活アンケート

及び卒業時アンケートを実施している。学修環境等に対する満足度や自由記述における大学への意見及び要望を分析し、関係部署と連携しながら改善を図っている。例えば、学内ネットワーク環境についての満足度が令和 2（2020）年度から下降傾向であったため、学術情報センターが令和 5（2023）年度末に回線の強化を行い改善している。今後の大学運営においても必要な情報であり、分析結果を大学全体に公表することで改善のための基礎資料としていく。【資料 2-3-3】

- ・上記の改善のほか、学生の意見を踏まえて次のような改善施策を行っている。「学習スペースの確保」「学生用プリンターの教室外設置」「図書館リニューアル（100 周年記念会館）」「学生対応・ハラスメント防止のための全学 FD・SD 講演」【資料 2-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 情報公開→教育の質に係る客観的指標→2023 年度 授業改善アンケート

【資料 2-3-2】 「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタビュー

【資料 2-3-3】 情報公表→教育の質に係る客観的指標

→2020～2023 年度 学生生活アンケート・卒業時アンケート

【資料 2-3-4】 大学評価→教学 IR に関する報告書

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- ・令和 3（2021）年度から定期的に企業等との間で三つのポリシーを踏まえた取組の適切性に関する点検・評価及び学修成果やその可視化に関する意見聴取を実施している。意見聴取した内容を、自己点検 IR 委員会にて報告し、学科教育自己点検会議にて改善点を検討している。集約した結果を用いて今後の教育課程の編成等に活用していく。

【資料 2-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-5】 令和 5（2023）年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・令和 3（2021）年度の機関別認証評価受審の際に指摘された「改善を要する点」に加え、事前質問及び実地調査時の質問内容を集約し、これら指摘に対する履行状況と改善・向上方策に対する取組みを各部署が毎年点検し、次年度に向けた改善・向上方策を策定する形で自己点検・評価を行っている。【資料 2-3-6】
- ・各学部・研究科及び各部門から毎年提出される学科教育自己点検レポート（各学科・専攻）及び自己点検評価レポート（各部局）に基づき、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織の長に改善の実施を求め、当該組織の長は改善結果について自己点検・評価委員会に報告を行う。これらの過程を通じて、改善を促し、全学における内部質保証を推進している。【資料 2-3-7】
- ・三つのポリシーを起点とする学修成果、教育成果の点検については、提出された学科教育自己点検レポート及び学科長総括報告会での報告に対し、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織の長に改善の実施を求める。組織の長は、教育目的達

成状況の評価とフィードバックの体制に基づく PDCA サイクルにより、永続的な改善をめざしている。【資料 2-3-8】

- ・平成 29 (2017) 年度には、平成 26 (2014) 年度に開設した学科が完成し、平成 30 (2018) 年度からはガイドラインに沿った新 3 ポリシーに基づく教学体制に移行した。新 3 ポリシー策定及びカリキュラム改編の際には、過去 3 年間のカリキュラム点検の反省点をフィードバックし、新 3 ポリシーを従前より明確な構成や文言に改めるとともに、アセスメントプランに基づく学修成果の評価を行うことを前提として、新カリキュラムを策定し、シラバスの書式を変更するなどの教務システムの変更を行った。【資料 2-3-9】
- ・令和 3 (2021) 年度の機関別認証評価受審の際に受けた「改善を要する点」については対応済みであり、履行状況は「改善報告書」として令和 5 (2023) 年 7 月に日本高等教育評価機構に提出され、審査により改善が認められている。【資料 2-3-10】
- ・現在進行中の中期事業計画 (令和 2 (2020) ~6 (2024) 年度) は第 2 クールの機関別認証評価結果及びその後の自己点検・評価結果を踏まえて策定されている。【資料 2-3-11】
- ・長期ルーブリックについては、令和 6 (2024) 年の新カリキュラムを見据えて、令和 4 (2022) 年度に自己点検 IR 委員会において、HUS スタンダードやディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に評価するための共通長期ルーブリック案をまとめた。令和 5 (2023) 年度には共通長期ルーブリックを実際に使用するため実情に合わせ文言や水準の調整・見直しを行った。令和 6 (2024) 年度からは、学生個人の学修成果の振り返りや形成的な自己評価に活用できるよう長期ルーブリックの実質的な活用方法を検討している。【資料 2-3-12】
- ・「ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報」については、「PEPA (重要科目での埋込み型パフォーマンス評価)」を取り入れる検討を各学科に依頼するとともに、今後の学科教育自己点検会議において継続して検討を進められるよう点検項目の整備を行っている。卒業生調査については、大学 IR コンソーシアム卒業生調査に参加するための準備を行っている。【資料 2-3-13】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-6】 令和 4 (2022) 年度自己点検・評価レポート
- 【資料 2-3-7】 令和 2 (2020) 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 2-3-8】 令和 2 (2020) 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 2-3-9】 平成 29 (2017) 年度 3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会議事録
- 【資料 2-3-10】 令和 3 (2021) 年度大学機関別認証評価結果に対する改善報告書
- 【資料 2-3-11】 学校法人北海道科学大学中期事業計画 (令和 2 (2020) ~6 (2024) 年度)
- 【資料 2-3-12】 令和 5 (2023) 年第 9 回自己点検 IR 委員会議事録
- 【資料 2-3-13】 令和 5 (2023) 年度学科教育自己点検レポート

【基準 2 の自己評価】

【IR 委員会】

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・「内部質保証の方針」「アセスメントプラン」に則り、Double PDCA Cyclic Loops に基づき、各学部・研究科及び各部門が自律的な自己点検・評価を毎年行っている。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・従前より継続してきた現在の自己点検・評価体制を、形骸化させず、機能性を高め内部質保証の充実に繋げることが今後の課題である。
- ・IR 機能の強化と充実のための学内データの一元化は課題である。さらに、IR 専従職員の配置、財務 IR との連携といった体制の整備についても課題と考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・自己点検・評価の機能性を高める試みとして、機関別認証評価に準拠した評価基準に加えて重点評価する独自基準の導入や、教職協働の浸透を目的とした部門間ピアレビューの導入など、大学運営の改善・向上につながる自己点検・評価の方策を継続して検討する。
- ・これまで認証評価受審前年度をめぐり外部評価を受審してきたが、テーマごとにコンパクトな外部評価を短期的にあるいは継続的に受審することについて検討する。
- ・入学から卒業に至る教学に関するデータを整理分析し、学生個々の学修成果の評価や全学及び学科の教育成果を可視化し、学内各部署との共有や学外公開に活用できるよう、教学 IR データのデータベース化、BI ツールの導入などを検討する。
- ・IR 専従職員の配置、財務 IR との連携といった IR 体制の整備については、他大学の事例等の調査も含めて検討を継続する。
- ・社会からの卒業生に対する評価、実社会で活躍する卒業生からの教育プログラムに対する評価が学修成果・教育成果の把握に重要と認識しており、これらの情報を確実に収集する方策について検討する。
- ・「ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報」について、全学共通に加えて学科（学位プログラム）固有の評価情報の整備を行う。
- ・教育の内部質保証に関する考え方の学内浸透を高めることを目的とする、ワークショップ形式の FD・SD 開催、各学科 1 名以上のカリキュラムコーディネータ候補の育成を検討する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①アドミッション・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とそ	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

の検証	<input type="checkbox"/> 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	<input type="checkbox"/> 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・各学科から選出された入試広報センター主任が中心となって、3 ポリシー見直し・カリキュラム改編委員会と連携し、大学の基本姿勢及び教育目的に基づくアドミッション・ポリシーを各学科単位で定めている。
- ・アドミッション・ポリシーでは各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等と学力の3要素及び入試制度を体系的に整理し、受験生に「入学前に習得すべき内容・水準」を明示し、どのような基礎知識や目的意識を備えていなければならないか理解できる構成とした。また、各学科統一フォーマットのもと文章だけでなく、マトリックス図などを取り入れることにより、視覚的に理解でき重要なポイントが掴める構成とし、ホームページにおいて3ポリシーへの導線を学科ページの上部に表記するなど、見やすくなるよう整備し、周知機会の充実を図った。その他、学生募集要項、受験ガイド等で受験生に周知している。

【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】

- ・さらに以下の企画を実施し、本学の教育の理念、目的、特色並びに入学者受入れ方針大学概要、学部・学科紹介、キャンパス紹介、入学選抜の方法などを広く受験生とその保護者、高校教員に伝えている。

- ① オープンキャンパス：来場型 9 回
- ② 進学相談会：取引先主催型 87 回、高校主催型 17 回、大学主催（直前相談会）2 回
- ③ 高校教員対象説明会：対面型 1 回、オンデマンド型 1 回
- ④ 入試広報担当教職員による高校訪問：訪問対象校 139 校、年各 1～4 回訪問

【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

- ・本学への進学希望者に限らず広く本学の専門分野の面白さと意義を高校生に伝えるために、高大連携教育、出前授業、大学見学を実施している。【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】
- ・大学院各研究科、専攻についてもアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性に留意して各専攻において定められ、募集要項やホームページなどで周知している。【資料 3-1-3】 【資料 3-1-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-1】 2024 学生募集要項（学部）
- 【資料 3-1-2】 受験ガイド 2024
- 【資料 3-1-3】 [アドミッション・ポリシー](#)
- 【資料 3-1-4】 [オープンキャンパス](#)

【資料 3-1-5】2024 年度入学生向け進学相談会一覧

【資料 3-1-6】高校教員の皆様へ

【資料 3-1-7】2023 年度実施高校訪問担当者一覧

【資料 3-1-8】高大連携

【資料 3-1-9】大学見学

【資料 3-1-10】2024 学生募集要項（大学院）

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・アドミッション・ポリシーは、図 3-1-1 に例示するように、①基本方針、②求める人材像と学力の3要素、③学力の3要素と求める多元的な評価、④入学者選抜方法における評価の比重、⑤入学前に習得すべき内容・水準の5項目で整理されており、それぞれの選抜制度と求める人材像の関係は明確である。【資料 3-1-11】

※記号(◎, ○, △)は重要度の順序を表しています。

機械工学科

①基本方針

機械工学は、幅広い知識・技術を「ものづくり」を支える総合的分野として発展し、産業の基盤となっています。現在では、自然との調和、資源・エネルギーの有効利用、人間と機械の協調が重要な課題となり、新たな視点を踏まえて、人類の福祉や生活の利便性等にとって有益な「もの」を創造することが求められています。

機械工学科では、機械工学の基本的知識のみならず、広い視野からの総合判断力や応用力、さらには自主的学習力、論理的思考力、表現力などを養成することを目標に掲げ、教育・研究を行います。
そのために、以下のような資質・能力・意欲を持った学生を受け入れます。

②求める人材像と学力の3要素

	知識・技術	思考力・判断力・表現力	主体性・多様性・協働性
社会問題の解決に必要な知識・技術を身に付けようとする意欲のある人	◎	○	△
産業の活性化を支える実践的エンジニアを志す人	○	◎	△
自らが学ぶ能動的学習を通して生涯学習行動する意欲を持っている人	△	◎	○
機械工学を学ぶための基礎学力を有し、高い進学意欲のある人	◎	○	△

③学力の3要素と求める多元的な評価

	知識・技術	学力試験	調査書	発表	推薦書	集団面接	口頭試問
思考力・判断力・表現力		学力試験	調査書	発表	レポート	個人面接	
主体性・多様性・協働性			推薦書	集団面接	自己推薦書	集団討論	

④入学者選抜方法における評価の比重

入学者選抜方法	学力試験	調査書	発表	レポート	推薦書	集団面接	個人面接	自己推薦書	集団討論	口頭試問
新ガリレオ選抜	△		○	◎		○	△	△	◎	
学校推薦型選抜（系列校）		○		◎	○	◎				△
学校推薦型選抜（指定校）		○		◎	○	◎		○		△
学校推薦型選抜（公募）	△	△		◎	○	◎		○		
自己推薦型選抜	△	○					○	◎		
一般選抜	◎									
一般選抜（共通テスト利用選抜）	◎									
外国人留学生選抜	○						◎			

⑤入学前に習得すべき内容・水準

- 社会における諸問題を解決するため、幅広い分野の基礎知識を習得していること。
- 高等学校等において、明確な目的意識を持って主体的に学ぶ姿勢を継続していること。
- 機械工学を中心とする学士課程教育を学ぶための必要な基礎学力（国語、外国語、数学、理科、地理歴史、公民）を有するとともに、基本的な概念や原理・法則を理解し、基礎的な事象においては、論理的に考察し、処理する能力を有していること。

図 3-1-1 学科アドミッション・ポリシー（工学部機械工学科を例に）

- ・学部の入学者選抜では①学業成績ではなく、将来の目標や夢、目的意識や意欲を評価し、受験者を育てることを目指した新ガリレオ選抜（総合型選抜）、②学業成績及び課外活動等と人物を重視する学校推薦型選抜（系列校・指定校・公募）・自己推薦型選抜（帰国子女・社会人・同窓生子女・女子特別枠）、③外国人を対象とした外国人留学生選抜、④学力を重視する一般選抜（前期・後期）及び大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）の4種類の選抜制度を設け、多様な受験生に対応している。
- ・2025 年度入試より、新ガリレオ選抜（総合型選抜）は、選考過程での教職員と受験者の関わりは継続し、そこに本学の卒業生や各業界の有識者が加わることで、「高大社」の接続も作り、新たな気付き・考える視点を養いながら、より一層の成長を促す総合選抜型 [Catalyze-カタライズ-] に刷新する。【資料 3-1-11】
- ・入学試験出題・採点委員会を設置し、学長が指名する教員が出題専門委員として、入学試験問題の作成を行っている。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】
- ・大学院の入学者選抜では、修士課程においては、推薦入試、一般入試（前期・後期）、

社会人入試（前期・後期）の3種類、博士後期課程においては、一般入試、社会人入試の2種類、博士課程においては、一般入試（前期・後期）、社会人入試（前期・後期）の2種類の選抜制度を設けている。各専攻のアドミッション・ポリシーは、学部と同様な形で整理されており、それぞれの選抜制度と求める人材像の関係は明確である。【資料 3-1-13】

- ・公衆衛生看護学専攻科の入学選抜では、推薦入試、一般入試（前期・後期）の2種類を設けている。入学者に求められる資質・能力・意欲についてアドミッション・ポリシーを定め、筆記試験及び面接試験による選抜を実施している。3つのポリシーやそれぞれの入学選抜の詳細については学生募集要項などで公開している。【資料 3-1-16】
- ・入試広報センターと学生支援センターが連携して、平成 27（2015）年度から入試区分別に在学生の学業成績の追跡調査を実施し、選抜制度のあり方を検証している。検証結果から、これまでに、新ガリレオ選抜〔総合型選抜〕や学校推薦型選抜〔公募〕においては基礎学力試験を導入し、学校推薦型選抜〔指定校〕では基礎学力の定着を確認する口頭試問を導入し、令和 3（2021）年度選抜においては学校推薦型選抜〔系列校〕でも口頭試問を実施した。さらに、2023 年 9 月高校教員へのヒアリング調査を実施し、入学選抜に関する妥当性の検証も行った。【資料 3-1-11】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】
- ・入学選抜制度の相違による入学生の学力調査を行い、選抜制度の在り方（募集定員、選抜方法、推薦基準等）など、毎年、見直しを継続している。学校推薦型選抜〔指定校〕においては、令和 4（2022）年度より情報工学科、建築学科、臨床工学科における一部の高校群に対して、推薦基準値の引き上げ及び指定枠の調整を行った。また、令和 5（2023）年度よりメディアデザイン学科は対象校全体の推薦基準値を引き上げた。さらに、近年は学科単位での指定枠数変更による拡充又は指定評定値変更による抑制施策に取り組んできた。（データ編【共通基礎様式 2】）
- ・令和 6 年（2024）年度入学試験の一般選抜において、看護学科の指定教科・数学を「数学Ⅰ・数学A」又は「数学Ⅰ・数学A・数学Ⅱ・数学B」の選択制とし、選択の幅を拡大した。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】
- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについては、入学後の学修状況を踏まえた点検を学生支援センター及び自己点検 IR 委員会と連携して行っており、各学科においても学科教育自己点検会議において点検を行っている。【資料 3-1-20】
- ・入学前教育については、変更した教材の成果検証、受講者アンケートの結果をもとに実施内容の見直しを図り、令和 4（2022）年度入学生からは従来の実施内容に加えて、学科別課題の実施を推進しており、希望する学科においては、専門分野の入門となるような課題を課した。令和 6（2024）年度入学生向けには、継続実施している e-ラーニング、オンラインスクーリング、学科別課題を行っているほか薬学部においては、独自のプログラムで来学型のスクーリングや化学及び生物のテキストに基づいた学習等を追加実施した。【資料 3-1-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-11】2024 学生募集要項（学部）

- 【資料 3-1-12】 受験ガイド 2024
- 【資料 3-1-13】 2024 学生募集要項（大学院）
- 【資料 3-1-14】 入学試験出題・採点委員会規程
- 【資料 3-1-15】 2024 年度入学試験出題・採点委員会議事録
- 【資料 3-1-16】 2024 学生募集要項（公衆衛生看護学専攻科）
- 【資料 3-1-17】 2023 年度入試区分別入学生の成績状況比較について
- 【資料 3-1-18】 入学者選抜の妥当性検証
- 【資料 3-1-19】 2023 年度第 6 回入試広報センター会議議事録
- 【資料 3-1-20】 学科教育自己点検レポート（機械）
- 【資料 3-1-21】 2024 年度入学生向け入学前教育プログラム

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・入学者数が低迷する原因の分析と社会的なニーズや高校生の動向分析を踏まえ、平成 26（2014）年度に医療系 3 学科の新設と既存の 9 学科の定員見直しを行った。また、平成 30（2018）年 4 月に北海道薬科大学と統合した際、薬学部を設置し、それまで 210 人であった入学定員を薬剤師の将来的な需要動向を見据え、180 人に見直しを行った。
- ・保健医療学部においては、義肢装具学科が平成 30（2018）年度以降、定員未充足となっている。一方で定員超過が生じている看護学科及び理学療法学科の状況を踏まえ、令和 3（2021）年度より当該 3 学科の入学定員の見直しを行った。
- ・保健医療学部については、令和 3（2021）年度より学科ごとに入学定員の見直しを行った。看護学科、理学療法学科、義肢装具学科において、いずれも入学定員を満たし、特に義肢装具学科は充足率が大幅に改善された。令和 4（2022）年度は、義肢装具学科を除く 4 学科は定員を充足したものの、義肢装具学科においては入学定員充足率 0.9 倍と未充足となった。義肢装具学科の募集状況改善に向けては、学科独自の高校訪問による広報活動やオープンキャンパスで理学療法学科との合同プログラムを行うなど工夫した学生募集活動に取り組んだ。令和 5（2023）年度は、5 学科全てにおいて定員を充足し、適切な定員管理を行っている。また、義肢装具学科についても新たな取り組みが成果につながり、入学定員充足率は改善してきているものの、この分野における大学に対する社会的なニーズの将来性を検討した結果、継続的な定員充足の維持が困難と判断し、義肢装具学科は令和 6（2024）年度の入学生を最後に募集停止となることが決定している。
- ・一部入学定員超過がみられる学部については、合格者に対する手続き率の予測精度向上を行い適切な定員管理に努めた。令和 4（2022）年度入学者選抜においては、予測が十分ではなく未来デザイン学部では大幅に定員超過した。このため、令和 5（2023）年度入学者選抜においては、合格者数を抑え、追加合格による定員調整を活用することで定員管理は改善している。引き続き、令和 6（2024）年度入学選抜においても、厳格な定員管理に努める。
- ・薬学部については、安定的な志願者確保に向け、令和 4（2022）年度より指定校の見直しを行い、対象校及び指定枠を拡大した結果、前年比 34 名の増加となった。また、薬学部独自のオープンキャンパスを年 2 回開催するほか、高校訪問を薬学部教員が担

当するなど学生募集広報の充実化を図った結果、入学定員充足を継続している。

- ・学校推薦型選抜〔指定校〕において、令和4（2022）年度より情報工学科、建築学科、臨床工学科における一部の高校群に対して、推薦基準値の引き上げ及び指定枠の調整を行い、情報工学科18名、建築学科4名、臨床工学科15名の志願者が減少し一定の抑制効果があった。また、令和5（2023）年度よりメディアデザイン学科は対象校全体の推薦基準値を引き上げと学科単位での指定枠数変更による拡充又は指定評定値変更による抑制施策に取り組んできたものの、令和6（2024）年度は工学部及び保健医療学部で想定を超える志願者減少となった。
- ・令和6年（2024）年度入学試験の一般選抜において、看護学科の指定教科・数学を「数学Ⅰ・数学A」又は「数学Ⅰ・数学A・数学Ⅱ・数学B」の選択制とし、選択の幅を拡大することで、志願数の増加につなげた。
- ・令和5（2023）年度に入学案内書を大幅に改訂し、高校生が手に取って情報を収集しやすい、雑誌のようなデザインに変更した。また、受験生向けホームページなど高校生が直接情報収集できるメディアを拡充させ、高校生の理解共感を高める施策を行った。【資料3-1-22】
- ・各学部の令和4（2022）年度・令和5（2023）年度・令和6（2024）年度の入学定員に対する入学者数の比率は、表3-1-1のとおりであり、学部により状況はことなるが、大学全体では入学定員が充足している。（データ編【共通基礎様式2】）

表3-1-1 入学定員に対する入学者数の比率

学部	2022年度	2023年度	2024年度
工学部	1.09	0.94	1.02
薬学部	1.13	1.12	1.08
保健医療学部	1.11	1.08	0.97
未来デザイン学部	1.42	0.89	0.97
大学全体	1.15	1.01	1.01

- ・大学院は、平成24（2012）年度から長期履修制度を導入し、職業等を有する大学院進学希望者に門戸を広げた結果、医療系の修士課程に社会人が入学している。
（データ編【表2-2】参照）
- ・公衆衛生看護学専攻科の学生募集広報については、本学看護学科卒業生や看護学科の臨地実習先をはじめ、北海道内の病院・診療所、看護師養成学科を有する他大学にも資料送付を行った。また、動画配信による専攻科説明会を実施し、学生募集広報を充実させた。その結果、令和5（2023）年度入学者は8名となり、定員充足率100%となった。令和6（2024）年度入学者対象募集においても定員充足に向けては、資料送付に加え、対面型の公衆衛生看護学専攻科単独の説明会を2回実施し、学生募集広報を充実させた。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-22】2024HUS magazine

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実	<input type="checkbox"/> 学修支援のために、TA や SA (StudentAssistant) などを適切に活用しているか。 <input type="checkbox"/> オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 <input type="checkbox"/> 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 学修・授業・学生生活の支援を担う部署として学生支援センターを設置している。センター運営上の教員と職員の協働はもちろんのこと、学生支援センターの庶務を担う教務課・学生課窓口での学生指導 (学修に関すること、奨学金・課外活動に関することなど。窓口受付時間は 8 時 30 分～17 時) においても、教員・職員 (状況によってはカウンセラーも含む) が連携しながら、学生支援を行っている。【資料 3-2-1】
- 令和 5 (2023) 年度より建学の精神を教育システムとして体现し、真の+Professional 人材を育成するための教育イノベーションを推進する機関として教育イノベーション推進機構を設置し、教育プログラムの更なる充実を図る体制を構築している。【資料 3-2-2】また、教務課長、学生課長が学生支援センター副センター長を、学務部次長が教育イノベーション推進機構副機構長をそれぞれ兼務し、センター又は機構の意思決定に直接的に関わり、教職協働による学修支援体制の整備が進んでいる。【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】
- 令和 6 (2024) 年度より基盤能力を養う全学共通教育プログラム「HUS スタandard」を開始したほか、系列高校 3 年の進学予定者を対象としたコンカレントプログラムによる高大一体教育など様々な学修支援施策に取り組んでいる。【資料 3-2-6】
- 令和 6 (2024) 年度以降の学修支援体制については、これまで実施していた新入生学力調査を新入生プレイスメントテストとして刷新し、内容を全面的に見直して実施した。英語科目については、4技能を測定できる学力調査を導入することにより、学生の能力に応じたクラス分けと学修支援が可能となり、数学科目については、学修支援対象者を抽出できるように出題単元の選定を行い、国語科目については、テスト結果を科目担当者間で共有し、課題を作成し支援を行った。また、新入生プレイスメントテスト結果により対象者を抽出したり Remedial 教育プログラムを導入し、教育イノベーション推進機構と

学生支援センターが連携して運用している。【資料3-2-7】

- ・令和 5（2023）年度以前の学修支援体制については、特に、英語と数学について以下の課題を抱えていた。英語については、入学時学力調査に基づき学習支援対象者の抽出と習熟度別クラスのクラス分けを実施していたが、学生の能力判定の精度が粗いため学習支援対象者が適切に抽出されていないケースが多く、対応に苦慮していた。数学については、高校での学修が不十分な学生に対する学習支援と大学の授業を理解するための学修支援の両方について、ラーニングサポート室で対応していたため、ラーニングサポート室運営教員の負担が大きかった。
- ・令和 6（2024）年度以降の学修支援体制について、上述の課題を踏まえ、新たに新入生学力調査を新入生プレイスメントテストとして刷新した。また、ラーニングサポート室担当教員は正課の授業運営に支障を来すことなく、大学の正課の授業とその学修支援に専念できる体制となった。国語については、入学時学力調査結果について科目担当者間で情報共有し、授業の内外での課題作成支援に役立てている。【資料 3-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 学生支援センター規程

【資料 3-2-2】 教育イノベーション推進機構規程

【資料 3-2-3】 令和 6（2024）年度北海道科学大学組織系統表

【資料 3-2-4】 令和 6（2024）年度第 1 回学生支援センター会議資料（運営方針）

【資料 3-2-5】 令和 6（2024）年度第 1 回学生支援センター会議資料（事業計画）

【資料 3-2-6】 令和 6（2024）年度第 1 回全学教授会資料（学生支援センター方針）

【資料 3-2-7】 令和 5（2023）年度第 22 回学生支援センター会議資料（プレイスメントテスト・リメディアル教育）

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・本学では以前から、学生からの質問や相談に対し各教員が時間の許す限り対応してきたが、学生への便宜をより一層図るため、平成 26（2014）年度から、授業時間以外の指導や学修支援を行う時間帯（オフィスアワー）を各教員が設定する制度を始めた。HUS-UNIPA に全教員のオフィスアワーを登録し、全学生に公開している。【資料 3-2-8】
- ・また、設定された時間以外でも、教員は、定められた勤務時間中の授業や会議以外の時間は研究室に待機しており、いつでも学生の質問を受け付けることができる体制となっている。さらに、A 棟、C 棟、E 棟、G 棟にモニターを設置し、学生が教員の出勤状況を確認できる環境を整えている。
- ・学部教育の実験、実習及び演習の教育補助業務に大学院学生を従事させ、教員の教育活動を支援するとともに本人の能力開発・向上を目的として、TA (Teaching Assistant) 制度を定めている。TA の採用は、指導教員の推薦に基づき、当該専攻会議において選考を行い、研究科委員会の審議を経て学長が決定する。学部学生に対しては、知識・技能の再確認の機会提供、実習・演習での指導力向上、給与の支給により奨学に資することを目的として、SA (Student Assistant) 制度を定め、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部の 3・4 年生、薬学部の 5 年生が授業の補助業務を行っている。なお、学業の妨げにならないよう、TA の担当時間数は、大学院博士後期課程は週 9 時間（臨床薬学専攻

博士課程は月 50 時間（週 15 時間）、修士課程は週 6 時間に制限している。SA の担当時間数は工学部・保健医療学部・未来デザイン学部は週 3 時間、薬学部は月 40 時間（週 15 時間）の制限を設けている。TA・SA に対しては学生支援センターから動画による研修を行っている。また、令和 5（2023）年度からは TA・SA に関する規程を改正し、各学部 2 年生以上の学生が授業補助以外の学修支援業務にも参画できるよう制度変更を行った。

【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

- 令和 6（2024）年度より開始したリメディアル教育プログラムでは、高校での数学科目の学習が不十分な学生に対する補習講座として外部講師による講座と SA・TA を活用した演習からなる学修支援に取り組んだ。【資料 3-2-7】
- 学生支援センターにおいて、中退・留年に関する詳細な分析を行い、特に 1・2 年次における中退率が高いことと、これら低学年での中退者の約 7 割は 1 年前期の時点で成績不振傾向であることが分かった。また、この成績不振者には傾向として、①基礎学力の欠如、②学習習慣の欠如、③生活習慣の乱れ、④モチベーションの低下、⑤サポートネットワークの不足（家族・友人・先輩）、⑥メンタルヘルスの問題、⑦経済的問題が見られることから、特に②から⑤の対策として、一定の成績以下の 1 年生を対象に後期始講日に「リスタート後期ガイダンス」を行った。【資料 3-2-11】
- 英語の学習支援室、数学のリメディアル講座において SA または TA を活用し、きめ細やかな学生指導を行っている。
- 障がい学生支援に関する情報は、在学生情報サイト（HUS ナビ）の他、大学ホームページ上で掲載している。また、令和 6（2024）年度より、教職員向けの「障がい学生支援ガイド」を教職員ポータルサイトにて掲示し、障害のある学生への対応について周知している。【資料 3-2-12】
- 障がいのある学生については、該当学生がいる学科から必要な支援内容について情報提供を受け、科目担当教員が逐次、適切な対応を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-8】 [オフィスアワー制度](#)

【資料 3-2-9】 大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料 3-2-10】 スチューデント・アシスタント規程

【資料 3-2-11】 令和 6（2024）年度第 5 回全学教授会資料（中退予防）

【資料 3-2-12】 北海道科学大学障がい学生支援ガイド（教職員向け）

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教育課程におけるキャリア教育の実施	<input type="checkbox"/> <u>キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。</u>
②キャリア支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切

に運営しているか。

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

- ・「Z 世代」の台頭や新型コロナウイルスの蔓延により、学生の気質が従来から大きく変化し、経験不足に起因する学生のコミュニケーション能力の低下や、将来に不安を抱えて自ら行動することを苦手とする学生が顕在化する中、社会から大学に対しては「自ら考え、行動できる学生」を輩出することがより一層強く求められるようになった。これを受けて就職支援センターではセンター内にワーキンググループを設置して令和3年（2021）年度より様々な検討を重ね、本学のキャリア教育の大幅な見直しに着手してきた。【資料 3-3-1】
- ・ワーキンググループにおける検討の結果、大学における支援が就職活動に特化したものではなく、学生自身が自らのキャリアを考える力を身に付けるものであるという視点に立ち、学生が自身の将来像の実現に向けて4（6）年間の学生生活を俯瞰して主体的にステップアップすることを支援する「HUS キャリアパスウェイ」構想を令和5年（2023）年度に設立した。「HUS キャリアパスウェイ」は単に就職内定率の向上に留まらず、就職活動時のミスマッチや早期離職の低減にも繋がることを期待している。【資料 3-3-2】
- ・本学においてサポートが比較的希薄な1～2年次のキャリア教育を充実させるために、令和6年（2024）年度より工学部・未来デザイン学部の必須科目として1年次対象の「キャリア形成Ⅰ」をスタートすることとし、令和4年（2022）年度から検討を開始して令和5年（2023）年度までにその内容を具現化した。令和7年（2025）年度には工学部・未来デザイン学部の必須科目として2年次対象の「キャリア形成Ⅱ」をスタートすることとし、令和5年（2023）年度から検討を開始して2024年10月現在講師選定を終えて講義内容の最終調整を予定通り行っている。7学科の混合クラスによる講義展開や、グループワークの他、卒業生のパネルディスカッションなど、斬新な試みが多々盛り込まれている。【資料 3-3-3】
- ・工学部・未来デザイン学部の3年次を対象にした既存の必修科目「ビジネススキルⅠ・Ⅱ」については、各学科の実情に即して内容のマイナーチェンジを行ってきた。「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」の実施後にはその評価と効果の検証を行い、令和8年（2026）年度以降の「ビジネススキルⅠ・Ⅱ」の内容を実態に則して見直し、改善する予定である。【資料 3-3-4】
- ・薬学部と保健医療学部においては「キャリア形成」及び「ビジネススキル」は開講されないが、薬学部においては令和6年（2024）年度より新カリキュラムの1、2年次対象科目として「キャリアデザインⅠ」、3、4年次対象科目として「キャリアデザインⅡ」をスタートすることとし、将来のなりたい姿やありたい自分を実現することを目的とした講義を実施している。保健医療学部においては、職業教育でもある臨床実習系の科目及びその準備科目において、医療の世界で行われている業務の理解や考察を通して学生が将来のキャリアを考え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるこ

とを目的とした講義を実施している。【資料 3-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 2024 年度 低学年からのキャリア教育ワーキンググループ構成メンバー

【資料 3-3-2】 HUS キャリアパスウェイ イメージ図

【資料 3-3-3】 シラバス（キャリア形成 I）

【資料 3-3-4】 2022～2024 年度 ビジネススキル I・II 時間割

【資料 3-3-5】 ガイダンス資料及び就職支援行事一覧

3-3-② キャリア支援体制の整備

- ・就職支援を担う部署として各学科教員から選出されたセンター主任と就職課職員の教職協働体制で就職支援センターを設置している。【資料 3-3-6】
- ・主として低学年を対象に、外部講師やキャリアアドバイザーによる任意参加型の「ステップアップ講座」を毎年数回開催してきた。令和 5 年（2023）年度には、昨今の学生の実情を踏まえて内容を再検討し、対象学科や対象学年を拡大して実施した。令和 6 年（2024）年度には「HUS キャリアパスウェイ」の構想に合わせて、スキルアップ・テクニク・個別相談など、様々なカテゴリーのプログラムを開講する「ビルドアッププログラム」に名称と内容を刷新した。昼休みの開講や短時間講座の設定などの工夫も行い、個々のニーズに応じて参加ができる多彩なプログラムを年間 30 講座以上実施予定である。【資料 3-3-7】
- ・企業・病院・自治体などとの連携と相互理解の深化のために毎年実施してきた就職懇談会は、令和 6 年（2024）年度より令和 5 年（2023）年度までの招待制から、新たな繋がり創出を目指して申込制へと変革した。参加した企業・病院・自治体などからも、これまでの関係学科の枠を超え、他学科とのつながりを得られたとのコメントが多く寄せられた。【資料 3-3-8】
- ・北海道内企業との連携を深化・拡充し、学生の地元就職率を増加させるために、北海道中小企業会同友会との懇談会・北海道商工会議所連合会のキャンパスツアー・北海道銀行主催の学校の企業の情報交換会などに参画した。札幌近郊を中心とした各種業界団体との連携を拡充する取組は今後も継続的する予定である。【資料 3-3-9】
- ・令和 5 年（2023）年度よりインターンシップを採用選考に活用することが可能になり、企業採用活動の早期化が加速した。これに対応するため、令和 5 年（2023）年度は 12 月に実施する学内合同業界研究会の日数を拡充した。令和 6 年（2024）年度はこれまで 3 月に実施していた企業説明会を業界研究会と名称変更して 2 月に実施し、対象も 1～3 年生に拡大して 3 年生の就職活動の活性化のみならず低学年次からの社会理解を促す機会とする予定である。【資料 3-3-10】
- ・採用活動の早期化・長期化・二極化・個別化など、就職活動の時期や手段、思考が多様化している中で、進学・就職活動に際して生じる様々な学生の悩みに対応するために、就職課職員及びキャリアアドバイザーによる個別支援を実施した。昨今は相談対応件数が増加しており、またその重要性も増しているため、令和 6 年（2024）年度に新卒応援ハローワークと連携し、充実した支援体制を整えた。また個別相談の申し込みを円滑に受け、学生の利便性が向上するように、令和 6 年（2024）年度に個別面談予約システム

を導入した。このことにより従来は就職課に来室しなければできなかった面談予約が、スマホのアプリからいつでもできるように改善した。【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】

- ・様々な困難を抱える学生を支援する体制を強化するため、全国キャリア教育・就職ガイダンスへの参加による他大学・企業他の情報収集、全学FD・SD講演会の実施など、対応教職員の個々のスキルアップに努めている。併せて外部の協力ソースを増やすことで、必要な支援を必要なタイミングで提供できるような体制を整えるべく、令和5年(2023)年度よりNPO法人「札幌チャレンジド」との連携による就労支援を開始した。これらの取組は今後も拡大・継続する予定である。【資料 3-3-13】【資料 3-3-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-6】 就職支援センター規程

【資料 3-3-7】 ビルドアッププログラムのご案内

【資料 3-3-8】 就職懇談会 実施報告書

【資料 3-3-9】 各イベントの実施要領等（先方団体作成）

【資料 3-3-10】 ご案内チラシ及び（時期により）実施要領

【資料 3-3-11】 アドバイザー契約書及び勤務カレンダー

【資料 3-3-12】 システム概要及びシステム画面遷移

【資料 3-3-13】 Jasso ガイダンス告知及びFDSD 資料等

【資料 3-3-14】 コミュニケーションが苦手な学生向けセミナー告知チラシ

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学生生活の安定のための支援	<input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、 <u>学生の多様性に配慮して適切に行っているか。</u> <input type="checkbox"/> 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生サービスと厚生補導に関する業務は主として学生支援センターが担当しており、全学的見地に立ったサポート体制を構築している。【資料 3-4-1】
- ・在学生の勉学に対するモチベーションを高めるために、学業・人物ともに優秀な学生に奨学金を給付する制度を設けており、学部生には学科優秀奨学金及び学校法人北海道科学大学奨学金、大学院生には大学院奨学金制度を設立し、給付を行っている。学科優秀

奨学金は、2 年次以上の就学者の中から学業成績優秀で他の学生の模範となる者を対象とする奨学金であり、採用数は各学科・学年最低 1 人以上とし、学生支援センター会議で選考している。直近 3 ヶ年の採用数は表 3-4-1 で示すとおりとなっている。

表3-4-1 学科優秀奨学金・学校法人北海道科学大学奨学金採用者数

年度	学科優秀奨学金	学校法人北海道科学大学奨学金
令和3 (2021) 年度	110人	69人
令和4 (2022) 年度	114人	79人
令和5 (2023) 年度	119人	87人

- 大学院奨学金は、博士課程及び博士後期課程の学生を対象に学生の修学、研究を奨励し、有為な人材の育成を目的とする奨学金であり、令和 4 (2022) 年度から対象を修士課程にも拡大した。令和 3 年 (2021) 年度は 5 人、令和 4 (2022) 年度は 5 人、令和 5 (2023) 年度は 19 人を採用した。なお、大学院修士課程・博士後期課程の授業料設定は、研究の裾野を広げるため、学内からの進学者や社会人が進学しやすいよう、学部授業料の約 1/2 に設定している。【資料 3-4-2】
- 学外奨学金として多くの学生が利用する日本学生支援機構の奨学金は、表 3-4-2 で示すとおり延人数で年間 2,200 名以上の学生が利用しており事務処理業務についても外部委託を利用することで円滑化を図っている。

表3-4-2 日本学生支援機構の奨学金利用状況 (単位:人)

年度	学部・大学院	給付のみ	給付+ 一種	給付+ 二種	給付+ 併用	一種のみ	二種のみ	併用	合計
令和3 (2021) 年度	学部	178	93	81	150	410	1022	337	2271
	大学院	0	0	0	0	7	5	2	14
令和4 (2022) 年度	学部	193	94	85	170	414	1007	362	2325
	大学院	0	0	0	0	11	2	2	15
令和5 (2023) 年度	学部	197	110	96	173	400	892	357	2225
	大学院	0	0	0	0	17	0	2	19

- クラブ活動、学業に係る資格・活動、学内外の活動の実績が有り、学生の模範となる者を対象とした学生生活特別賞制度を設けている。【資料 3-4-3】
- 令和 6 (2024) 年現在 4 人の留学生在籍している。学生課では「留学生受入マニュアル」を作成し、留学生の指導に当たっている。毎月授業の出席状況を調べ「外国人留学生授業出席状況報告」を作成し、欠席が多い場合は本人から聞き取りを行い、学生課より授業に出席するよう指導をしている。留学生には、年 2 回は面談をするようにし、生活面についても聞き取りを行っている。【資料 3-4-4】
- 大学主催のオーストラリア語学研修の渡航費の一部を大学から補助をしている。台湾学

生交流研修およびタイ文化研修の渡航費については一部を保護者会である親交会から補助をおこなっている。

- ・授業、学修活動、キャリア形成並びに学生生活全般についての相談の場としてポートフォリオ個人面談を実施し、HUS-UNIPA に記録している。また、2年次以上では6月の面談時に教育目的達成度調査結果を資料とする学修成果に関する面談を実施している。
- ・課外活動を、自主性・社会性・協調性など社会人として必要な素養を身につける場と位置づけ、多くの学生が課外活動に参加することを推奨し、そのための環境づくりに力を入れている。令和6(2024)年度も前年度に引き続き、4月のガイダンス時に協学会主催の課外活動団体への勧誘イベントを実施し、多くの新入生が参加した。その結果、課外活動団体への加入率は47.7%となり、令和5(2023)年度から0.8%増加した。現在、全学生・教職員をもって組織する協学会のもとに、体育局(31団体)、文化局(36団体)、ボランティア局(3団体)、薬物乱用防止局(1団体)、全学応援団局、その他(2団体)があり、それぞれ精力的に活動している。なお、クラブなど諸団体に加入していない一般学生も参加できる行事として、大学祭、体育祭を協学会主導のもとに企画・運営している。【資料3-4-5】
- ・協学会所属の諸団体の活動とは別に、学生が提案した課外活動を支援する制度として「夢プロジェクト」を制定している。これは学生が自由な発想のもとで企画・立案したプロジェクトに対し、大学が資金等の助成を行うものである。令和6(2024)年度夢プロジェクト採択結果については表3-4-3に示す。

表3-4-3 令和令和6(2024)年度 夢プロジェクト採択一覧

No	プロジェクト名	内 容
1	中型ヒューマノイドロボット製作プロジェクト	ロボット技術によって、様々な課題が克服されることから、社会的意義が大きくなると考え、この企画で得られた知識を社会一般に広める。
2	Café angel twins	メディアデザイン学科で学んだ「衰退したシステムを再利用、活性化させるグループワーク」を活かして、自身で考えた企画で集客方法を学び、その中で商品を作る面白さに気づき、カフェを実施することとした。
3	Q-PIT	北海道科学大学における学外広報手段として、ICT技術を活用した新たな手法を企画・運営する。AR技術を活用して、大学キャンパス内を案内してくれるスマホアプリの開発や落とし物をわかりやすくお知らせするサイトの開発にも取り組む。
4	Nexus	Nexusは教育してから制作するという手順を踏み、電子工作・2Dゲーム・VRといった“モノづくり”に挑戦する。さらに、オープンキャンパス・クリスマスイベント・F棟展示ブースで作品を展示し、モノづくりの面白さをイベント参加者に見て知ってもらう。
5	e ² club -Installation Artに挑戦	学内外の人達とInstallation Art作品を作成し、ものづくりの素晴らしさを周知する。在学生および高校生・地域の方々向けの電子工作会の実施および作品展示をしながら、工学と

		芸術が融合したユニークな取り組みをしている大学をアピールしていきたい。
6	プロジェクトF ～スポーツ・健康 サポーターズ～	実践・地域貢献をテーマに授業では経験のできない実学を学び、子供たちの健康促進とケガ予防や本学部活動へのサポートなどをおし北海道科学大学をより広く知ってもらおう活動をおこなう。
7	ギソクラ！	小、中学生、高校生向けに義肢装具士が臨床現場で用いる材料を使って簡易的な工作を行い、直接義肢装具士について知ってもらうこと、進路選択の際に義肢装具士を1つの選択肢としてもらうことを活動目標として活動していきたい。
8	放射光で病理診断 を可能に	修士課程における自身の研究テーマ「シンクロトロン放射光を用いた生体イメージング」に付随して、①大型放射光施設 SPring-8 主催の第23回 SPring-8 夏の学校（7月9日～12日）への参加、②名古屋医療センターにて病理診断科の見学を行う。
9	い～らぼ	「学年の枠を超えて知識を得て、学内の枠を超えて地域の子どもたちに発信しよう！」をコンセプトに、子どもたちに実験の楽しさを知ってもらう実験イベントや学内でのつながりを深めるための勉強会を行う。
10	メタバースプロジ ェクト	全体的なオンライン講義の需要低下や本プロジェクトを進めていく上で新たな課題・目標として「仮想空間でオープンキャンパスを体験できるシステム」を提供していきたい。
11	Fun maker	ステージでサウンドに合わせて動いたり、通行人に画像と音声で挨拶をするロボットを製作し、オープンキャンパスや学内外のイベントでロボットや工学に詳しくない一般の方に楽しんでもらえることを目標としている。
12	VANARO Robot Project	ステージでサウンドに合わせて動いたり、通行人に画像と音声で挨拶をするロボットを製作し、オープンキャンパスや学内外のイベントでロボットや工学に詳しくない一般の方に楽しんでもらえることを目標としている。
13	HoPs	高校生らが想像する大学生活と、実際のキャンパスライフにおけるギャップを無くすため、高校生の大学に対する理解を深めさせる支援をしていきたい。

- ・ 課外活動への支援として、顕著な成績を上げた団体や学校行事に著しい貢献をした団体に対して、特別助成をしている。【資料3-4-6】
- ・ 本学では学内で飲酒を伴う会合・懇親会を開催することを学生にも認めているが、学生支援センターでは4つのルールを基本とした「学内での飲酒のルール」を定め、ルールを学生に遵守させるとともに、教職員が同席し注意喚起を行い、飲酒事故防止対策に努めている。【資料3-4-7】
- ・ キャンパス内に3か所の食堂とコンビニエンスストアを設置しており、昼休み時間に学

生が混雑しないよう配慮している。

- 学生の食堂の利用頻度及び満足度を向上するため、各食堂には定期的にメニューフレームの変更や、ランチメニュー（定食）には補助を行い、通常の価格より安く利用できるように配慮している。また、各食堂の運営業者に対して食堂施設の無償使用を認め、光熱水費も負担している。これによって学生に対して間接的な支援も行っている。
- 学生の悩みや困りごとに応じて、学生相談室、学生課、クラス担任等複数の相談窓口を用意し全学的に支援する体制を整備するとともに、ガイダンス等で悩みや困りごとがある場合は、これらの窓口相談するよう学生に周知している。また、学生の相談相手となるクラス担任向けに学生の状況や相談内容に対する対応をまとめた「学生支援の手引き」を整備している【資料 3-4-8】
- 保健管理センターでは、各学部から選出された運営委員からなる運営委員会を毎月 1 回開催しており、学生相談室・医務室の利用状況や、感染症対策、障がい学生支援等についての審議、及び情報共有を行っている。また、HPV ワクチン接種等の情報提供の活動にも力を入れている。
- 医務室では、怪我や体調不良への救急処置、健康診断の事後措置や医療機関の紹介等の身体的な問題に対応しており、保健師 2 人が常勤している。また、学校医 1 人による健康相談日を毎月 1 回実施している。
- 年度別の医務室利用状況は表（3-4-4）のとおりである。令和 3 年（2021）年度以降利用数は増加傾向であるが、対面授業や課外活動がコロナ禍前と同様になり、通学の機会が増えたことが要因と考えられる。なお、電話・メールによる医務室対応は利用件数に含まれていない。

表 3-4-4 年度別医務室利用状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総合計	748	859	1,170

- 全学生対象の定期健康診断を毎年 3 月から 4 月に実施している。健康診断で問題が見つかった場合は、指定学校医が診察し、適切な指導・治療を受けられる体制になっている。
- 医療機関で治療を受ける学生への経済的支援を目的として、本学独自の互助組織である「学生医療互助会」を運営しており、全学生が加入している。「学生医療互助会」では学生が学内外、時間を問わず疾病や不慮の事故等により医療機関に掛かった際、支払った自己負担医療費の一部給付、後遺障害を被った場合の見舞金の給付、死亡に至った場合の弔慰金の給付を行っている。
- 心身的な問題を抱える学生のための相談室として、専門のカウンセラーを配する学生相談室を設置し（休業期間を除く平日の 10 時 30 分～17 時に開室）、個人面談、電話、電子メール、郵便等、学生が利用しやすい方法で相談を受け付けている。なお、3 人のカウンセラーが曜日を決めて交代で担当している。
- 生活上・修学上の不安や悩みを抱えた際の相談窓口が記載されたカードの配布を行い、相談先や相談方法の周知を行っている。【資料 3-4-9】
- 学生相談室の主な相談内容は勉学、進路、人間関係などであり、利用状況は表 3-4-5 に示すとおりである。発達障害や精神症状等で、学生へのカウンセリング以外にも、学科

教員や医療機関との連携を必要とする事例も増加していることから、令和 5（2023）年度より学生相談室の開室時間を増やし、学生対応のための十分な時間を確保している。

表 3-4-5 年度別学生相談室利用状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総合計	964	925	992

- ・一人暮らしの学生への支援と朝食習慣を身につけるために、学生医療互助会及び親交会からの助成を受けて、2010 年度から学生食堂及び売店にて定期的に 100 円朝食を提供している（年 7 回、10 日間、100 食にて実施）。
- ・快適な環境のもとで学生生活を送ることができるよう、ハラスメントの防止及び被害者の救済のため、人権委員会を設置し対応している。人権委員会では、学生からの相談を受けるほか、ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレットを作成して学生に配布し、ハラスメントの防止に努めている。【資料 3-4-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】北海道科学大学学生支援センター規程

【資料 3-4-2】[在学生情報サイト HUS ナビ](#)→奨学金・教育ローン

【資料 3-4-3】北海道科学大学学生の表彰に関する取扱内規

【資料 3-4-4】留学生受入マニュアル

【資料 3-4-5】[北海道科学大学 HP](#)→クラブ紹介

【資料 3-4-6】課外活動団体特別助成規程

【資料 3-4-7】学内掲示（学内での飲酒のルールについて）

【資料 3-4-8】2024 年度学生支援の手引き

【資料 3-4-9】生活上・修学上の不安や悩みを抱えた際の相談窓口が記載されたカード

【資料 3-4-10】ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレット

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	<input type="checkbox"/> 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 <input type="checkbox"/> 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 <input type="checkbox"/> ICT 環境を適切に整備しているか。
②図書館の有効活用	<input type="checkbox"/> <u>図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。</u>

③施設・設備の安全性・利便性	<input type="checkbox"/> 施設・設備は、バリアフリーなど <u>安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。</u> <input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
-----------------------	--

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- ・ 本学のキャンパス配置及び校地・校舎の面積はデータ編【共通基礎様式 1】に示すとおりであり、設置基準上の必要面積を上回っている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】
- ・ 体育館は、バスケットボールコート 2 面を有するメインアリーナの他に、サブアリーナと屋外スポーツ広場があり、武道館、クラブハウス、ミーティングルーム、トレーニングジムによるスポーツ複合施設となっている。ほかにクライミングウォール、弓道場、アーチェリー場を併設している。設計・施工には本学の教員や OB が関わっており、地中採熱や太陽光パネルの採用など環境にも配慮した体育館となっている。
- ・ 学生が課題作成、自学自習等に利用できるカラーレーザープリンタを学内に 44 台設置し、ノート PC 等から学生証を用いて各自が印刷している（プリントシステム）。場所は、A 棟 4 台、B 棟 2 台、C 棟 5 台、E 棟 4 台、G 棟 8 台、7 号館 1 台、8 号館 1 台、図書館 1 台、HIT プラザ 1 台設置している。【資料 3-5-5】
- ・ 入学時に全学生に対してノート PC の所有を義務付けており、学生の自己所有ノート PC を活用して、講義・実習を展開することから、全ての建物において無線または有線でネットワークに接続できる環境を整えており、A 棟、E 棟、G 棟では机に有線 LAN と電源コンセントを設置している講義室も整備している。また、学生用のプリンタを各建物に設置することにより、ノート PC を十分に活用できる環境整備を行っている。【資料 3-5-6】
【資料 3-5-7】
- ・ OVS-ES（マイクロソフト社の教育機関向け総合契約）により、学生・教職員はワード、エクセル、パワーポイント等の基本ソフトを無料で使用できるよう便宜を図っている。また、グループウェアとして Google Workspace、遠隔授業・授業録画、遠隔会議用に zoom のライセンス契約をして教室以外での教育方法を充実させている。
- ・ マルウェア対策として、ESET 社の ESET Protect Entry オンプレミスキャンパスライセンスのライセンス契約をして学生に無償配付するとともに、情報倫理やセキュリティに関する啓発を実施し、良好なネットワーク環境の維持に努めている。
- ・ 前述の OVS-ES を大学として用意するほか、学科ごとに次の例のようなソフトウェアを用意し、講義及び自学自習等に活用している。
JMP Academic Suite Gen 2
astah* professional 等
- ・ 全学生が利用可能な学習支援システムとして、UNIPA 及び HUS-Moodle を導入し、各講義での資料配付、小テスト、課題提出、双方向型授業、出席管理、教員からの連絡等に活

用している。

- ・ノート PC のトラブルに対応するため、講義棟に「ノート PC サポート室」を設置し、平常授業日は 8 時 50 分～18 時、定期試験期間及び補講日は 8 時 50 分～17 時まで開室している。学術情報課職員と委託業者、アルバイト学生がノート PC のトラブルに対する対応・アドバイス、故障時におけるノート PC の貸出、ソフトウェアのインストール等に関する相談を受け付けている。【資料 3-5-8】
- ・メディア系教育に特化した演習室において最新の機器およびソフトウェアにより、講義・演習、自学自習に対する教育環境が整備されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】北海道科学大学施設案内

【資料 3-5-2】北海道科学大学キャンパスマップ

【資料 3-5-3】情報公表→校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境

【資料 3-5-4】施設・設備の管理に関する規則

【資料 3-5-5】プリントシステム印刷状況

【資料 3-5-6】2024 年度キャンパスネットワーク利用の手引き

【資料 3-5-7】2024 年度セットアップガイダンス手順書

【資料 3-5-8】ノート PC サポート室利用状況

3-5-② 図書館の有効活用

- ・北海道科学大学図書館は、令和 5（2023）年春に「100 周年記念会館 HUS+H」としてリニューアルオープンした。図書館を情報発信の場と位置づけ、学生・生徒や教職員の方々と地域「つなぐ」場所をコンセプトとした改修が行われている。なお、「HUS+H」の名称は、学生に名称を公募した結果に基づいている。【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】
- ・バリアフリー化に関しては、玄関アプローチ自動ドア及びスロープ・段差解消機、エレベーター、多目的トイレを設置している。
- ・施設内は、プロジェクト活動エリア、プレゼンテーションエリア、自由な学習活動エリア、静粛な活動エリアに分け、エリア機能を高めることで学生・生徒の多様な学びに対応している。これらの施設の予約は、オンライン上から予約することが可能である。【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】
- ・防犯に関しては、1 階に 7 ヶ所、2 階に 7 ヶ所、合計 14 箇所のカメラを設置し犯罪やトラブルの防止に対応している。
- ・2 階図書エリアは、通常授業日は 8 時 30 分～20 時、1 階エリアは 8 時 30 分～22 時まで開館しているため、夜間も学修が可能である。【資料 3-5-13】【資料 3-5-14】【資料 3-5-15】
- ・図書館には、配架図書約 183,000 冊、雑誌約 1,700 誌、新聞 31 紙、視聴覚資料約 2,400 本を蔵書している。また、図書館内で電子ブック（約 900 冊）、電子ジャーナル（5,800 誌）、データベース（10 種）が利用可能である。
- ・医療系の学部が設置されていることから、学外実習等により登校機会が少なくなった学生に対応するサービスとして、図書館オンラインサービス「書籍宅配貸出」、「書籍購入希望図書」、「資料リクエスト申込」が利用できる。

- ・100周年記念会館の各種スペースを利用したイベントや講演会、学会発表の予行演習など有効活用を図っている。
- ・大学生として、図書館資料を有効に活用して能動的に学修する力を養うことが重要と捉え、全学科の入学生を対象とした図書館利用ガイダンス及び図書館見学を行い、実施後に図書館資料を利用した課題作成・提出を義務付けている。【資料 3-5-16】
- ・今後、教育・研究のサポートを充実するために図書館員の養成、各学科の学術・研究資料を提供するために予算のさらなる効率化を目指すことが課題と考えられる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-9】 図書館利用状況グラフ 2021-2024

【資料 3-5-10】 図書館利用状況 2024

【資料 3-5-11】 図書館利用案内_100周年記念会館利用・施設紹介

【資料 3-5-12】 図書館利用案内_2023年度 100周年記念会館年間利用状況

【資料 3-5-13】 図書館に関する規則

【資料 3-5-14】 図書館に関する規則_図書館利用細則

【資料 3-5-15】 図書館利用案内

【資料 3-5-16】 図書館利用案内_2024年度利用者講習会

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

- ・バリアフリー化については、4・7・8号館の2階と3階の間の移動が階段のみとなり、車椅子での移動が出来ない状態である。3階にある教員室、ゼミ室等は、2026年竣工予定の手稲駅前キャンパスへ移転し、当該フロアは倉庫等とする計画となっており、バリアフリー化されていないフロアは解消する予定である。【資料 3-5-17】
- ・各学科で所管している機器及び薬品の管理については、2022年度に管財課が管理体制の再確認を行い、以降は定期的実施することとした。
- ・施設・設備の耐震については、全ての建物が新耐震基準を満たしている。【資料 3-5-18】
- ・キャンパスネットワークを運用しているサーバー機器や LAN 機器については、令和 5 (2023) 年度に B 棟/E 棟/R3 棟/R4 棟の LAN 機器を更新するとともに、ネットワーク運用に必要なファイアウォール及び DHCP サーバーの機器更新を実施した。【資料 3-5-19】
- ・学生の自学自習に活用しているプリントシステムに関しては、令和 4 (2022) 年度にシステム更新を行ない、それまで講義室内に設置していたプリンタを各棟の各階等の学生の利用しやすい場所に再配置した。
- ・図書館は、利便性の向上を目的として、令和 5 (2023) 年 4 月から開講期の平日の閉館時間を従前の 20 時から 22 時まで延長した。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度までは教室の収容定員を半数程度に減らす必要があり、全面的な対面授業を行うためには教室数が不足していたことから、対面授業の教室と別の教室やオンラインで受講する学生も双方向性を確保した状態で授業を実施できる、ハイブリッド型授業設備を 4 組計 13 教室に導入した。令和 5 (2023) 年度以降は教室の収容定員制限を撤廃したが、授業だけでなく学会等においても必要に応じて同設備を活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-17】北海道科学大学バリアフリーマップ

【資料 3-5-18】建物の耐震化を示す文書

【資料 3-5-19】第2期中期事業計画書（ネットワーク機器更新）

【基準3の自己評価】

3-1. 学生の受入れ

【入試広報センター】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・建学の精神及び使命・目的に基づくアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページやオープンキャンパス等で周知している。
- ・アドミッション・ポリシーに沿った選抜方式に基づく志願者の選抜と検証の体制を整え、収容定員も充足しており、在籍学生を適切に確保している。
- ・入学案内書の大幅改訂及び受験生向けホームページなどのメディアを拡充させた。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・定員超過及び未充足がみられる学部に対する対策が必要である。
- ・入学前教育のeラーニング教材は全学科共通の内容であるため、学科ごとに必要な教科・科目への見直しが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・令和7（2025）年度入学者選抜より高等学校学習指導要領改訂への対応に伴うアドミッション・ポリシーの改正を実施したため、さらなる広報の充実に努めていく。
- ・令和7年（2025）年度入学試験からの制度改革に着手し、いわゆる年内入試での入学者の確保及び総合型選抜入学生の高大社の接続強化を目的に総合型選抜の見直しを進める。また、高等学校学習指導要領の改訂に対応し、一般選抜〔前期〕において新教科「情報」を導入するほか、一般選抜においても多面的評価を行うため一般選抜〔後期〕の新たな方式として記述式総合問題や面接試験を伴う一般選抜〔総合評価型〕の導入に向けた準備を進める。
- ・一部定員超過がみられる学部については、合格者に対する手続き率の予測精度向上を行い適切な定員管理に努める。
- ・高校教員との信頼関係構築を目指し、戦略的な高校訪問を実行する。
- ・志願者獲得に向けて「工学系学科の女子向け企画」「学科特化型企画」「西日本のマーケット開拓」など戦略的にターゲットを絞った企画を実行する。
- ・令和7（2025）年度入学生向けに、新たなeラーニング教材を導入予定である。これにより、受講者の習熟度に即した課題を課すことが可能になり、入学までに必要な基礎学力の定着が期待できる。
- ・入学者選抜制度の相違による入学生の学力調査を継続的に行い、選抜制度の在り方（募集定員、選抜方法、推薦基準等）、学校推薦型選抜〔指定校〕の見直しを入試広報センターにおいて検討する。

3-2. 学修支援、3-4. 学生サービス

【学生支援センター】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・令和6（2024）年度より「HUSスタンダード」「コンカレントプログラム」「リメディアル教育プログラム」など様々な学修支援施策を開始したほか、新入生プレイスメントテストを刷新したことにより、学生の能力に応じたクラス分けと学修支援を可能とした。また、リメディアル教育プログラムでは、外部講師による講座に加えてSA・TAを活用した演習からなる学修支援に取り組んだ。
- ・令和5（2023）年度から日本学生支援機構奨学金の事務処理等を業務委託し、業務の効率化（属人化の防止、事務処理ミスの低減等）を図ることで、学生満足度の向上に繋がる業務（学生生活支援、課外活動支援等）に注力かける体制づくりを進めている。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・各種の学修支援施策が開始間もないことから分析・検証ができていないため、成果と課題を分析した上で改善を図ることが課題である。
- ・学生の主体的な活動を支援する「夢プロジェクト」において、新規の取組み及び個人で行う取組みが減少していることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・令和6（2024）年度後期の成績等を基に検証を行うとともに、令和7（2025）年度からの第3期中期事業計画において、各施策の改善・充実を図ることとしている。
- ・「夢プロジェクト」の公募要領の見直しに加えて、これまで採択されたプロジェクトの活動紹介についてHUS-UNIPAやデジタルサイネージ等による周知を強化していく予定である。

3-3. キャリア支援

【就職支援センター】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学のキャリア教育改革の重点施策として、工学部・未来デザイン学部の7学科の1年次の混合クラスによる必修科目「キャリア形成Ⅰ」がスタートし、好評を博している。2025年度にスタートする「キャリア形成Ⅱ」の準備も順調である。
- ・8～9月に実施する就職懇談会を招待制から申込制に変更したことにより、新規企業とのつながりや、学科の垣根を超えたつながりを生み出した。
- ・新卒応援ハローワークやNPO法人札幌チャレンジドとの協力体制を構築したことにより、これまで以上に個々の学生のニーズに沿った支援が可能となった。
- ・個別面談の予約システムを導入したことにより、予約及びキャンセル手続きに関する学生の利便性が向上し、予約当日の無断欠席なども減少した他、職員の予約管理業務に関わる負担が大幅に軽減された。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・業界によっては就職活動の早期化・長期化の流れが顕著であり、従来のマス型支援では対応が行き届かない課題がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・各学科の状況に応じて支援スケジュールを再検討する。

- ・インターンシップ及び選考の早期化による学業への影響懸念について、企業・団体側への理解促進や申し入れ（3年次での卒業見込書発行不可の周知など）を行う。

3-5. 学修環境の整備

【管財課】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・2013年度から始まった前田キャンパスのキャンパス再整備計画が2021年度に完成した。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・令和3年度の認証評価時に、バリアフリー化について既存校舎4・7・8号館の階段移動について整備がされていない指摘を受けている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・「自己判定の理由」のとおり、現在実施設計中の手稲駅前キャンパスへの教員室、ゼミ室等移転により未対応箇所は倉庫等とすることで解消する予定である。

【学術情報】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・学生が図書館を有効に活用できるように、図書館の機能を活用した能動的学習に取り組んでいる。具体的には、入学直後の学生を対象に図書館を利用した学びを身に着けさせる目的で、フレッシュマンセミナーの授業項目にこれらの学習を導入した。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・系列高校の生徒に対する適正な図書館活用の啓発が必要である。
- ・各学科のカリキュラムに対応できるスタッフがいないため、教育・研究のサポートが充分ではない。
- ・電子ジャーナルが教員の要望しているどおりに予算の関係上購入できていない。
- ・誰でも入館できるため、犯罪者や迷惑な近隣住民が入館し、安全性が保たれていない。
- ・全ての教室に無線LANが設置されていないため、学生から利用環境の不満が出ている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「100周年記念会館 HUS+H」について

- ・高校へは生徒の図書館利用状況の情報を共有するとともに、試験期間は特に注意喚起を行う。
- ・現在は図書館運営を業者委託しているため、専門的なスタッフの配置は難しい状況であり、学生、教員及び外部図書館の協力により対応する。
- ・教員に予算内に収まるよう電子ジャーナルの選別をしてもらっているが、毎年度必ず値上がりするものであるため、将来的な解決はできていない。現在、国がオープンアクセス化を進めているので多少は経費を抑えることができる可能性がある。

「校舎全般」について

- ・学生のノートPC、タブレット機器等が常に最新のものを使用しており、それらに対応するため令和6（2024）年度にA棟の無線LAN機器を更新することで接続状況が大幅に改善された。令和7（2025）年度以降はG棟に無線LAN設置、ネットワーク機器等の更新を行うことで最新機器に対応できるネットワーク環境を維持する。

- ・各プリンタの使用頻度の統計に基づいて設置場所、台数の見直しなどを検討する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① ディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 <input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・ディプロマ・ポリシーをはじめとした三つのポリシーについては、法人のブランドビジョン、本学の建学の精神を踏まえた学部・学科の人材養成の目的に基づき、学位プログラムの単位である学科ごとに令和 6（2024）年度に全学的に見直しを行った。【資料 4-1-1】
- ・策定したディプロマ・ポリシーは企画運営会議・教授会等での審議を経て確定し、ホームページ等で広く公表している。【資料 4-1-2】
- ・学生に対しては専用 Web サイトである HUS ナビの教務ブックに掲載し、教育課程に配置された授業科目がどのディプロマ・ポリシーに対応するのかを示したカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを教務ブックに掲載し、ガイダンスで周知している。さらにシラバスにもディプロマ・ポリシーの大項目を載せ、科目で修得した知識や技能などが、ディプロマ・ポリシーのどの項目の修得に関連するかを明記している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 2022 年度第 10 回企画運営会議議事録

【資料 4-1-2】 3つのポリシー

【資料 4-1-3】 教務ブック→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー、カリキュラム・フロー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー

【資料 4-1-4】 ディプロマ・ポリシーを説明した資料

【資料 4-1-5】 シラバス様式

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

- 令和 6 (2024) 年度の三つのポリシーの変更に合わせて全学的にカリキュラムの変更を行い、単位の実質化の観点から、授業科目の精選・統合のみならず、履修する授業科目の絞り込みも含めて、科目の週複数日開講や一科目当たりの単位数についても検討を行った。また、HUS スタANDARD科目をはじめ、クォーターでの開講科目が増加した他、基本教育科目から HUS スタANDARD科目への移行がなされた結果、全学的に授業科目が削減された。【資料 4-1-6】
- 授業科目の単位数は学則別表 2 及び大学院学則別表 2 に定めている。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】
- 成績評価については、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) に分け、可以上を合格とすることを学則第 14 条及び大学院学則第 28 条で定めている。なお、秀 (S) は学部のみの規定となっている。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】
- 成績評価基準を工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程第 16 条、薬学部履修規程第 8 条、大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程第 8 条、大学院薬学研究科履修規程第 7 条で定めている。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】
- 令和 6 年 (2024) 年度入学生科目より、全学部共通のシラバス様式を用いてディプロマ・ポリシーと科目の達成目標の対応、また達成目標と成績評価方法を 1 つずつ対応させる形で明記している。【資料 4-1-5】
- 卒業のために必要とする単位数は、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においては、各学科で定める付帯条件を含め 124 単位以上とし、薬学部においては 189 単位以上とすることを学則第 15 条に定めている。【資料 4-1-8】
- 大学院修了のために必要とする単位数は、修士課程においては 30 単位以上、工学研究科博士後期課程においては 52 単位以上、保健医療学研究科博士後期課程は 54 単位以上、薬学研究科博士課程においては 30 単位以上であり、加えて修士論文・博士論文の審査及び試験に合格することを大学院学則第 31 条に定めている。【資料 4-1-9】
- 各学部学科の進級基準単位数及び付帯条件を含めた卒業要件単位数を、履修規程に定めた上で、教務ブックに明記している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】
- 大学院各研究科専攻の修了要件単位数及び付帯条件を、履修規程に定めている。【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】
- 本学学部を卒業した者及び大学院を修了した者に授与する学位を、学位規程に明記している。【資料 4-1-15】
- 大学院各研究科において、学位論文等の評価基準、学位審査体制及び方法を定め公表している。【資料 4-1-16】
- 単位授与の条件は履修規程に定められ、成績評価の方法は各科目のシラバスに達成目標別の評価手段と配点が明記されている。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-5】
- 全ての学部で GPA 制度を導入しており、学期ごとに算出する GPA-S、通算して算出する GPA-T の 2 種類を用いて、学部によりその活用方法は異なる。

1) 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部

GPA-S が 1.00 未満の学生に対してはその連続した回数により、段階的に指導・警告・退学勧告を行うことを履修規程で定めている。【資料 4-1-10】

2) 薬学部

GPA-S が 4 学期連続して 1.30 未満の学生に対しては退学勧告を行うことを履修規程で定めている。薬学部においては、旧北海道薬科大学以来、カリキュラムの過密さを理由に、未修得科目を補講と「仮進級試験」のみで評価する制度を運用してきたが、令和 6 (2024) 年度カリキュラムより、原則として未修得科目を再履修させる方針で履修規程を改正した。【資料 4-1-17】

・進級、卒業判定は全ての学部学科で毎年次行われ、学科会議、学生支援センター会議、全学教授会の順で審議され、最終的に学長が決定するプロセスとしている。大学院の学位授与は研究科委員会の審議を経て、学長が決定している。【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

・より多様な学びを実現する目的で、以下の特定の科目の履修及び単位を認めている。

1) 他学科配当科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

自学科配当科目と内容が著しく重複しない他学科配当の専門教育科目を、通算して 10 単位まで履修し進級・卒業要件単位として算入することができる。ただし、保健医療学部の開講科目の履修については、専門基礎教育科目に限り、薬学部の開講科目については履修できない。【資料 4-1-10】

2) 特別科目（工学部・保健医療学部・未来デザイン学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する特別科目も、1) の 10 単位に含めることができる。【資料 4-1-10】

3) 自由科目（薬学部）

教育課程表の配当科目とは別に開設する自由科目があるが、進級・卒業要件単位には算入されない。【資料 4-1-11】

4) 短期大学等における学修

学則第 17 条の定めにより、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 4-1-8】

5) 協定大学等での履修

学則第 18 条の定めにより、他の大学又は短期大学との協議に基づき、受入れ大学又は短期大学の指定する授業科目の履修が許可された場合は、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部においてはその科目を 1) の 10 単位に含めることができる。【資料 4-1-8】【資料 4-1-10】

6) 他大学等における既修得単位認定

学則第 19 条の定めにより、本学に入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生としての単位を含む）を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。なお、編入学等の場合を除き、これらの単位の上限は合わせて 30 単位までと定めている。【資料 4-1-8】

7) 実用英語技能検定合格、TOEIC スコア、資格試験合格による科目の単位認定

- 学則第 17 条の定めにより、文部科学大臣認定の実用英語技能検定（2 級以上）に合格、又は TOEIC テストにおいて 550 点以上のスコアを取得した学生や大学教育に相当する水準を有すると認めた各種資格を取得した学生に対して、学生からの申請があった場合、該当授業科目の振替単位として認定している。単位認定を行う資格・試験等の詳細と単位数については、教務ブックに明示している。【資料 4-1-8】【資料 4-1-14】
- ・ 学生の幅広い関心や興味に応じて、様々な学問分野にわたる科目を提供するため、平成 26（2014）年度から「札幌圏大学・短期大学単位互換協定」に参加し、単位互換制度を実施している。【資料 4-1-20】
 - ・ 試験における不正行為の未然防止のため、平成 31（2019）年度に全学部で試験施行細則を制定し、その後、令和元（2019）年 10 月に細則第 4 条を改正し、更なる注意喚起を行った。【資料 4-1-21】【資料 4-1-22】
 - ・ 転学部・転学科規程を令和元（2019）年度に全面的に改正し、転学部の条件・時期、必要な手続きを明確化した。また、学生支援センター会議において年間の審査スケジュールを作成し、意思表示した学生の状況を定期的に共有することにより、進路変更が円滑に進められるよう環境を整備した。令和 5（2023）年度末では 5 人の学生が本制度を利用し転学部・転学科を行った。本制度は、中途退学の防止にも役割を果たしているといえる。【資料 4-1-23】
 - ・ 大学院工学研究科・保健医療学研究科修士課程において、指導教員が認めたときには他の専攻の修士課程、又は学部の授業科目を履修し、大学院の科目については 10 単位を超えない範囲で修了要件単位に算入できる。また、教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院の授業科目を当該大学院とあらかじめ協議のうえ、同様に取り扱いできる。【資料 4-1-12】
 - ・ 大学院学位審査手続きの詳細は学位規程施行細則を定め、これに従い進めている。【資料 4-1-24】【資料 4-1-25】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-6】学則別表 2
- 【資料 4-1-7】大学院学則別表 2
- 【資料 4-1-8】学則
- 【資料 4-1-9】大学院学則
- 【資料 4-1-10】工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程
- 【資料 4-1-11】薬学部履修規程
- 【資料 4-1-12】大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程
- 【資料 4-1-13】大学院薬学研究科履修規程
- 【資料 4-1-14】[教務ブック→各学部履修ガイド](#)
- 【資料 4-1-15】学位規程
- 【資料 4-1-16】[教務ブック→大学院各研究科の学位論文評価基準・学位審査体制及び方法](#)
- 【資料 4-1-17】北海道科学大学薬学部履修規程の運用に関する申し合わせ
- 【資料 4-1-18】令和 5（2023）年度学部教授会（進級・卒業判定資料）
- 【資料 4-1-19】令和 5（2023）年度第 8 回研究科委員会（学位授与判定資料）

- 【資料 4-1-20】 札幌圏大学・短期大学単位互換協定書
- 【資料 4-1-21】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部試験施行細則
- 【資料 4-1-22】 薬学部試験施行細則
- 【資料 4-1-23】 転学部・転学科規程
- 【資料 4-1-24】 大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則
- 【資料 4-1-25】 大学院薬学研究科学位規程施行細則

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 <input type="checkbox"/> シラバスを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
④教養教育の実施	<input type="checkbox"/> 教養教育を適切に実施しているか。
⑤教授方法の工夫と効果的な実施	<input type="checkbox"/> アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 <input type="checkbox"/> <u>授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。</u>

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・ディプロマ・ポリシー達成のために必要な教育課程の編成、教育内容・方法の実施、学修成果の評価の基本方針を定めたカリキュラム・ポリシーを学科（大学院は専攻）単位で策定し、ディプロマ・ポリシーと同様のプロセスで審議し、ホームページ等で広く公開するとともに、学生にガイダンス等で広く周知している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】
- ・学修成果やカリキュラムの点検評価の方針はアセスメントプランとして策定し、これに

基づいて、授業科目レベル、プログラムレベル、機関レベルに加え、学生自身による学修成果の点検の4つの改善ループ（PDCA サイクル）が回る仕組みとなっている。【資料 4-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 [3つのポリシー](#)

【資料 4-2-2】 [カリキュラム・ポリシーを説明した資料](#)

【資料 4-2-3】 [アセスメントプラン](#)

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・3ポリシーについては、令和6（2024）年度に学位プログラムの単位である学科ごとに全学的に見直しを行った。
- ・ディプロマ・ポリシーの各項目と授業の整合性を体系的に理解できるように令和6（2024）年度カリキュラムよりカリキュラム・ツリーを作成し、従来より活用していたカリキュラム・マップと合わせて、その一貫性を説明できるようにしており、ホームページ等で公表している。【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-4】 [教務ブック→各学科カリキュラム・ツリー](#)

【資料 4-2-5】 [教務ブック→各学科カリキュラム・マップ](#)

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・新たな三つのポリシーを策定した後、カリキュラム・ポリシーに則り各学科・専攻において教育課程の見直しを行った。新たな教育課程は令和6（2024）年度からスタートしている。
- ・基盤能力を養うため全学共通教育プログラムとして令和6（2024）年度より「HUSスタンダード」を開始し、全学科の教育課程においてHUSスタンダード科目を配置した。また、ディプロマ・ポリシーとHUSスタンダード科目の対応については大学ホームページで周知している。【資料 4-2-6】
- ・令和6（2024）年度カリキュラムから、シラバスの様式を全学部で統一した。旧カリキュラムでは薬学部のシラバスに薬学教育モデル・コア・カリキュラムに定められたGIO、SBOを記載していたが、モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴い、科目ごとに達成目標を明記する形に切り替えることで、全学部で様式を統一して運用している。
- ・シラバスの構成は、①授業の目的、②授業の方法、③授業計画、④教科書・参考書、⑤ディプロマ・ポリシーとの対応、⑥達成目標、⑦履修にあたっての留意点、⑧試験及び成績評価の方法となっている。授業計画は毎回の授業内容のほか、事前事後学修を必要時間とともに明示している。ディプロマ・ポリシーと科目の達成目標の関係、目標達成の確認に相応しい成績評価方法とその割合は、各学科で組織的に検討されており、全て対応している。また、記載すべき内容及び作成にあたり留意すべき事項は作成要領にまとめて配付している。【資料 4-2-7】
- ・シラバスの作成は学生支援センターから各学科に依頼されるが、作成したシラバスの点検は「学科教育自己点検会議（シラバス点検）」で実施し、文言を含めてシラバスの内容

を学科等で責任を持ち点検する仕組みとしている。【資料 4-2-8】

- 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部において、令和 6（2024）年度入学生より履修登録単位数の上限単位数を半期 20 単位（一部学科を除く）とし、GPA-T が 3.50 以上の者については、上限単位数を 4 単位まで超えて履修登録をすることを可能としている。

【資料 4-2-9】

- 薬学部は再試験を制度化しており、履修登録上限単位数は半期 20 単位（2 年次後期及び 4 年次前期は 22 単位）としている。【資料 4-2-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-6】 HUS スタンダードカリキュラムマップ

【資料 4-2-7】 シラバス作成要領

【資料 4-2-8】 学科教育自己点検会議（シラバス点検）依頼文・学科教育自己点検レポート

【資料 4-2-9】 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

【資料 4-2-10】 薬学部履修規程

4-2-④ 教養教育の実施

- 令和 5（2023）年度以前の教養教育においては、「知識・理解」及び「態度・志向性」関連の基本教育科目において非常勤教員依存率が高かったこと、医療系分野における養成校規程の改定に対応した教育課程の変更に伴い保健医療学部の相当数の学生が単位数超過となるため 2 年次開講基本教育科目の一部を履修できない状況が生じたこと、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部と薬学部の教養教育課程が統一されていなかったこと等が課題として表面化していた。これらの課題を踏まえ、全学部・学科共通の基盤能力育成プログラム（HUS スタンダード教育プログラム）を新たに構築し、令和 6（2024）年度より始動した。
- HUS スタンダード教育プログラムの構築に当たっては、全学共通教育部教員、学科教員、事務職員から構成されるワーキンググループを立ち上げ、本学の共通教育で育成すべき基盤能力とその水準（HUS スタンダード）を明確化し、それをもとに共通基盤能力を育成する教育課程を作成した。HUS スタンダードの策定に当たっては、学内教員はもとより本学と関連のある企業約 40 社からも意見聴取を行い、その結果を HUS スタンダード教育プログラムに反映させた。
- その基本方針は、1) 教養教育の点検と改善を科目担当教員にのみに委ねるのではなく、学部横断的な組織教育「教育イノベーション推進機構」内の基盤能力育成プログラム委員会にて運用していくこと、2) 複数の評価手段で教育効果を点検すること、3) 第三者の視点から評価を受ける機会を設けるように努めることである。【資料 4-2-11】
- HUS スタンダード教育プログラムの始動に際しては、学内での情報共有を十分に行うと共に学外への情報発信を積極的に行った。この教育プログラムの成果検証については、プログラム全体、ディプロマ・ポリシー別、科目別の 3 段階で、客観評価と学生による自己評価の両方を取り入れて行うこととなった。
- HUS スタンダード教育プログラムにおいては、教養教育課程の刷新に合わせて必要な常勤教員の補充も行うことにより、各科目とも常勤教員が科目代表者となって授業を実施

する体制を整えた。このことにより、新課程では非常勤教員への依存率は大幅に減り、常勤教員がきめ細やかに学生指導を行うことが可能になった。

- ・令和3（2021）年度入学生から開講している「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」が、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 認定制度（リテラシーレベル）」に認定されている。同プログラムは、令和6（2024）年度より HUS スタandard に組み込まれ、全学共通の必修プログラムとなり、教育イノベーション推進機構内の先進的教育プログラム委員会が運用を行っている。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】
- ・令和4（2022）年度の工学部入学生から開講している「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」が、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 認定制度（応用基礎レベル）」に認定されている。同プログラムは、令和6（2024）年度より全学科を対象とした副専攻プログラム「数理・AI・データサイエンス副専攻」として展開されている。【資料 4-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-11】 基盤能力育成プログラム委員会規程

【資料 4-2-12】 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムについて

【資料 4-2-13】 先進的教育プログラム委員会規程

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

- ・本学は開学以来、工学・薬学・保健医療学といった理系分野の教育を展開しており、これらの教育課程には実験・実習・演習といった科目が必ず含まれている。これらの科目は元来、能動的に学修するアクティブ・ラーニング形式の授業を行ってきた。
- ・令和6（2024）年度入学生から適用するカリキュラムでは、従来の基本教育科目群を HUS Standard 科目群として全学部共通で配置している。HUS Standard 科目では、地域社会が抱える課題を解決する能力を養うための PBL 科目として、課題発見解決法Ⅰ（課題発見解決スキル）や課題発見解決法Ⅱ（地域課題）を配置し、グループワークなどアクティブ・ラーニングの手法が取り入れられている。【資料 4-2-14】
- ・シラバスの様式において、当該科目がアクティブ・ラーニング科目であるか分かるようシラバス内に AL 科目欄を設け、また「授業の方法」欄にアクティブ・ラーニングの要素を明記するように作成要領で指示している。【資料 4-2-15】
- ・全ての科目で授業改善のためのアンケート（以下「授業改善アンケート」という）を実施し、授業内容の自己点検を行っている。【資料 4-2-16】
- ・授業改善アンケートの回答率は、令和5（2023）年度前期 60.4%、後期 54.6%、令和6（2024）年度前期 60.6%と半数以上の回答を得られており、教員及び学生に本取組の目的が浸透していることがわかる。
- ・授業改善アンケートの活用に関する FD として、学科・学年ごとに1人以上の学生を FD 委員会臨時委員として選出・委嘱し、前学期に行った授業改善アンケートの結果をもとに学科長・FD 委員の教員が学生委員にインタビューする取組みを行っている。結果は FD 委員会で集約し、今後のアンケートの活用について協議している。【資料 4-2-17】
- ・授業改善アンケートは、平成30（2018）年度後期から設問を大幅に変更し、教員の授業スキルを直接的に評価する設問から、何が身についたか、また授業そのものが学生の興

味・やりがい等を高めるために工夫されているかを問う設問とし、教員個人が直接的に授業改善に役立てられるような内容とした。また、令和2（2020）年度については遠隔授業に関する設問を新たに加えた。【資料4-2-18】

- ・授業改善アンケート結果に基づく点検で検討された改善内容は、学科教育自己点検会議（カリキュラム点検）結果とあわせて次年度シラバス上に適切に反映させるよう、シラバス点検の際に報告する仕組みを整備している。【資料4-2-19】
- ・教員による授業公開・参観（各学科前期1回後期1回）を行い、教授方法の工夫・開発・改善を促している。授業参観の結果は学科内のFD研修会で報告・共有され、教員相互の意見交換により授業改善に役立っている。【資料4-2-20】
- ・各学科・センター等部局単位で実施しているFD研修については、実施後にFD・SD実施結果報告書をFD委員会に提出し、FD委員会が集約している。【資料4-2-21】
- ・演習科目、実験科目においては教育効果が高まるようにクラスサイズに配慮し、教員の複数配置を行う工夫も行っている。【資料4-2-22】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料4-2-14】 [+Professional教育とHUSスタンダード](#)
- 【資料4-2-15】 令和6（2024）年度シラバス作成要領
- 【資料4-2-16】 令和6（2024）年度「授業改善のためのアンケート」実施要領（前期・後期）
- 【資料4-2-17】 令和6（2024）年度第3回FD委員会資料
- 【資料4-2-18】 授業改善のためのアンケート設問
- 【資料4-2-19】 令和5（2023）年度学科教育自己点検レポート（2024年度シラバス点検）
- 【資料4-2-20】 令和6（2024）年度授業改善のための「授業公開・参観」実施要領（前期・後期）
- 【資料4-2-21】 令和5（2023）年度FSD実施状況一覧
- 【資料4-2-22】 令和6（2024）年度科目担当者一覧

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
	<input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

- ・アセスメンプランに定めた評価や「学科教育自己点検会議」で行う点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検 IR 委員会が教学に関する各種データを収集し、学科等に提供している。令和 6（2024）年度に提供したデータは以下のとおりである。
 - ①学生の GPA、修得単位数
 - ②各科目の成績評価分布表
 - ③ディプロマ・ポリシーの項目ごとの対応科目に関する GPA
 - ④教育目的達成度調査結果（ディプロマ・ポリシーの達成度とその能力伸長に役立った科目を学生自らが回答する調査）【資料 4-3-3】
 - ⑤大学 IR コンソーシアム学生調査結果（大学 IR コンソーシアムでの共通設問のほか、平成 30（2018）年度からは本学独自の設問も組み合わせ、学生生活アンケートとして実施）【資料 4-3-4】
 - ⑥カリキュラム・マップ詳細版（科目ごとのディプロマ・ポリシー、達成目標、成績評価方法を教育目的達成度調査結果、成績分布をもとに点検し、見直すための資料）
 - ⑦PROG（分野を問わない汎用的な能力をリテラシー・コンピテンシーの両面から測定する試験）の結果【資料 4-3-5】
 - ⑧授業改善アンケート結果
 - ⑨新入生学力調査結果【資料 4-3-6】
 - ⑩国家試験合格状況【資料 4-3-7】
 - ⑪退学・除籍率
 - ⑫ ①、③、④、⑥、⑧を学科ごとにまとめたダッシュボード【資料 4-3-8】
- ・現状では、③、④、⑦をまとめた資料を、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を表す全学的な資料と捉え、HUS-UNIPA の学修ポートフォリオで学生個別に配信するとともに、学科ごとに集計した結果を上記ダッシュボードで配信している。【資料 4-3-9】
- ・平成 29（2017）年度より、卒業時の満足度などを含む卒業時調査を継続して実施し、経年変化を含めた集計結果を公開している。【資料 4-3-10】
- ・さらにディプロマ・ポリシーの妥当性の検証を目的として、令和元年（2019）年度からディプロマ・ポリシーで示された能力・資質に絞った設問により本学卒業生に関する企業アンケートを毎年実施し集計結果を公開している。併せて令和 2 年（2020）年度から過年度卒業生を対象としてディプロマ・ポリシーに関する能力・資質の自己評価を回答してもらう調査を実施した。【資料 4-3-11】【資料 4-3-12】
- ・令和 2（2020）年度以降「学科長による学科教育総括報告会」の際に、ディプロマ・ポリシーの達成によって獲得される各資質・能力について、その修得を直接的に評価できる情報と、エビデンスとして用いることができる情報を各学科で検討し、その結果を報告会において全学的に共有している。【資料 4-3-13】
- ・令和 6（2024）年度に開始した全学的な新カリキュラム策定に関しては、学科教育自己点検会議（カリキュラム点検）等で蓄積してきた点検結果や検討内容を新 3 ポリシー等に反映させるとともに、「PEPA（重要科目での埋込み型パフォーマンス評価）」を取り入れる検討を、自己点検 IR 委員会から各学科に依頼した。【資料 4-3-14】

- ・PEPA については、東京都市大学から講師を招聘し SD PBL の導入と取り組み事例に関する全学 FD・SD 講演会を FD 委員会主催で実施し、学内教職員へ共有を図った。【資料 4-3-15】
- ・大学教育に関する学生評価を教育改善に活用することを目的として、令和元（2019）年度より 3 回の「全国学生調査（試行実施）」に参加した。なお、その結果を全国と同規模大学における同類学部の集計結果をベンチマークとして学部単位で分析を行い、自己点検・評価委員会にて各学部にてフィードバックした。【資料 4-3-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-3-1】 [教務ブック→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー→アセスメントプラン](#)
- 【資料 4-3-2】 令和 5（2021）年度学科教育自己点検レポート
- 【資料 4-3-3】 教育目的達成度調査結果（学科集計版）
- 【資料 4-3-4】 大学 IR コンソーシアム学生調査結果
- 【資料 4-3-5】 令和 6（2024）年度 PROG 結果
- 【資料 4-3-6】 令和 6（2024）年度新入生学力調査結果
- 【資料 4-3-7】 国家試験合格状況
- 【資料 4-3-8】 教学データのダッシュボード
- 【資料 4-3-9】 学修成果資料（個人データサンプル）
- 【資料 4-3-10】 [情報公表→卒業時アンケート](#)
- 【資料 4-3-11】 [情報公表→企業アンケート実施結果](#)
- 【資料 4-3-12】 [情報公表→卒業生調査実施結果](#)
- 【資料 4-3-13】 令和 2（2020）年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 4-3-14】 令和 5（2023）年度学科教育自己点検レポート
- 【資料 4-3-15】 令和 4（2022）年度第 5 回全学 FD・SD 講演会資料
- 【資料 4-3-16】 令和 2（2020）年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・「学科教育自己点検会議」の結果をまとめた「学科教育自己点検レポート」を自己点検・評価委員会に提出し、委員会から各学科へのフィードバックを「学科教育総括報告会」で行っている。【資料 4-3-17】
- ・年に 2 回実施する授業改善アンケート結果に対する教員からのフィードバックコメントについては、本学のアセスメントプランに則り PDCA サイクルの重要な部分であることを全教員に伝え、さらに FD 委員会から FD 委員に定期的にコメント登録率を周知し登録を促すことで、令和 4（2022）年度前期は 94.0%、後期 96.1%、令和 5（2023）年度前期は 95.6%、後期 93.7% となりいずれも高い水準を維持している。また、アンケート結果は HUS-UNIPA によって学生に公表している。認知度を高めるため、デジタルサイネージを使いより広く周知を行っている。【資料 4-3-18】【資料 4-3-19】
- ・学生を対象とする評価では、教員による学生とのポートフォリオ個別面談時に、教育目的達成度調査結果等の学修ポートフォリオの情報を活用し、学生自らが学修成果に納得し説明できることを意図して、ディプロマ・ポリシーの達成度評価のフィードバ

ックを行っている。【資料 4-3-9】

- ・教育目的達成度調査において、試験的に長期ルーブリック案を参照してディプロマ・ポリシー達成状況を自己評価する設問を取り入れている。令和 5（2023）年度に自己点検 IR 委員会において、（HUS スタンダードやディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に評価するための）共通長期ルーブリック案をまとめた。【資料 4-3-20】
- ・ディプロマ・ポリシーの内容や水準の妥当性を確認するため、ディプロマ・ポリシーに対応する能力・資質に関する卒業生調査と企業調査を実施しており、卒業生の方が企業に比べて専門知識・技能をより重要視している結果が得られている。【資料 4-3-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-17】 令和 5（2023）年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録

【資料 4-3-18】 令和 6（2024）年度「授業改善のためのアンケート」実施要領
（前期・後期）

【資料 4-3-19】 授業改善アンケート結果公表周知画像

【資料 4-3-20】 令和 5（2023）年第 9 回自己点検 IR 委員会議事録

【資料 4-3-21】 情報公表→教育の質に係る客観的指標→2020～2023 年度 学生生活アンケート・卒業時アンケート

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学の基本理念と整合する全学共通項目で構成された学科固有のディプロマ・ポリシーを策定し、その達成を目的とする教育課程（学位プログラム）をカリキュラム・ポリシーに則り策定・実行し、プログラムの一貫性を高めるための工夫をシラバスの書式等に仕組みとして取り込み、授業改善アンケートの回答率や教員からのフィードバックコメントの登録率の水準を維持しながら、アセスメントプランに則り教育改善活動を継続している点は特色ある取組みと考える。学修成果の点検・評価結果を反映する形で、全学共通教育プログラム「HUS スタンダード」や複数の副専攻プログラムを開始している。

4-2. 教育課程及び教授方法

【学生支援センター】

- ・令和 6（2024）年度より副専攻プログラムが開始されたが、認知度・履修希望ともに十分ではない点は課題である。そのため、副専攻プログラムの希望者拡大を目的に上限単位数を超えて履修登録ができる者の基準を緩和するための規程改正を令和 7（2025）年度より行うほか、関係する授業において制度の周知を行うなど認知拡大にも努めている。

【全学共通教育部】

- ・HUS スタンダードの個別の科目における課題については、科目担当教員にのみ解決を委ねるのではなく、教育イノベーション推進機構・基盤能力育成プログラム委員会で

取り上げ、全学的見地から改善策について検討し、科目担当教員による授業運営の改善に反映させている。今後とも、全学的見地から教養教育を実施しつつ、改善を進めていく。

- ・教養教育プログラムの中核部（課題解決力育成プログラム）を三菱みらい育成財団の21世紀型教養教育プログラムに申請し助成対象として採択された（応募数65件中採択数17件）。現在、この助成金を教養教育の充実のために活用している。今後とも、教養教育の外部団体による助成事業に積極的に応募することにより、第三者の目から本学の教養教育の評価を受け、その内容を改善・充実させていくことを目指していく。

【FD委員会】

- ・授業改善アンケートの回答率やコメント登録率は高い水準を保っている一方、学生FD委員によるインタビュー結果では、学生の意見がどのように活かされているか分からないと感じている学生もいることがわかった。また、コメントの登録内容が、具体的な改善策ではなく定型文のみの場合もあり、アンケート結果をどの程度授業改善に有効に活用されているか不透明な部分もある。アンケート結果がどのように授業改善に活かされているのかを把握すると共に具体的な活用方法についてFD委員会で議論の上、各教員にフィードバックする。

4-3. 学修成果の把握・評価

【IR委員会】

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示に向けて、今後も全学的な学修成果の可視化を進めるため、長期ルーブリックの活用、個別面談を用いた形成的評価の深化、PEPAタイプ評価の導入などを進める。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動ための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	<input type="checkbox"/> 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
②権限の適切な分散と責任の明確化	<input type="checkbox"/> 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
③職員の配置と役割の明確化	<input type="checkbox"/> <u>教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。</u> <input type="checkbox"/> <u>職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。</u>

(1) 5-1の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・内部規則の点検を行い平成 26（2014）年度に規程改正を行った。【資料 5-1-1】
- ・本学では、学長が議長を務める助教以上の教員が構成員となっている全学教授会を設置しており、学長の方針などを全教員に対して直接伝えている。【資料 5-1-2】
- ・意思決定の迅速化を図り、学長がリーダーシップを適切に発揮するための諮問機関として、副学長、学部長、学科長、センター長を主なメンバーとする企画運営会議を設置し、学長が議長を務めている。【資料 5-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学則

【資料 5-1-2】 教授会細則

【資料 5-1-3】 企画運営会議規程

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

- ・大学運営を行うあたり、組織規程に基づき、副学長、学部長、学科長、専攻科長、部門長、研究科長、専攻長、全学共通教育部長、大学経営企画室、教育イノベーション推進機構、附属機関（センター）、附属施設、事務組織、教授会、研究科委員会及び各種委員会を設置し、適切に業務、権限及び責任を分散している。なお、各組織は大きく、「全学的合意形成組織群」「全学的業務運営組織群」「課題対応組織群」の 3 つに分類している。

【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】

【全学的合意形成組織群】

企画運営会議を中心に全学教授会、学部教授会、学科会議、研究科委員会、専攻長会議からなり、定期的で開催している。ただし、学部教授会、専攻長会議は必要に応じて開催している。

【全学的業務運営組織群】

大学経営企画室、教育イノベーション推進機構、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、研究推進社会実装センター、地域共育センター、学術情報センター、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターからなり、各センターはセンター長、副センター長及び学科から選出された主任等とその業務に対応する事務局の課で構成し、定期的センター会議を開催している。大学経営企画室は、室長、副室長及び全学から選出された主任と政策室次長及び各部長で構成し、定期的会議を開催している。教育イノベーション推進機構は、機構長、副機構長及び全学から選出された主任で構成し、定期的会議を開催している。

【課題対応組織群】

<コンプライアンス上必要な委員会>

危機管理委員会、人権委員会、衛生委員会、個人情報保護委員会、個人情報苦情対応委員会、倫理委員会、動物実験委員会、組換え DNA 実験安全委員会、防火・防災管理対策委員会、放射線安全管理委員会、公的研究費内部監査委員会、研究活動

不正対策委員会、利益相反マネジメント委員会

<点検・評価機関>

自己点検・評価委員会、自己点検 IR 委員会、外部評価委員会

<教育・研究関係>

発明委員会、FD 委員会、教職課程委員会、研究紀要委員会、高大連携教育推進委員会、研究推進委員会

<環境活動関係>

環境マネジメント推進委員会、内部環境監査委員会

<薬学部関係>

薬学実務実習委員会、薬学部薬学教育評価委員会

<保健医療学部関係>

保健医療学部臨地実習運営委員会

<付属機関の管理運営関係>

実験動物研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会

以上の委員会以外にも付属機関の下部組織として 21 件の委員会を設置し、定期的又は必要に応じて開催している。

- ・学長の業務執行を補佐する役割として副学長 3 人を配置しており、それぞれの役割を「大学改革・将来構想、研究推進・地域連携、入試広報」「学務、就職、質保証、高大一体化」「財務・予算、コンプライアンス、倫理・人権、国試対策」と明確に分け、大学管理運営面を補佐している。学長の指示により各種委員会、ワーキング・グループ等の長となっているほか、理事又は評議員として法人の運営協議会のメンバーとなり、法人運営にも参画している。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】
- ・学長・副学長の職務を補佐するとともに、所属学部を代表する役割として、学部長を置いている。学部長は、所属学部の教授会を主宰し、教育研究計画立案の中心的役割を担っている。また、評議員として法人の運営協議会のメンバーとなり、法人運営にも参画している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-10】
- ・教授会の役割を明確にするため、全学教授会、学部教授会に加えて学科会議（部門会議及び全学共通教育部会議含む）も教授会の位置づけとし、教授会規程、教授会規程細目により、審議事項の仕分けを行っている。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】
- ・学長の意思決定は、企画運営会議をはじめ、全学教授会・学部教授会や各レベルの会議での審議や調整を経て実行するものであり、学校教育法の改正により教授会の審議事項を改正し、「決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べる」事項と「求めに応じ、意見を述べることができる」事項に区分している。【資料 5-1-12】
- ・教育・研究活動の質を保証し不断の改善・向上に努めていくため、各機関内で行う自己点検とともに、全学的観点での自己点検によって大学の使命・目的及び教育目的達成に向けた改善を行う体制（Double PDCA Cyclic Loops）を構築している。【資料 5-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-4】 組織図

【資料 5-1-5】 別表：各種委員会一覧

【資料 5-1-6】 組織規程

- 【資料 5-1-7】 企画運営会議規程
- 【資料 5-1-8】 令和 6（2024）年度法人発令校務役職者
- 【資料 5-1-9】 令和 6（2024）年度学長発令校務役職者
- 【資料 5-1-10】 学校法人北海道科学大学運営協議会規程
- 【資料 5-1-11】 教授会規程
- 【資料 5-1-12】 教授会細則
- 【資料 5-1-13】 教育研究組織間連携の基本形態・Double PDCA Cyclic Loops

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

- ・学長の諮問機関であり、大学運営に係る重要事項を審議する企画運営会議には、大学事務局長及び事務局の各部長、政策室次長が参加しており、教学、人事、財務等の様々な観点からの協議を行い、意思決定をしている。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】
- ・大学経営企画室、教育イノベーション推進機構、各センター、各委員会には、職員が構成員として参加しており、関連する部署が密接に運営に関与し、役割を果たしている。特に主要機関である大学経営企画室、教育イノベーション推進機構、学生支援センター、就職支援センター、入試広報センター、研究推進社会実装センター、地域共育センター、学術情報センター、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターについては、副室長、副機構長、副センター長に職員を配置し、センター長等を補佐する役割を果たしている。
【資料 5-1-8】
- ・職員の採用については、毎年採用計画を立て常任理事会での承認を得た上で適切に実施している。
- ・職員の募集及び選考については、「求める人物像」を定め、HP等で広く公募し、書類選考、筆記試験、面接を実施のうえ選考している。

求める人物像

- (1) 学校法人北海道科学大学の構成員として自覚と誇りを持つこと
 - (2) 広い視野で社会の多様な変化に柔軟に対応できること
 - (3) 自ら考え、積極的・意欲的に行動できること
 - (4) 他者を重んじ、協調性を持って業務に取り組むことができること
 - (5) 向上心を持ち、自己啓発、自己研鑽すること
 - (6) 改革・改善を積極的に推進できること
- ・職員の異動については、人事異動の指針を基に、人事考課の結果、部長等（政策室長、事務局長、事務局の部長、内部監査室長及び事務長）からのヒアリング、各職員が作成したポートフォリオを参考にして実施している。【資料 5-1-14】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-1-8】 企画運営会議規程
- 【資料 5-1-9】 令和 6（2024）年度法人発令校務役職者
- 【資料 5-1-10】 令和 6（2024）年度学長発令校務役職者
- 【資料 5-1-14】 学校法人北海道科学大学人事異動の指針

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	<input type="checkbox"/> 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。 <input type="checkbox"/> 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・教員採用・昇格の基準、大学院担当教員の資格基準は規程に定め、図 5-2-1 のとおり適切に運用している。

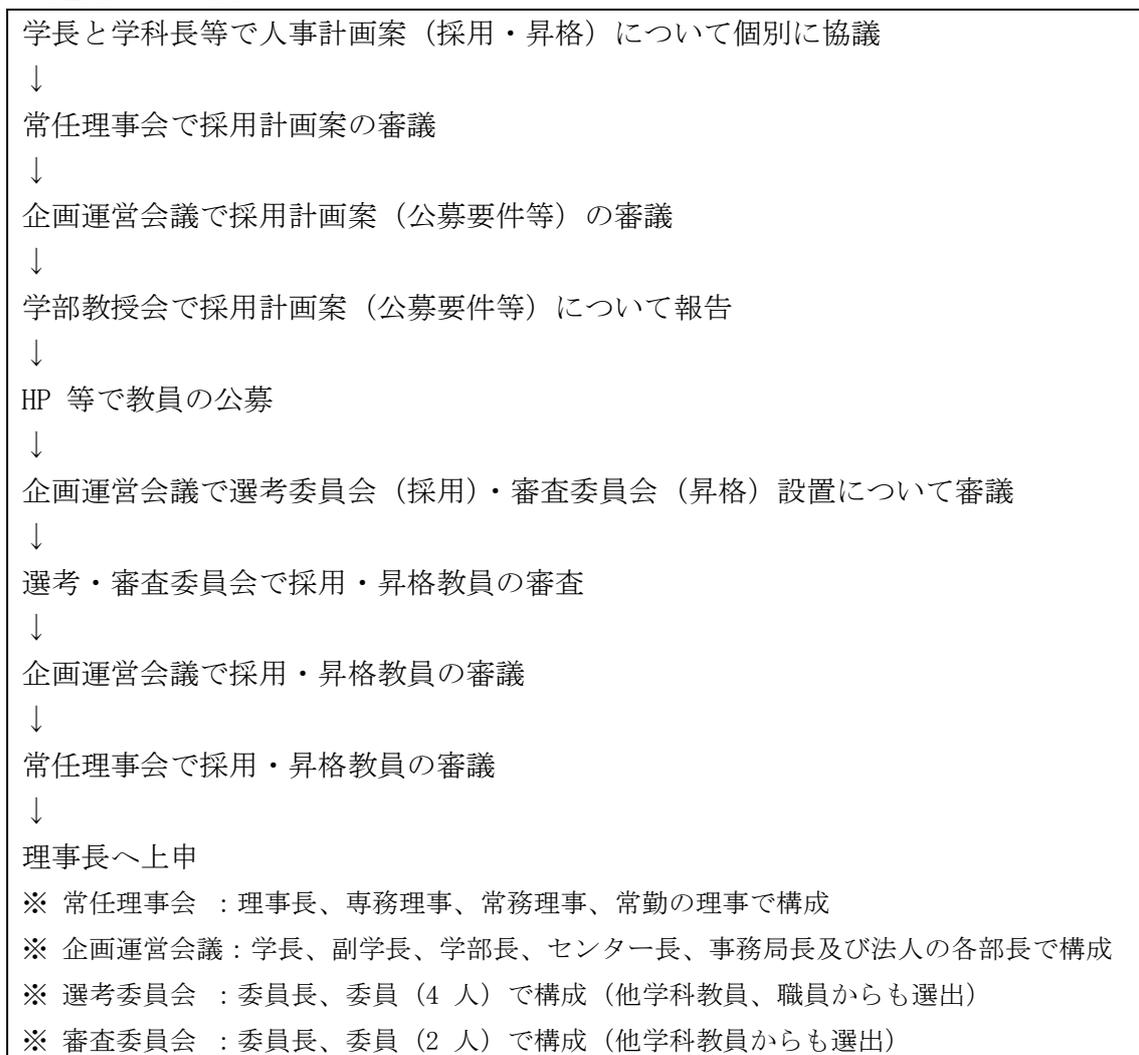


図 5-2-1 教員の採用・昇格のプロセス

これらの基準が客観的に見て社会に受け入れられる水準を満たしているかについては、継続して検討し、必要に応じて見直しを図っている。【資料 5-2-1】～【資料 5-2-5】

- ・大学全体及び各学科における教員数は、大学設置基準で定める基幹教員を満たしている。また、看護学科、理学療法学科、診療放射線学科、義肢装具学科においては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「診療放射線技師学校養成所指定規則」「義肢装具士学校養成所指定規則」に定める専任教員を確保している。
- ・教員業務・業績の見える化をするためのシステム「研究業績プロ」を導入し、業務の平準化の観点から、教員の教育負荷・業務負荷について点検している。また、教育成果を可視化するため、研究業績や外部での活動についても「研究業績プロ」に取り込み、教育・研究レベルの向上に結び付く運用方法を継続して検討し、さらに多様化する学部における統一的な評価の方法について、その妥当性を継続して検証している。【資料 5-2-1】～【資料 5-2-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-2-1】 教員の採用及び昇格の選考に関する規程
- 【資料 5-2-2】 教員の採用及び昇格の選考に関する要領
- 【資料 5-2-3】 大学院担当教員選考規程
- 【資料 5-2-4】 大学院工学研究科担当教員資格審査規程
- 【資料 5-2-5】 大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申し合わせ
- 【資料 5-2-6】 教員業務・業績の数値化に関する規程

5-3. 職員の研修

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> <u>教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。</u>
②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	<input type="checkbox"/> <u>職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。</u>

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・副学長を委員長とする FD 委員会を、ファカルティ・ディベロップメント規程に基づき組織し、全学、学部、学科、研究科、専攻の各レベルで FD・SD 活動を実施している。

全ての活動内容は報告書として取りまとめFD委員会で集約した上で、学内情報共有サーバーで共有を図っている。各FD・SD活動を大学全体で合計すると年間115件に上る。【資料5-3-1】【資料5-3-2】

- ・ファカルティ・ディベロップメント規程第2条には、学修者本位の教育を適切に実施するために本学教員に対して「教育履行上求められる資質・能力」を定めている。【資料5-3-1】
- ・FD委員会が実施主体となり「授業改善アンケート」を毎年2回、学期ごとに実施している。アンケートの結果に対して、担当教員がそれぞれコメントを付すことを義務化しており、コメントはアンケート結果とともに、全学生に公開している。さらにその結果を各学科において点検・評価し、授業改善に役立てている。【資料5-3-3】
- ・全学部学科において学生FD委員を選出・委嘱し、授業改善アンケート結果をもとにインタビュー形式で学生の意見を聴取している。授業方法やアンケート制度そのものに対するニーズを聴取でき、貴重な機会となっている。また、令和5(2023)年度から、上記学生FD委員へのインタビューに合わせて、FD研修内容等に関する意見交換を行い、教員向けの研修として実施した方がよいと思う内容などを学生FD委員に質問している。意見については、FD委員会で共有し、今後の研修内容の検討材料としている。【資料5-3-4】
- ・全学レベルでのFD活動は、「全学FD・SD講演会」として年に複数回(2023年度は3回)開催しており、テーマに応じてFD・SDを明確に分けている。外部から講師を招聘し講演会を実施することもある。どのテーマであっても対象は全教職員で、毎回平均150人程度が参加している。研修会は、対象者の都合の良い時間帯に受講できるようオンデマンド化した。【資料5-3-5】
- ・FD活動の中には本学単体では企画・実施が難しいテーマもあるため、本学が加盟している北海道FD・SD協議会や、教育関係共同利用拠点に認定されている北海道大学高等教育研修センターが提供するFD・SD研修を全学的に案内し、外部の研修にも積極的に参加を促している。【資料5-3-6】
- ・令和元(2019)年度から専任教員を対象に、ティーチング・ポートフォリオの簡易版であるティーチング・ステートメント作成ワークショップを実施している。令和2(2020)年度中に授業を担当する全教員が、東京大学大学総合教育研究センターの栗田佳代子教授の指導のもと、ピアによるペアワークに基づくティーチング・ステートメントを作成した。令和3(2021)年度中にはほぼ全教員が作成を終え、学内サイトで公開し、教員は初回授業で提示し教員の教育方針などを説明している。令和4(2022)年度には、さらにティーチング・ステートメントの活用方法に関する全学FD・SD講演会を実施することで学内浸透を図った。また、令和4(2022)年度及び、令和5(2023)年度ティーチング・ステートメントの作成から3年が経過した教員を対象とし、ティーチング・ステートメント更新ワークショップを開催し、最新の情報に更新すると共にワークショップの中で振り返りを行った。【資料5-3-7】【資料5-3-8】
- ・令和3(2021)年度から、新任教員を対象にシラバスの概要と本学のシラバスについて研修会を実施した。参加者による事後アンケートの回答結果では、満足度は95%以上であった。また、令和4(2022)年度からは、第2回新任教職員研修会として、新任職

員も参加することとし、本学の事務組織の概要や高等教育に求められていることについて研修会を開催した。参加者の満足度は 90%以上となっている。令和 5（2023）年度からは、第 2 回新任教職員研修会をオンデマンド化し、対象者は都合の良い時間帯に受講することができるようにした。また、年度途中に入職した教職員についても、当該年度に実施した新任教職員研修会をオンデマンド配信し受講をするよう促している。【資料 5-3-9】【資料 5-3-10】

- ・令和 5（2023）年度に非常勤講師を対象に「大学におけるハラスメント研修会」を対面及びオンライン参加によるハイブリッド形式で開催した。時代の変化に伴い変化するハラスメントの定義や大学におけるハラスメントへの対応例、コミュニケーションの方法等の共有を行った。【資料 5-3-11】
- ・毎年、教育内容や方法等の改善を図るために各学科・センター等部局単位で複数回実施している FD 研修については、実施後に FD・SD 実施結果報告書を FD 委員会に提出し、FD 委員会が集約している【資料 5-3-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-3-1】 ファカルティ・ディベロップメント規程
- 【資料 5-3-2】 令和 5（2023）年度 FD・SD 実施一覧
- 【資料 5-3-3】 令和 5（2023）年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）
- 【資料 5-3-4】 令和 6（2024）年度第 3 回 FD 委員会資料
- 【資料 5-3-5】 令和 5（2023）年度 FD・SD 実施結果報告書（全学 FD・SD 講演会）
- 【資料 5-3-6】 北海道 FD・SD 協議会総会資料抜粋
- 【資料 5-3-7】 ティーチング・ステートメント作成ワークショップ実施要領
- 【資料 5-3-8】 ティーチング・ステートメント更新ワークショップ実施要領
- 【資料 5-3-9】 令和 3（2021）年度新任教員研修会実施要領
- 【資料 5-3-10】 令和 4（2022）年度第 2 回新任教職員研修会 開催要領
- 【資料 5-3-11】 令和 5（2023）年度非常勤講師対象「大学におけるハラスメント研修会実施報告書」
- 【資料 5-3-12】 令和 5（2023）年度 FD・SD 実施結果報告書

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・「スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、事務職員だけでなく、教員及び技術職員を含むすべての職員を対象に、学内研修会の開催、学外での研修への参加案内及び資格取得の支援といった SD 活動を行っている。学内研修会の企画立案については、事務職員向けの SD は事務局総務部教職員課、教員向けの SD は FD 委員会が行っているが、学部、学科及びセンター等においても独自に企画し実施している。【資料 5-3-13】
- ・事務職員については、高度かつ専門化しつつある大学の管理運営業務を担う職員として、目指すべき人材像、人材育成方針を策定するとともに、入職後のキャリアパスと職位ごとに求める能力、教育・研修体系図等を取りまとめた HUS キャリア支援ガイドを令和 4（2021）年 12 月に作成、周知している。また、各年度の研修計画は、教育・研修体系図に基づき、企画、実施している。【資料 5-3-14】、【資料 5-3-15】
- ・職員向けの具体的な研修内容としては、「職員 SD 研修会」「階層別研修会」「公募による

北海道科学大学

学外研修」「協定大学との相互派遣研修」を実施している。「職員月例研修会」については、1年間で5回程度開催し、外部講師による講演、外部機関で受けた研修の報告、会計基準及び法人の財務状況の解説、グループディスカッション等を実施している（表5-3-1）。「協定大学との相互研修会」については、北海道大学、東北工業大学、追手門学院大学、早稲田大学、名古屋大学、玉川大学へそれぞれ職員を派遣し研修を行っている。

（なお、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、派遣中止。）「公募による学外研修」については、職員自らが研修計画を立案し、審議のうえ採択された研修については、研修先へのアポイントを含め自ら実施する制度であり、研修先で得る知識のほかに企画力や行動力を養うものである（表5-3-2）。

表 5-3-1 職員 SD 研修会実施状況

年度	実施日	テーマ
令和3（2021）年度	7月20日	予算執行のルールについて
	9月8日	防災・救急について
	10月6日	教職員課の業務について
	11月10日	同窓会及び親交会の活動について
	12月8日	奨学金制度について
	1月12日	図書館の活動について
令和4（2022）年度	6月15日	一人ひとりがリーダーシップの発揮を求められる時代のOJT※
	7月13日	外部研修の報告（DX研修）
	9月14日	情報技術課の業務について
	10月5日	教学IRとオンラインツールの紹介
	11月16日	地域連携・広報課の業務について
	12月14日	大学職員のキャリアを考える ～ジェンダーダイバーシティが拓くwell-being～ ※
令和5（2023）年度	6月14日	Googleに評価されるWEB記事ライティングの秘訣 ※
	10月4日	内部監査室の業務について
	11月22日	ファクトブックについて、業務構造改革の進捗報告について
	12月13日	事務職員公募研修報告及び私大協道支部初任者研修の報告

（注）テーマ名に※が付されているものは、外部講師による研修である。

表 5-3-2 公募による学外研修 実施状況

年度	内容区分	テーマ
令和3（2021）年度	学外研修	准認定ファンドレイザー必修研修への参加
	学外研修	履修証明プログラム「アカデミック・リンク教育・学

		修支援専門職養成プログラム」の受講
令和4（2022）年度	学外研修	大学分野ファンドレイジング 専門コース（基礎）の受講
令和5（2023）年度	学外研修	2023年度SPODフォーラムへの参加
	学会発表 及び他大 学視察	大学行政管理学会での学会発表・論文投稿及び他大 学の先進事例の調査
	学外研修	履修証明プログラム「大学経営基礎講座」の受講

- ・事務職員に対しては、SDの一環として、自己研鑽に対する費用の一部助成を行い、大学職員として必要な教養を得るための研修会・学会参加、資格取得及び大学院進学を援助している。【資料5-3-16】
- ・新規採用の職員に対しては、「育成計画書」「勤務状況報告書」及び「業務報告書」の作成を行っている。また、新人職員に対する集合研修として、採用時に「マナー研修」を行い、その後、月1回のペースで、計5回のフォローアップ研修として、大学職員として心得や基礎知識の研修を実施している。【資料5-3-17】、【資料5-3-18】
- ・一定期間における勤務実績の達成度、能力の発揮度及び職務の遂行度、習熟度を評価し、人材の育成並びに処遇・配置を適正に反映させることを目的とした人事考課制度を、平成28（2016）年度から実施している。なお、評価結果は翌年度の期末・勤勉手当に考課加算額を反映させている。令和5（2023）年度には、制度導入から数年が経過したことから、評価方法の一部見直しや実施要領の変更を行っている。【資料5-3-19】、【資料5-3-20】
- ・法人若しくは大学の運営等に貢献した行為又は功績を表彰する制度を制定し、功績者を法人全体で称えることにより、教職員のやる気を引き出す職場環境を作り、モチベーション向上を図っている。【資料5-3-21】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-3-13】 学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程
- 【資料5-3-14】 HUSキャリア支援ガイド
- 【資料5-3-15】 研修計画一覧表
- 【資料5-3-16】 学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領
- 【資料5-3-17】 「育成計画書」「勤務状況報告書」「業務報告書」
- 【資料5-3-18】 フォローアップ研修実施要領
- 【資料5-3-19】 学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程
- 【資料5-3-20】 事務職員人事考課制度 実施要領
- 【資料5-3-21】 学校法人北海道科学大学表彰規程

5-4. 研究支援

- 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営
- 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 5-4-③ 研究活動への資源の配分

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①研究環境の整備と適切な管理運営	<input type="checkbox"/> 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
②研究倫理の確立と厳正な運用	<input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③研究活動への資源の配分	<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。 <input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

- ・研究推進社会実装センターのもとに、寒冷地に適合する先端材料及びその技術に特化した研究を目的とした「寒地先端材料研究所」、北海道を中心とした地域社会が抱える諸問題を外部機関との交流・連携を通して課題解決することを目的とした「北方地域社会研究所」、積雪寒冷地における持続可能な住環境の技術開発と生活環境を支援・向上することを目的とした「寒地未来生活環境研究所」、生命現象を科学的視点から捉えるライフサイエンスの研究拠点を形成し、医・薬・工が連携した研究を通じて人々の健康・福祉の増進に寄与することを目的とした「北の大地ライフサイエンス創生研究所」の4つの研究所を置き、異分野融合の研究活動を展開している。また、貸与型実験室が5室あり、学外との共同研究及び学科横断型の学内研究プロジェクトで使用している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】
- ・原子間力顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザー装置、自然雪風洞実験装置といった大型研究設備を設置しており、各運営委員会にて管理・運用している。2023 年度に公表した「研究設備・機器の共用方針」「戦略的設備整備・運用計画」のもと、学科所有の研究設備・機器について、学内共用できるものをリスト化し、設備・機器を全学的に利用できる仕組みを構築し、研究環境を整備している。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】
- ・研究活動の活性化と研究マッチングを目的として HUS 学術研究交流会を年 6 回開催し、学内研究者の交流を促進している。【資料 5-4-11】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-4-1】 寒地先端材料研究所規程
- 【資料5-4-2】 北方地域社会研究所規程
- 【資料5-4-3】 寒地未来生活環境研究所規程
- 【資料5-4-4】 北の大地ライフサイエンス創生研究所規程

- 【資料5-4-5】 共同実験棟（R2棟）管理運営委員会内規
- 【資料5-4-6】 原子間力顕微鏡運営委員会内規
- 【資料5-4-7】 電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規
- 【資料5-4-8】 自然雪風洞実験装置運営委員会内規
- 【資料5-4-9】 研究設備・機器の共用方針
- 【資料5-4-10】 戦略的設備計画・運用計画
- 【資料5-4-11】 HUS学術研究交流会リーフレット

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・ 文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程」を整備し、倫理教育を行っている。【資料 5-4-12】
- ・ 文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「公的研究費の管理・監査に関する規程」を整備し、コンプライアンス教育を行っている。さらに、学内限定ポータルサイトを利用し、公的研究費の執行ルールの周知徹底や不正事例、コンプライアンス教育用コンテンツを公開する等の啓発活動を行っている。【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】【資料 5-4-16】【資料 5-4-17】
- ・ なお、倫理教育及びコンプライアンス教育は、独立行政法人日本学術振興会が提供するeラーニングコースを利用して行い、全研究者にこれらの受講を義務付けている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-4-12】 研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
- 【資料5-4-13】 公的研究費の管理・監査に関する規程
- 【資料5-4-14】 公的研究費事務処理手続の基本ルール
- 【資料5-4-15】 公的研究費の不正防止基本計画
- 【資料5-4-16】 公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図
- 【資料5-4-17】 公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

5-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・ 個人研究費基礎配分に加え、学部学科の垣根を越えた分野横断型研究グループに対する学内公募型競争的資金制度である特別奨励研究費では、昨今の社会ニーズを鑑み、異分野が連携した研究および社会実装を志向した研究の強化・発展を目的としたプロジェクトの支援を行っている。【資料 5-4-18】
- ・ 研究活動への支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成を促進するためのリサーチ・アシスタント規程、研究担当者がプロジェクトに専念できる時間を拡充させるバイアウト規程を整備し、研究環境の人的支援を行っている。【資料 5-4-19】【資料 5-4-20】
- ・ 科学研究費助成制度の申請支援を目的に、調書作成のための解説動画の作成・公開、外部業者による調書添削や採択調書閲覧サービスなどの支援を実施し、外部資金獲得に向けて取組んでいる。【資料 5-4-21】
- ・ 道内外の技術移転イベントへ出展し、学内研究者と外部企業等との共同研究や受託研究

等へと繋がるマッチングを支援している。【資料 5-4-22】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-18】 特別奨励研究費規程

【資料 5-4-19】 リサーチ・アシスタント規程

【資料 5-4-20】 バイアウト制度実施規程

【資料 5-4-21】 科学研究費助成制度の申請支援を目的とした学内ポータルサイト案内

【資料 5-4-22】 2024 年度 技術移転・産学連携イベントの出展報告について

【基準 5 の自己評価】

5-1. 教育研究活動ための管理運営の機能性、5-2. 教員の配置、5-3. 職員の研修

【人事企画室・教職員課】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・教員の採用選考において、書類及び面接のみではなく、一部の学科では、模擬講義等を実施し適性を確認している。
- ・公募による学外研修、自己研鑽に対する費用助成など、職員が自ら能力向上に努める意識の醸成が図られている。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・教員採用において、一部の学科（分野）では、適任者を見つけることが難しい状況あり、長期的な採用計画が必要である。
- ・OFF-JT については拡充されているが、OJT については部署によりバラツキがあるので対策が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・学長と学科長が人事に関する意見交換を行い、退職者が出てからの採用計画ではなく、数年先を見た採用計画を行っていく。
- ・コーチング等をテーマとした指導者向けの研修の拡充を進める。

【FD 委員会】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・FD 委員会が主催のティーチング・ステートメントの作成ワークショップは毎年新任教員を対象に実施しており、授業を担当する教員の殆どが作成及び学内公表をしている。また、作成から 3 年経過した教員を対象として定期的に更新ワークショップを実施し、情報の更新を行っている。自身の振り返りを行うなかで現状の教授方法を見直し改善へ繋げている。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・令和 6 (2024) 年度から開始された新カリキュラムのシラバス内容の点検を実施したところ、不備が多く見られた。授業担当教員へシラバスの作成方法の周知に不十分な点があったと考えられ、次年度に向けた対策を行う必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・新任教職員向けの研修会では、シラバスの作成方法について概要の説明をしているが、全学的に共通理解のもと作成していく必要があるため、今後シラバスの書き方・

点検方法に関する全学 FD・SD 研修会の開催を検討する。

- ・非常勤教員については、本学のブランドビジョン、人材養成の目的、三つのポリシーを理解した上で学生の教育を担当してもらう必要があるため、非常勤教員を対象とした FD 活動を検討する。

5-4. 研究支援

【研究推進社会実装センター】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・研究活動の活性化と研究マッチングを目的として開催している HUS 学術研究交流会であるが、学内研究者の交流会から、外部の連携協定先を含めた交流会へと拡大している。また、各交流会の演者に対しマッチング状況についてアンケートを実施し、少数であるが「マッチングに繋がった」「マッチングに繋がりそうだ」との回答を得ており、一定の成果があったと考えている。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・研究環境整備及び研究者への人的支援のため、リサーチ・アシスタント、バイアウト制度を導入したが、今後においては専門的な研究補助員を活用する制度の検討が課題と考える。
- ・科学研究費獲得のため、外部支援制度利用、解説動画視聴等で支援を行ってきたが、継続した成果が得られないため、新たな支援策の導入や仕組みの検討が課題と考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・研究環境整備のため、安全保障貿易管理、研究インテグリティ、研究データマネジメント等の制度構築を検討する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 経営の規律と誠実性の維持	<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にしているか。 <input type="checkbox"/> <u>法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。</u> <input type="checkbox"/> <u>法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。</u>
② 環境保全、人権、安全への配慮	<input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 本学の設置者である学校法人北海道科学大学は、寄附行為に掲げる目的を「教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置すること」としている。法人の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営している。

【資料6-1-1】

- ・ 令和2（2020）年4月1日には、法人及び各設置校がより良き社会の創造と持続的発展に貢献していくために、創立から現在に至るまでの歴史と伝統に裏付けられた実績をもとに、全ての教職員が共有する法人としての進むべき理念を改めて明確に示す必要があるとして、学校法人北海道科学大学の経営理念を制定し、法人ホームページなどを通じて周知を図っている。【資料6-1-2】
- ・ また、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に応じた大学づくりを推進するため、自主的な行動規範である「北海道科学大学ガバナンス・コード」を策定し、これを規範とした運営を行うことで、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制を構築し、社会の要請に応え得る経営を行っている。【資料6-1-3】 【資料6-1-4】
- ・ 私立学校法第63条の2、学校教育法施行規則172条の2、教育職員免許法施行規則第22条の6及び第22条の8に基づく情報について、法人ホームページ又は大学ホームページ上で公表している。【資料6-1-5】 ～ 【資料6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-1-1】 [学校法人北海道科学大学寄附行為](#)

【資料6-1-2】 [学校法人北海道科学大学経営理念](#)

【資料6-1-3】 [北海道科学大学ガバナンス・コード](#)

【資料6-1-4】 [北海道科学大学 ガバナンス体制図](#)

【資料6-1-5】 [情報公開（法人ホームページ）](#)

[私立学校法第63条の2第1項第1号及び第4号に対応](#)

[私立学校法第63条の2第1項第2号及び第3号に対応](#)

【資料6-1-6】 [情報公表（大学ホームページ）](#)

[学校教育法施行規則172条の2、教育職員免許法施行規則第22条の6及び第22条の8に対応](#)

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 快適な環境のもとで学生生活を送ることができるよう、ハラスメントの防止及び被害者の救済のため、人権委員会を設置し対応している。【資料 6-1-7】 【資料 6-1-8】
- ・ 人権委員会では、学生等からの相談を受けるほか、ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレットを作成して学生に配布し、ハラスメントの防止に努めている。また、学生相談室のカウンセラーとも連携を取り、学生相談室に学生からハラスメントに相当する相談があった場合、学生の了解のもと、学生相談室と人権委員会が連携し、相談内容の解決に努めている。【資料 6-1-8】 【資料 6-1-9】 【資料 6-1-10】

- ・環境保全について、「環境マネジメントシステムに関する基本規程」を定め、環境教育活動として毎年FD委員会と共催で環境特別講演会（表6-1-1）を開催している。また、本学の環境への取組みについてホームページ上で公開している。【資料6-1-11】【資料6-1-12】

表6-1-1 環境特別講演会 実施状況

年度	講師	講演題目
令和3 (2021)年度	高村 茂	「大学とSDGs」
令和4 (2022)年度	龍 英夫	「ZEB*高校新校舎は快適で、環境／お財布にもやさしいこれからの建築」
令和5 (2023)年度	青山 光彦	「大学のゼロカーボン化と脱炭素化社会における大学への期待」
令和6 (2024)年度	谷口 真人	「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」

- ・環境活動について、環境マネジメント推進委員会と政策室で連携し、「北海道科学大学節電レポート」を作成し、教職員の節電意識の向上を図った。今後は、法人全体のカーボンニュートラルを見据えて、各設置校と連携し管理体制を充実させ、令和7(2025)年度以降の第3期中期事業計画にCO₂削減可能な空調設備の導入などのアクションプランを盛り込んだ。令和5(2023)年度は「ゼロカーボンキャンパス宣言」を行い節電を呼び掛け、キャンパス全体のカーボンニュートラル推進に向けて温室効果ガスの削減に取り組む、令和6(2024)年度はG棟照明のLED改修工事により、約34%の節電効果があった。
- ・本学の校舎は、設備の点検日や大学入学共通テスト期間などを除き通年24時間の利用が可能であることから、「平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領」を定め、講義棟(A棟)・中央棟(E棟)及び駐車場に警備員を24時間配備し、外部者の侵入などに対する対策を行っている。【資料6-1-13】
- ・各実験室・演習室に、それぞれの「安全点検マニュアル」を掲示し、万一の事故に備えて被害を最小にとどめるような措置を講じている他、教職員と学生に対して施設設備の安全管理や火災予防について電子掲示板及びメールで周知を行っている。【資料6-1-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-1-7】 ハラスメント対策に関する規程

【資料6-1-8】 人権委員会規程

【資料6-1-9】 ハラスメントガイドライン

【資料6-1-10】 学生相談室規程

【資料6-1-11】 環境への取組み

【資料6-1-12】 環境マネジメントシステムに関する基本規程

【資料6-1-13】 平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領

【資料6-1-14】 安全管理／点検マニュアル（目次）

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	<input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 理事会の運営を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 理事の選任を適切に行っているか。
②使命・目的の達成への継続的努力	<input type="checkbox"/> 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・理事会は「理事会会議規則」に則り、毎年3月、5月、7月、9月、10月、12月に開催し、法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。評議員会は「評議員会会議規則」に則り、毎年度3月、5月、9月、12月に開催している。寄附行為第21条に基づく諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において決定することとしている。令和6（2024）年度の理事会及び評議員会の開催状況は表6-2-1 のとおりで、理事会、評議員会ともに良好な出席状況のもと適切に運営している。【資料6-2-1】～【資料6-2-3】

表6-2-1 理事会、評議員会への出席状況

開催日	理事会	評議員会
令和6（2024）年5月29日	出席 16人 欠席 0人 (出席率 100%)	出席 30人 欠席 2人 (出席率 94%)
令和6（2024）年7月11日	出席 15人 欠席 1人 (出席率 94%)	—
令和6（2024）年9月13日	出席 16人 欠席 0人 (出席率 100%)	出席 31人 欠席 1人 (出席率 97%)
令和6（2024）年10月24日	出席 16人 欠席16人 (出席率 100%)	—
令和6（2024）年12月19日	出席 16人 欠席 16人 (出席率 100%)	出席 32人 欠席 32人 (出席率 100%)
令和7（2025）年3月28日	出席 人 欠席 人 (出席率 %)	出席 人 欠席 人 (出席率 %)

※表決書提出者は出席者に含む。また、出欠数には監事を含む。

- ・法人の最高意思決定機関である理事会や諮問機関である評議員会の運営を円滑に行うため、寄附行為第16条に基づき常任理事会を設置し、重要事項を除き審議・決定し、その結果を理事会に報告している。また、法人の管理運営及び将来計画等の重要事項の策定に関し、常任理事会の諮問機関として「運営協議会」を設置し、常任理事会からの諮問に応えるほか、理事会及び評議員会に諮る重要案件を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行っている。常任理事会は、理事長、専務理事、常務理事、常勤の理事で構成し、「常任理事会会議規則」では月1回開催することとしているが、迅速な意思決定を図るため、令和2（2020）年度以降は月2回開催している。また、理事会から委任される業務決定の権限は「理事会業務委任規程」に規定している。【資料6-2-4】 【資料6-2-5】
- ・法人の管理運営に関わる役員（理事・監事）と評議員の選任に関しては、寄附行為の定めにより、理事14人、監事2人、評議員30人を選任し、理事の中から理事長1人、専務理事1人、常務理事1人を選任するとともに、あらかじめ理事長の職務の代理又は代行する理事を指名している。
- ・寄附行為第6条で理事長、第7条で専務理事、第7条の2で常務理事の選任について定めている。また、第11条で理事、第12条で監事、第17条及び第22条で評議員の選任方法等を表6-2-2のとおり定めている。

表 6-2-2 理事、監事、評議員の選任方法

理事（10人以上21人以内）	
1号理事	北海道科学大学学長、北海道科学大学高等学校長（2人）
2号理事	寄附行為第17条第2号及び第4号評議員のうちから評議員会において選任された者（2人以上8人以内）
3号理事	法人に縁故ある学識経験者又は功労者の中から1号・2号理事の過半数により選任された者（6人以上11人以内）
監事（2人以上4人以内）	
	法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、評議員会の同意を得て、理事長が選任した者
評議員（24人以上48人以内）	
1号評議員	法人の職員のうちから理事会において選任される者（10人以上20人以内）
2号評議員	法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のうちから理事会において選任される者（4人以上8人以内）
3号評議員	1号及び3号の理事のうちから理事の互選で選任される者（5人以上10人以内）
4号評議員	法人に関係のある学識経験者又は有識者から理事会において選任される者（5人以上10人以内）

- ・理事、評議員、監事の構成及び役割は適正であり、理事長から各所属長への権限委譲も

明確に行っていることから、戦略的に意思決定ができる体制は整備できている。【資料6-2-6】 【資料6-2-7】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料6-2-1】 学校法人北海道科学大学理事会会議規則
- 【資料6-2-2】 学校法人北海道科学大学評議員会会議規則
- 【資料6-2-3】 理事会、評議員会、常任理事会の開催状況
- 【資料6-2-4】 学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則
- 【資料6-2-5】 学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程
- 【資料6-2-6】 学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規
- 【資料6-2-7】 学校法人北海道科学大学理事の担当職務（令和6（2024）年4月4日現在）

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

- ・平成30（2018）年4月に、北海道科学大学と北海道薬科大学を統合し、4学部13学科に改組するとともに、大学院に薬学研究科臨床薬学専攻（博士課程）、保健医療学研究科看護学専攻、リハビリテーション科学専攻及び医療技術学専攻（修士課程）を設置した。令和2（2020）年度には、地域における医療や福祉の現場で多職種と連携、協働できる保健師養成をめざし、北海道科学大学公衆衛生看護学専攻科を設置するとともに、令和元（2019）年度に完成年度を迎えた大学院保健医療学研究科3専攻を基礎として保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）を設置している。【資料6-2-8】
- ・平成30（2018）年11月の中央教育審議会答申である「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の趣旨を踏まえ、現状の法人が抱えている問題点を改革し、革新性をもってこれからの社会を支え・リードする組織への生まれ変わりを目指して、今後の法人の将来計画（第3期以降の事業計画など）の指針となる「HUSグランドデザイン2040」を令和元（2019）年度に策定し、ポスト100周年に向けた法人全体の将来像を示した。【資料6-2-9】
- ・この法人全体の方針に基づき、本学の使命・目的及び教育目的を果たすために、大学としての将来像を策定しその実現を目指している。具体的には、大学を取り巻く環境や本学の現状を分析し、本学の将来像を示した「100周年のその先へ～将来構想プラン2022-2032～」を作成し、今後社会からの要請が高まる情報科学分野の拡大や文理融合型学部の設置といった学問分野を拡張し、永続的な発展を目指すことを決定した。【資料6-2-10】
- ・また、時代の要請の変化に対応するとともに、これまで行ってきた教育目的達成状況の評価に基づいて、令和6（2024）年度入学生以降の人材養成の目的、三つのポリシーの修正を行い、新カリキュラムの策定を行った。
- ・法人の創立100周年にあたる令和6（2024）年度には、次の100年に向けたネクストブランドビジョン「とことん、ひらこう。」を策定し、令和6（2024）年8月10日に開催した法人創立100周年記念セレモニーにおいて、学外に広く公表した。【資料6-2-11】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料6-2-8】 大学概要
- 【資料6-2-9】 HUSグランドデザイン2040
- 【資料6-2-10】 100周年のその先へ～将来構想プラン2022-2032～
（令和5（2023）年度第10回全学教授会資料）

【資料6-2-11】 2035ブランドビジョン

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①法人意思決定の円滑化	<input type="checkbox"/> 意思決定において、 <u>理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。</u> <input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
②評議員会と監事のチェック機能	<input type="checkbox"/> 評議員の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 評議員会の運営を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 監事の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人意思決定の円滑化

- ・透明で公正かつ迅速な意思決定を行うため、令和2（2020）年度に「北海道科学大学ガバナンス・コード」を策定し、これを規範とした運営を行っている。
- ・理事会と評議員会が十分な意思疎通と連携を図ることができるよう、定例会である3月と5月のほか、9月と12月にも理事会と評議員会を臨時開催し、複数の意見交換の場を設けている。
- ・寄附行為第8条に定める理事会決議事項については全て、評議員会の決議事項としている。また、寄附行為第21条には評議員会の諮問事項を定めており、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において決定することとしている。
- ・理事会からの委任事項、理事会が決定した法人の日常業務の執行、法人の業務に関する重要事項以外の事項等について審議・決定する審議機関として、理事長、専務理事及び常務理事並びに常勤の理事をもって組織する「常任理事会」を設置している。また、法人の管理運営及び将来計画、その他重要事項の策定に関して協議する常任理事会の諮問機関として、「運営協議会」を設置し、常任理事会の諮問事項のほか、理事会、評議員会に諮る重要案件を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行っている。【資料6-3-1】
- ・運営協議会には、理事長、専務理事、常務理事、学長、副学長、校長、副校長、事務長、政策室長、事務局の事務局長、各部長（総務部、学務部、財務部、入試・地域連携部）及び内部監査室長のほか、運営協議会規程第2条第3項により、大学の学部長も参加しており、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みを整備している。
- ・また、令和7（2025）年度から始まる第3期中期事業計画のアクションプランの策定に当たっては、重点実施施策ごとに担当理事を置くとともに、各部局が実施するアクション

プランの提案を受付けて、教職員の主体的な活動を推進している。【資料6-3-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-1】 学校法人北海道科学大学運営協議会規程

【資料6-3-2】 第3期中期事業計画の策定について－アクションプランの作成方法－

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

- ・ 寄附行為第12条で監事、第22条で評議員の選任方法等をそれぞれ定め、寄附行為に基づき適切に選任している。
- ・ 監事の定数は2人から4人以内、評議員の定数は24人から48人以内であり、選任区分は寄附行為により規定している(基準6-2 表6-2-2 理事、監事、評議員の選任方法参照)。評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で選任され、会の進行等を行っている。令和6(2024)年5月末日現在の現員は、第1号評議員13人、第2号評議員4人、第3号評議員5人、第4号評議員8人の合計30人である。
- ・ 評議員会の運営は、評議員会会議規則に則り適切に行っており、令和6(2024)年度中に開催した評議員会の出席率は良好である(基準6-2 表6-2-2 理事会、評議員会への出席状況参照)。
- ・ 監事の令和6(2024)年5月末日現在の現員は2人であり、その内訳は常勤監事が1人、非常勤監事が1人である。
- ・ 監事監査規程を定め、監事の監査機能について規定している。監事は、理事会、常任理事会及び評議員会等への出席、期中・期末監査などの実施により、法人の業務、法人の財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を行っており、不正防止や内部統制の監視に努めている。また、法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しており、監事の職務を適切に行っていると考える。【資料6-3-3】【資料6-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-3】 学校法人北海道科学大学監事監査規程

【資料6-3-4】 監査報告書(2023年度監査)

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①財務基盤の確立	<input type="checkbox"/> 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
②収支バランスの確保	<input type="checkbox"/> 収入と支出のバランスが保たれているか。 <input type="checkbox"/> 外部資金の導入の努力を行っているか。
③中期的な計画に基づく適切な財務運営	<input type="checkbox"/> 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

- 以下に示す財務指標の数値より、財務基盤の安定化に必要な自己資本及び内部留保は確保されていると判断する。
- 負債比率は、令和 2（2020）年度に金利が高い市中銀行からの借入金を早期返済したことにより、全国平均※1（13.8%）を下回る 12.8%まで低下したが、高校のキャンパス移転事業費に充てるため令和 3（2021）年度に 30 億円、令和 4（2022）年度に 7.85 億円の借り入れを行ったため再び上昇した【図 6-4-1】。令和 2（2020）年度末の特定資産残高は 147.5 億円、特定資産構成比率は 32.2%と資金的な余裕は十分あるが、低金利（10 年固定 0.42%及び 0.45%）での借り入れが可能であったこと、また大規模な施設設備整備に係る支出を平準化し、学生の世代間公平性を担保することを目的に借り入れを行っている。

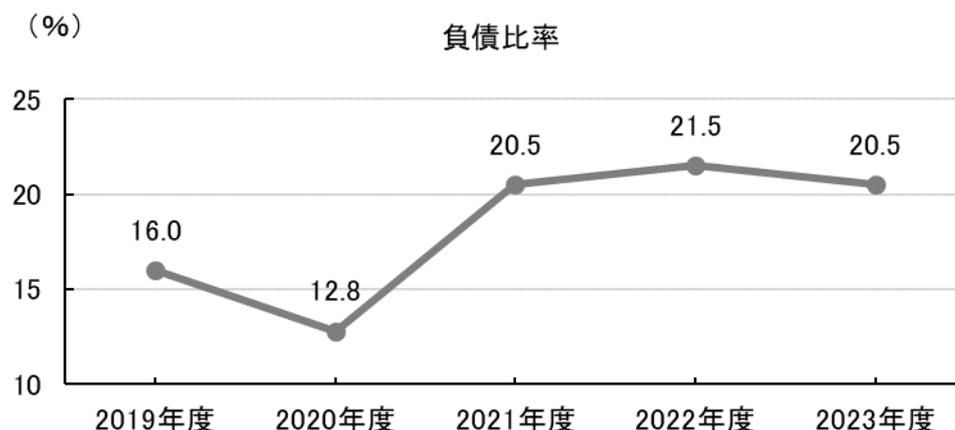
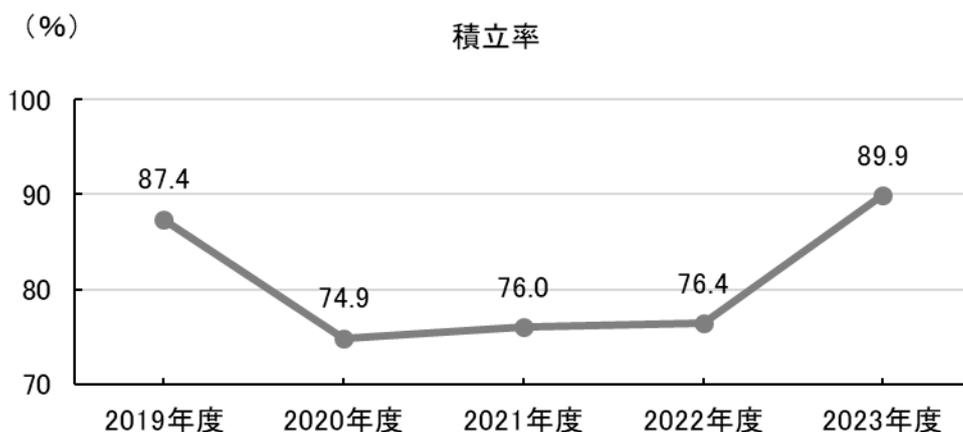


図 6-4-1 負債比率 5 か年の推移

- 運用資産の保有状況を表す積立率は、平成 25（2013）年から計画的に進めている校舎建替及び新校舎建設による資金支出を伴いながらも、全国平均を上回る水準を維持してきた。令和 2（2020）年度は、新校舎建設費用の支払及び長期借入金の早期償還などの要因が重なり、全国平均※2（78.5%）を下回る 74.9%まで低下したが、



令和 5（2023）年度は中の島キャンパスの旧高校校舎等の解体（除却）により減価償却累計額が減少したため 89.9%まで上昇した【図 6-4-2】。

図 6-4-2 積立率 5 か年の推移

- ・第 3 号基本金については、学校法人北海道科学大学奨学基金として 10 億円を組み入れており、運用果実を学生・生徒の修学資金援助事業に充てている。低金利環境の長期化により運用利回りが低下しており、事業予算の確保が今後の課題である。

6-4-② 収支バランスの確保

- ・収支バランスを確保するため、以下の取り組みを行っている。なお、これらの取り組みは前回認証評価受審時の指摘事項である「キャンパス再整備計画の推進と並行して、収入と支出のバランスを維持していくためには、各種補助金の獲得、寄附金の募集、資金運用などによる収入源の多角化が必須なので、今後は外部資金の導入に向けた一層の努力を期待したい。」に対応している。
- ・各種補助金の獲得を意識し、特に日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金一般補助及び特別補助の交付に大きく影響する「私立大学等改革総合支援事業」については、平成 25（2013）年度から申請を行い、平成 26（2014）年度から令和 2（2020）年度まで 7 年間連続採択されている。令和 3（2021）年度は不採択となったことから、学長、担当副学長のリーダーシップの下、当該事業を全学的な重要課題として位置づけ、取り組みを強化したことにより、令和 4（2022）、令和 5（2023）年度は再び採択されている。【資料 6-4-1】
- ・令和 5（2023）年度に受入れた外部資金は、科研費 79 件 約 7,960 万円（分担金及び間接経費含む。過年度採択分を含む）、受託研究 24 件 約 3,400 万円（間接経費含む）、奨学寄付金 38 件 約 3,020 万円、共同研究 32 件 約 2,980 万円、及びその他外部資金 3 件 約 230 万円で総計 176 件 約 1 億 7,590 万円となっている。【資料 6-4-2】
【資料 6-4-3】
- ・平成 31（2019）年度から、学生・生徒の自主活動を奨励することを目的とする「学生・生徒の自主活動支援寄付金」及び経済的理由によって学業の継続が困難と認められる学生・生徒に対して支援を目的とする「+Professional 奨学基金寄付金」の募集を開始した。令和 5（2023）年度末時点の累計額は、+Professional 奨学基金寄付金約 1,127 万円、学生・生徒の自主活動支援寄付金約 351 万円となっている。【資料 6-4-4】
- ・平成 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮した学生・生徒への支援並びにオンライン授業等に伴う通信環境整備を支援する目的で「新型コロナウイルス感染症対策基金寄付金」の募集を行った。371 件、約 4,240 万円のご寄付をいただき、生活支援金、通信環境整備支援金を給付した。【資料 6-4-5】
- ・令和 6（2024）年度に法人創立 100 周年を迎えるにあたり、各種記念事業等の実施に係る寄付金の募集を令和 3（2021）年 6 月 1 日より開始した。同窓会、父母団体等へのアプローチを強化するとともに、寄付者を対象とした「感謝の集い」の開催や、本学と連携協定・共同研究契約を締結している自治体・企業の特産品等を採用した返礼品を設定するなどの施策を行い、令和 5（2023）年度は 322 件 約 5,427 万円、累計額約 1 億 5,247 万円のご寄付をいただいた。【資料 6-4-6】

- 令和 2 (2020) 年度に改正した資金運用規程、資金運用細則に基づき、資金運用委員会において、資金運用方針・資金運用計画を策定し、理事会で承認を得た計画に基づき資金運用を行っている。令和 5 (2023) 年度は、約 7,056 万円の資金運用利息収入を計上している。【資料 6-4-7】【資料 6-4-8】【資料 6-4-9】【資料 6-4-10】
- 資金運用にあたっては、元本回収の可能性の高い運用に限定し、資金運用委員会において検討・策定した目標ポートフォリオに基づき分散運用を行うなど無理のない、リスク管理を徹底した資金運用を実施している。また、点検・評価部門を設け、執行状況を検証し、定期的に常任理事会、理事会等に報告することとしている。
- 令和 5 (2023) 年度に「北海道科学大学附属薬局」を閉局。令和 6 (2024) 年度より、寄付行為の変更を行い、中の島キャンパスの土地の一部において賃貸事業を開始、学納金以外の収入拡大を図っている。
- 学校法人が 100%出資する会社として「HUS サポート株式会社」を令和 2 (2020) 年 6 月に設立し、収益から寄付を受入れる新たな体制が整った。【資料 6-4-11】
- 中期事業計画 (令和 2 (2020) ~6 (2024) 年度) における財務計画では令和 6 (2024) 年までに達成すべき数値目標として、戦略的事業予算を除く経常支出において、人件費比率 53%以内、教育研究経費比率 38%、管理経費比率 9%以下を設定している。令和 5 (2023) 年度決算における各指標は、人件費比率 46.9%、教育研究経費比率 38.7 (戦略的事業予算を含む数値は 39.5%)、管理経費比率 8.8% (同 15.2%) であり、教育研究の充実と経常的経費の抑制をおおむね達成できている。
- また、以下に示す財務指標の数値より、収支バランスは確保されていると判断する。
- 経常収支差額比率は令和元 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度の 5 か年において大きく変動している【図 6-4-3】。令和元 (2019)、令和 3 (2021) 及び令和 5 (2023) 年度の経常収支赤字は、旧校舎の解体費用や校舎外壁補修・屋上防水等の大規模修繕費用を計上したことによるものである。それら一過性の支出を除いた経常収支差額は黒字を維持しており、経常的な教育研究活動における収支バランスは保たれているものとする。

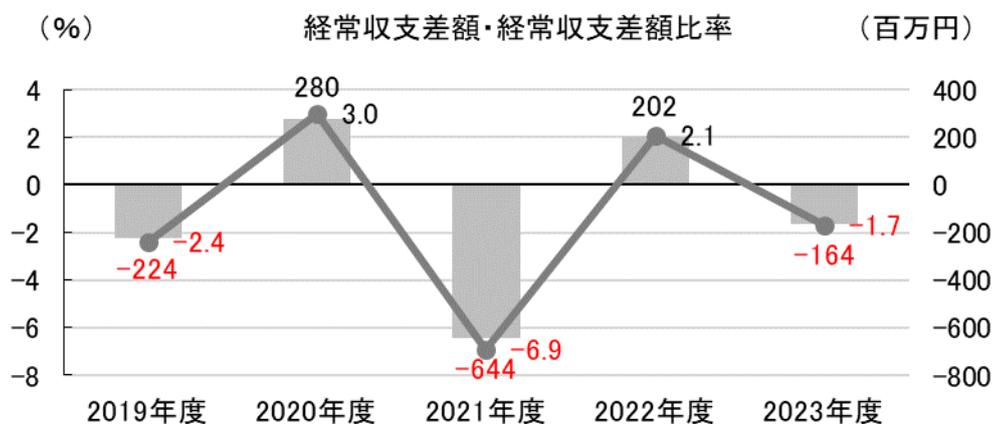


図 6-4-3 経常収支差額及び経常収支差額比率 5 か年の推移

- 学生生徒等納付金比率は 79.0%で全国平均※3 (73.5%) を上回っている【図 6-4-4】。

現状は学生・生徒を安定的に確保できており、学生生徒等納付金比率の高さが収入の安定化につながっている。将来的には、社会情勢等の変化により学生・生徒の確保が難しくなることを踏まえ、財源の多様化による学生生徒等納付金収入のみに頼らない財務基盤の構築が必要になると認識している。

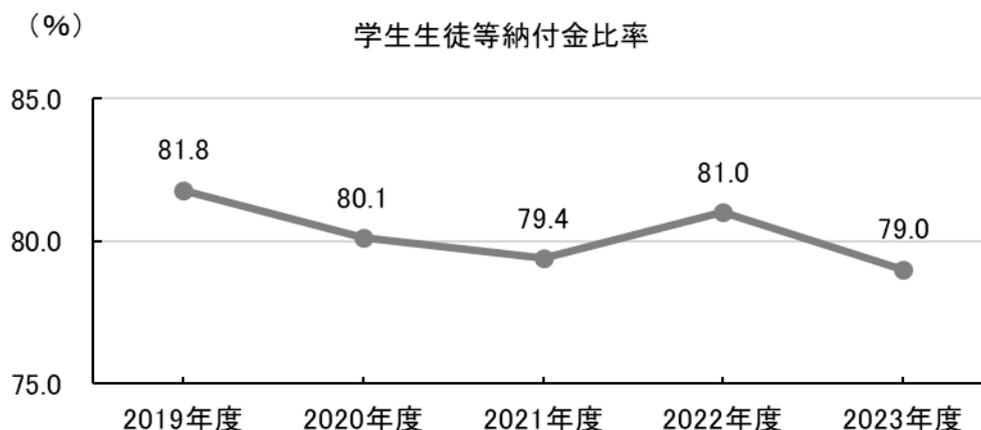


図 6-4-4 学生生徒等納付金比率 5 か年の推移

※1 ※2 私学事業団発行の「今日の私学財政」令和 2 (2020) 年度版における令和元 (2019) 年度の貸借対照表 (医歯系法人を除く) の値

※3 私学事業団発行の「今日の私学財政」令和 5 (2023) 年度版における令和 4 (2022) 年度の事業活動収支計算書 (医歯系法人を除く) の値

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】 文部科学省 平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況

【資料 6-4-2】 2023 年度 科学研究費助成事業の交付内定状況について

【資料 6-4-3】 2023 年度 研究推進の状況

【資料 6-4-4】 2019-2023 年度_収支報告書

【資料 6-4-5】 新型コロナウイルス感染症対策基金にかかる寄付金について

【資料 6-4-6】 2021-2023 年度 100 周年記念寄付事業収支報告書

【資料 6-4-7】 学校法人北海道科学大学資金運用規程

【資料 6-4-8】 学校法人北海道科学大学資金運用細則

【資料 6-4-9】 学校法人北海道科学大学資金運用委員会規程

【資料 6-4-10】 2023 計算書類

【資料 6-4-11】 [HUS サポート株式会社](#)

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

- ・施設設備を含めた将来計画として、平成 25 (2013) 年度から 5 年間を第 1 期、平成 30 (2018) 年度からおおよそ 10 年間を第 2 期とする「教学体制の再構築並びにキャンパス再整備計画」を策定し、学校法人及び設置校の名称変更、学部学科の改組改編、設置校の前田キャンパスへの移転及び移転に伴う校舎の新築・建替を進めてきた。
- ・平成 27 (2015) 年度からは 5 か年の中期事業計画及び事業計画を裏付ける財務計画を

策定し、教育研究の充実、質向上のための施設設備の取得・更新等、法人の将来を見据えた集中的な投資を行うことで、競合校との差別化を図り、安定的な入学者の確保に繋げてきた。【資料 6-4-12】

- 平成 30（2018）年 9 月に設置した将来構想検討委員会では、令和 6（2024）年に迎える法人創立 100 周年に向けた最重要事業として「高校の前田キャンパス移転による高大型教育の実現」を設定し、令和 2（2020）年 3 月開催の理事会・評議員会で承認されている。新校舎建設を中心とする施設設備整備計画及び高大接続プログラムの構築などの教育改革を着実に実行していくこととしている。【資料 6-4-13】
- 法人創立 100 周年に向けて策定した中期事業計画（令和 2（2020）～6（2024）年度）では、法人の運営基盤の強化及び大学等の教育の質の向上に寄与する事業を戦略事業として選定し、重点的に予算配分を行っている。【資料 6-4-13】
- これらの事業を財務的に裏付けるとともに、将来にわたる安定的な財務基盤を確立するため、財務指標（人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率）による収支改善目標を設定し、令和 6（2024）年までに達成することとしている。支出の削減を図りながらも、教育の質を担保するため、教育研究経費の水準は一定水準を確保しつつ管理経費を重点的に削減し、収支均衡を目標としている。【資料 6-4-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-12】学校法人北海道科学大学中期事業計画（平成 27（2015）～31（2019）年度）

【資料 6-4-13】学校法人北海道科学大学中期事業計画（令和 2（2020）～6（2024）年度）

【資料 6-4-14】令和 2（2020）年 3 月 24 日開催理事会資料「第 2 期中期事業計画及び中期事業計画に基づく財務計画について」

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

<<自己判定の留意点>>

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①会計処理の適正な実施	<input type="checkbox"/> 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
②会計監査の体制整備と厳正な実施	<input type="checkbox"/> 会計監査人の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

- ・会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っており、会計処理上での問題が生じた場合は、随時、公認会計士に確認し、適切な処理を行うよう努めている。
- ・経理に関する基準や具体的な事務処理要領については、「経理規程」「予算執行規程」「固定資産及び物品管理規定」「固定資産会計要領」「調達規程」を定めている。【資料 6-5-1～5】
- ・予算編成においては、中期事業計画をもとに予算編成方針を示し、各設置校はこの予算編成方針に従い、10月末までに予算要求を財務課に提出する。提出された予算要求の内容を各設置校とともに精査をして、12月開催の「運営協議会」「常任理事会」「評議員会」「理事会」で中間報告を実施する。予算編成に係るヒアリングの実施を経て、翌年2月までに本予算書として取りまとめ、3月開催の「運営協議会」「常任理事会」「評議員会」「理事会」で承認を得る。3月末の理事会で承認された予算において、その後入学者数の確定により、学生生徒等納付金が大きく減少することが見込まれる場合は、4月中に予算修正案を作成し、5月末の「評議員会」「理事会」で再度予算案を諮ることになる。補正予算については、予算執行状況と事業計画の見直しにより編成することとなる。令和5(2023)年度予算については、4月に入学者及び就学者数調査を行い学生生徒等納付金収入に与える影響が少ないと判断したが、その後、キャンパス整備費、自動車学校校舎改修工事費等の変更が発生したことから、5月末の「評議員会」「理事会」で予算修正案を諮り承認された。
- ・予算執行上の決裁権限として、1件の執行額が100万円未満は課長、100万円以上500万円未満は部長、500万円以上1,000万円未満は学長、1,000万円以上3,000万円未満は常務理事(財務担当)、3,000万円以上は理事長の承認を得ることとしており、業務の効率化を図っている(旅費交通費、研究費等、勘定科目によっては、金額の多寡にかかわらず各設置校の長に権限が委譲されているものも一部ある)。したがって、1件の支出額が1,000万円未満のものについては、学内の決裁により執行することが可能となっているが、必要性や価格等については厳正に精査し、原則として10万円以上の物品調達等は3者の見積もり合わせを行うなど適正な手続きを経ている。また予算外項目の執行については原則として認めていないが、止むを得ない事情と判断した場合のみ、所定の手続きにより執行を認めている。
- ・令和5(2023)年度より、予算執行管理システム(Dr. budget)を導入。押印廃止、予算執行伺書の廃止に向けた取組みをおこなっており、業務の効率化を図っている。

【エビデンス集・資料集】

【資料 6-5-1】 学校法人北海道科学大学経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人北海道科学大学予算執行規程

【資料 6-5-3】 学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規定

【資料 6-5-4】 学校法人北海道科学大学固定資産会計要領

【資料 6-5-5】 学校法人北海道科学大学調達規程

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・監査については、次のとおり、監事、公認会計士及び内部監査室により適正に行われている。

- ・例年、11月と翌年5月の2回にわたり、法人及び各設置校における予算の執行状況等、会計処理の適正性について監査を実施しており、同時に法令、寄付行為、法人内諸規則等を照らしての理事の業務執行状況及び事業計画等の進捗状況についてもその適合性・適正性について監査を実施している。令和5(2023)年度会計に関する監査状況は、表6-5-1のとおりである。【資料6-5-6】

表 6-5-1 令和 5 (2023) 年度会計に関する監事による監査状況 (法人資料)

実施日	監査内容	監 査 の 状 況
令和 5 (2023) 年 11月27日 11月28日 11月29日 11月30日 6 (2024) 年 5月20日	財産状況の監査	<p>法人と各設置校における予算の執行状況及び取引業者の選定と契約内容の適正性、財産の管理状況の妥当性、資産・負債の含損益把握の適切性、基本金の適切性、収入・支出超過等の把握と中長期的視点にたった財務状況の健全性及び収益事業の決算について監査を実施した。</p> <p>(監査結果) 関係理事と関係職員立会いのもとで監査を実施した結果、適正に処理、執行していることが確認された。</p> <p>(公認会計士と連携の状況) 公認会計士の監査状況について、令和6(2024)年5月20日に公認会計士から監査結果の概要について報告を受けている。</p>

- ・私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査は、中間監査及び期末監査として、法人事務局において、4～5日間、1日5～6人により、資産関係の取得等に係る起案書、「理事会」「評議員会」の議事録、収支に係る証憑等の確認、固定資産明細書、財産目録等の監査を実施している。また、実地監査では、先に実施した中間監査の情報を基に資産関係の現物確認、外部資金等(委託研究)受入・執行状況、勤怠等についての監査を実施している。更に、期末現金・預金監査では、会計年度終了時点(3月末日)での現金確認、預金証書、債券証書等の現物確認や各銀行、各証券会社から取り寄せた残高証明との照合等の監査を実施している。
- ・令和5(2023)年度会計に関する監査状況は、表6-5-2のとおりである。

表 6-5-2 令和 5 (2023) 年度会計に関する公認会計士による監査状況

実 施 日	人 数	内 容
令和 5 (2023) 年 11 月 27 日～11 月 30 日	延べ 20 人	中間監査
令和 6 (2024) 年 3 月 14 日～3 月 15 日	5 人	実地監査
令和 6 (2024) 年 4 月 5 日	1 人	期末現金・預金監査
令和 6 (2024) 年 5 月 14 日～5 月 20 日	延べ 25 人	期末監査

- ・業務・会計処理等の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、主として内部統制の観点から業務監査、会計監査等を実施している。監査の実施については、監事及び公認会計士と情報交換を行うなど、三様監査の連携を図るとともに、監査対象部局への事前調査の結果を踏まえて実地監査を実施している。その結果、業務処理等における内部統制上に重大な不備、欠陥、誤謬等はなく、業務を適正に執行していることが確認されている。【資料 6-5-7】【資料 6-5-8】
- ・予算編成については 6-5-①に記載のとおりであるが、当初予算から著しいかい離が生じた場合は補正予算を編成している。令和 5（2023）年度は、経常費補助金の増額や文科省直接補助の採択による収入増及び中の島キャンパス再整備計画の工期見直しによる費用計上の先送りなどを反映させた補正予算が 12 月開催の「評議員会」「理事会」で承認されている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-5-6】 監事による監査報告書
- 【資料 6-5-7】 学校法人北海道科学大学内部監査規程
- 【資料 6-5-8】 監査結果概要報告書

【基準 6 の自己評価】

6-1. 経営の規律と誠実性、6-2. 理事会の機能、6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能 【総務課】

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

- ・私立学校法の改正及び寄附行為の改正（ともに令和 7（2025）年 4 月 1 日施行）と並行して、北海道科学大学ガバナンス・コードの見直しが必要である。
- ・私立学校法の改正により、最高意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会の在り方が大きく変更となるため、理事会・評議員会の開催に当たっては、法令を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営が必要となる。
- ・「理事会 表決書・意見書」及び「評議員会 表決書・意見書」について、一部の議事について賛否や意見を表明できない内容となっている点については様式の是正が望まれる。（令和3（2021）年度受審 認証評価 参考意見）
- ・理事会及び評議員会において、一部の議事について書面をもってあらかじめ意思を表示していない者を出席者とみなしている点については、寄附行為第15条第4項又は寄附行為第19条第5項に抵触するため是正が望まれる。（令和3（2021）年度受審 認証評価 参考意見）
- ・私立学校法第42条第1項及び寄附行為第21条によりあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことと定められている寄附金の募集及び事業に関する中期的な計画に係る事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会で決定している点は改善が必要である。（令和3（2021）年度受審 認証評価 改善を要する点）
- ・常任理事会の議事録について署名人による署名が行われていない点については、議事録の真正性及び非改変性を担保するために、署名を実施するよう改善が必要である。（令和3（2021）年度受審 認証評価 改善を要する点）
- ・理事会及び評議員会での監事の発言を議事録で明確に記録するよう改善が必要である。

(令和3 (2021) 年度受審 認証評価 改善を要する点)

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・北海道科学大学ガバナンス・コードについては、令和2 (2020) 年4月制定時に規範とした日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」の改訂版の公表に注視し、法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムとなるよう改訂を行う。
- ・私立学校法の改正に伴い、令和6 (2024) 年10月8日付けで文部科学省に寄附行為変更認可申請書を提出した。認可後は、法人の業務執行に関する意思決定が適切に行われるよう法人内の各種会議体の見直しを進めていく。
- ・理事会及び評議員会において、一部の議事について書面をもってあらかじめ意思を表示していない者を出席者とみなしている点については、寄附行為第15条第4項又は寄附行為第19条第5項に基づき、議事録上で読んでわかるよう記載している。(令和3 (2021) 年度受審 認証評価 参考意見)
- ・寄附金の募集及び事業に関する中期的な計画に係る事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会で決定していることへの指摘については、令和3 (2021) 年度末に行われた理事会・評議員会において説明を行い、関係当事者間で改めて関係法令及び寄附行為の遵守に対する認識を深めた。以降の理事会・評議員会において、私立学校法や寄附行為を遵守した運営を行っている。また、令和5 (2023) 年7月より、理事会・評議員会・常任理事会の議案について従来のチェック体制に大学事務局長を加えることとし、より一層のチェック機能の強化を図っている。(令和3 (2021) 年度受審 認証評価 改善を要する点への対応)
- ・議事録の真正性及び非改変性を担保するため、令和3 (2021) 年11月14日以降の常任理事会の議事録に、署名人による署名を行っている。(令和3 (2021) 年度受審 認証評価 改善を要する点への対応)
- ・令和5 (2023) 年3月29日開催の理事会及び評議員会以降、監事の発言を議事録で明確に記録している。(令和3 (2021) 年度受審 認証評価 改善を要する点への対応) なお、基準2-3-③で述べた通り、令和3 (2021) 年度の機関別認証評価受審の際に受けた「改善を要する点」については対応済みであり、履行状況は「改善報告書」として令和5 (2023) 年7月に日本高等教育評価機構に提出され、審査により改善が認められている。

【内部監査室】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・監査をより実効性のあるものにするため、実施方法・内容を工夫し、監事から業務執行理事、設置校の長に対し、事前に業務執行状況、事業計画などについて書面による提出を求め、提出された書面及びヒアリングにより監査を実施している。
- ・監事は監査の実施と併せて、法人・大学の主要会議にも出席し、常に法人・設置校の運営、経営面などに関しモニタリングを行い、課題やリスクについて、適時、提言を行っている。

【人権委員会】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・相談窓口の設置や相談への対応のみならず、教職員に対してハラスメント防止を目的とした研修会を実施している。
- (2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など
 - ・ハラスメントに関する研修は定期的実施し、ハラスメントの概念について概ね浸透されているが、言葉の選び方が不適切であったために、伝えたい思いとは異なり相手を傷つけている場合がある。教職員の意識改革が必要である。
- (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
 - ・具体的な事例を交えた研修会を実施していく。

【管財課】

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
 - ・2024年度はG棟照明のLED改修工事により、約34%の節電効果があった。
- (2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など
 - ・ゼロカーボンキャンパス実現に向けてのロードマップ作成が急がれる。
- (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
 - ・ロードマップを作成し、環境保全への取り組みや啓発活動を強化する。

6-4. 財務基盤と収支、6-5. 会計

【財務課】

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
 - ・学生生徒等納付金以外の収入源確保の取組として、令和6(2024)年度に法人創立100周年を迎えるにあたり開始した法人創立100周年記念事業寄付金の募集では、同窓会、父母団体等へのアプローチを強化するとともに、寄付者を対象とした「感謝の集い」の開催や、寄付の累計額に応じた名誉称号の授与と銘板への刻銘、本学と連携協定・共同研究契約を締結している自治体・企業の特産品等を採用した返礼品を設定するなどの施策を行い、令和5(2023)年度は322件 約5,427万円、累計額約1億5,247万円のご寄付をいただいた。
 - ・予算執行管理システム(Dr. budget)の導入により、予算管理の見える化および業務の効率化が行われている。
- (2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など
 - ・学納金収入以外の収入増加
 - ・固定資産管理のシステム化
- (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
 - ・令和元(2019)年に策定した中期事業計画(令和2(2020)～6(2024)年度)では、教育・研究の質向上に重点を置いた戦略事業の実施による競合校との差別化や、創立100周年記念事業の実行による学校法人ブランドの推進を重点施策として位置づけ、学生・生徒募集の更なる安定化を図ることとしている。これらの支出に対しては、財務指標の目標値を設定し予算統制を行うとともに、創立100周年記念事業寄付金の募集により、財務的な裏付けを確保する。
 - ・将来的には、社会情勢の変化等により学生・生徒の確保が難しくなることを踏まえ、

学生生徒等納付金収入のみに頼らない財務基盤の構築が必要になると認識している。積極的な寄付金募集活動の実施、外部資金の獲得強化、安全かつ効率的な資金運用などにより、財源の多様化を図っていく。

- ・学校法人会計基準、学校法人北海道科学大学経理規程及びその他関連する諸規程に則り引き続き適正に会計処理を行うとともに、監事・公認会計士・内部監査室が連携した三様監査体制のもと、より一層厳格な業務処理・会計処理を目指していく。
- ・会計監査人の選任に関する規則について、寄付行為の変更に向けた対応を行っていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 社会連携

A-1-① 他大学との連携、青少年に対する科学教育への貢献、地域連携・交流

A-1-② 青少年に対する科学教育への貢献

A-1-③ 地域連携・交流

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 他大学との連携、青少年に対する科学教育への貢献、地域連携・交流

- ・平成20（2008）年11月に、天使大学と包括連携協定を締結し、全体テーマ「いのちみつめて」に基づいて医療、薬学、看護学、栄養学の分野から生活に役立つ情報を市民の方へ提供しており、オンデマンド配信形式で本学および天使大学の教員が講座を実施した。【資料A-1-1】【資料A-1-2】【資料A-1-3】
- ・令和4（2022）年6月に、本学の教員が開発に協力した、新型コロナウイルス感染症の拡大期に必要な医療へのアクセスを支援する健康観察アプリ「こびまる」などの今後の利活用および感染症対策の推進を目的として、本学と札幌市・札幌医科大学・北海道情報大学との連携協定を締結した。【資料A-1-4】
- ・令和4（2022）年に、工業系大学が共通の課題解決や教育・研究活動に関する情報共有、各種事業の共催を基盤に協力関係を構築し、理工系高等教育のさらなる活性化を図ることを目的として設立された「工大サミット」に加盟し、毎年加盟校の輪番によって開催される工大サミットに参加している。令和8（2026）年度は本学での開催を予定している。【資料A-1-5】
- ・令和5（2023）年9月に、北海道科学大学・北海道文教大学・札幌大学が包括連携協定を締結し、夕張市の人口減少や高齢化の急速な進行などの地域課題解決を目指す連携事業を実施した。【資料A-1-6】【資料A-1-7】
- ・令和6（2024）年4月に、北海道内外の自治体、団体、企業などとの連携を強化し、新たな協力関係を構築し、大学の基本理念の一つである「地域社会への貢献」をさらに推進することを目的として地域共育センターを発足した。【資料A-1-8】
- ・令和6（2024）年9月に、北海道科学大学前田キャンパスにて、地域に暮らす方々と「わがまち」への想いを共有し、大学の新たな姿や今後の展望についてフリートーク形式

で語り合うイベント「わがまちトークinていね」を開催した。【資料A-1-9】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-1】 2021 年度 天使大学・北海道科学大学連携公開講座実施について
- 【資料 A-1-2】 2022 年度 天使大学・北海道科学大学連携公開講座実施について
- 【資料 A-1-3】 2023 年度 天使大学・北海道科学大学 連携公開講座のお知らせ
- 【資料 A-1-4】 札幌医科大学・北海道情報大学との連携協定締結報告
- 【資料 A-1-5】 第7回工大サミット参加報告
- 【資料 A-1-6】 北海道文教大学・札幌大学との包括連携協定締結報告
- 【資料 A-1-7】 北海道文教大学・札幌大学との地域課題解決事業
- 【資料 A-1-8】 北海道科学大学 地域共育センターについて
- 【資料 A-1-9】 わがまちトーク in ていね実施報告

A-1-② 青少年に対する科学教育への貢献

- ・平成 20（2008）年3月に手稲区及び手稲区連合町内会連絡協議会と本学による「地域連携協定」締結を皮切りに、上富良野町、猿払村、弘前市、幕別町、網走市、小樽市、北海道、新ひだか町、根室市、倶知安町と「地域連携協定」を締結し、様々な事業を行っている。【資料A-1-10】
- ・HUSキャンパス・イルミネーションでは、キャンドルホルダーやオリジナルバスボムの制作などのさまざまなワークショップを開催し、多くの小学生が参加した。【資料A-1-11】【資料A-1-12】【資料A-1-13】
- ・令和5（2023）年1月22日に、中学生以下を対象とした、まちかどキャンパス「第3回サイエンスセミナー」を開催した。【資料A-1-14】
- ・令和6（2024）年3月16日、新ひだか町で本学の教員と夢プロジェクト団体「プロジェクトF」が講師となり、午前は指導者向けのテーピング講座、午後はスポーツ少年団員の小中学生向けのアジリティトレーニングを中心とした「スポーツ少年団トレーニング講習会」を実施した。【資料A-1-15】
- ・令和6（2024）年3月24日に、小学3年生から中学3年生を対象とした、「VRで広がる新しい世界！eスポーツとプログラミング体験」を開催した。【資料A-1-16】
- ・令和6（2024）年8月9日、札幌市西区のちえりあ（札幌市生涯学習総合センター）で、さっぽろ市民カレッジ「小さいけどすごい！進化する半導体～つくって遊んで親子で学ぶ～」を実施した。【資料A-1-17】
- ・体験・実験・講演によって最先端の研究成果を小・中学生に紹介し科学に興味を持ってもらう科学研究費助成事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」について、本学では令和3（2021）年度は14件、令和4（2022）年度は9件、令和5（2023）年度は8件、令和6（2024）年度は8件採択され、開催した。
- ・令和3（2021）年11月13日に、中学生を対象とした「ひらめき☆ときめきサイエンス『モノづくり&プログラミングワークショップ～オリジナル体感ゲームを作ろう～』」を実施した。【資料A-1-18】
- ・令和4（2022）年10月15日に、小学5・6年生を対象とした「ひらめき☆ときめきサイエンス」『「二酸化炭素って何だろう？地球温暖化との関係をクイズと実験で確かめよ

う！』を実施した。【資料A-1-19】

- ・令和5（2023）年10月21日に、小学5・6年生を対象とした「ひらめき☆ときめきサイエンス」『指先の脈拍を光で測ろう！～パルスオキシメータの原理を「脈波計」を作って学ぼう～』を実施した。【資料A-1-20】
- ・令和6（2024）年8月9日に、小学校5・6年生を対象とした「ひらめき☆ときめきサイエンス」「なぞの生命体ふよふよ～水の中をぐるぐる動くゲルをつくろう！～」を実施した。【資料A-1-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-10】 [北海道科学大学 地域連携協定](#)

【資料 A-1-11】 [HUS キャンパス・イルミネーション 2022 実施報告](#)

【資料 A-1-12】 [HUS キャンパス・イルミネーション 2023 実施報告](#)

【資料 A-1-13】 [HUS キャンパス・イルミネーション 2024 実施報告](#)

【資料 A-1-14】 [ロボット製作体験会（第3回サイエンスセミナー）実施報告](#)

【資料 A-1-15】 [夢プロジェクト団体「プロジェクトF」の取り組み](#)

【資料 A-1-16】 [「VRで広がる新しい世界！eスポーツとプログラミング体験」実施報告](#)

【資料 A-1-17】 [「小さいけどすごい！進化する半導体～つくって遊んで親子で学ぶ～」実施報告](#)

【資料 A-1-18】 [ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2021年度）](#)

【資料 A-1-19】 [ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2022年度）](#)

【資料 A-1-20】 [ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2023年度）](#)

【資料 A-1-21】 [ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2024年度）](#)

A-1-③ 地域連携・交流

- ・教員がこれまでの研究成果や研究活動を通じて得た知見を社会に発信する場であることに加え、地域に根ざした教育・研究機関として、地域全体を学びの場とし、地域と共に成長し、地域の発展に貢献できる人材（地域共育力を持つ人材）を育てることを目的とした公開講座を、令和3（2021）年は11件、令和4（2022）年は17件、令和5（2023）年は19件、近隣地域だけでなく、地域連携協定に基づく活動の一環として様々な地域で実施した。
- ・令和3（2021）年11月4日、網走市のオホーツク・文化交流センターで開催された「網走市民大学講座」にて、本学の教員が、漢方の歴史をもとに漢方医学の特徴や、咳などの呼吸器疾患の予防と漢方治療について講演を行った。【資料 A-1-22】
- ・令和5（2023）年2月5日、根室市総合文化会館にて実施された「まちかどキャンパス in 根室～健康を科学する～」において、トレーニングやストレッチ体験、カラフルなバスボム制作を開催した。【資料 A-1-23】
- ・令和5（2023）年12月13日、幕別町百年記念ホールで開催された「令和5年度幕別町コミュニティカレッジ・北海道科学大学公開講座」において、本学の教員が町民を対象とした講演を行った。【資料 A-1-24】
- ・令和5（2023）年2月23日、本学の学生が小樽市の公共交通に対する関心を高めることを目的として、小樽市や北海道中央バスなどとの協力によりオムニバス・ショート

フィルムを制作した。【資料 A-1-25】

- ・令和 6（2024）年 9 月 28 日、札幌コミュニティプラザで開催された「防災講演会」において、本学教員が、「冬季間の防災を考える～真冬にキキ（危機）くるぞ！～」と題した講演を行いました。【資料 A-1-26】

【エビデンス集・資料編】

【資料A-1-22】 網走市「網走市民大学講座」

【資料A-1-23】 北海道科学大学まちかどキャンパスの実施について

【資料A-1-24】 幕別町コミュニティカレッジ

【資料A-1-25】 オムニバス・ショートフィルムの制作について

【資料A-1-26】 幕別町「防災講演会」実施報告

【基準 A の自己評価】

A-1-① 他大学との連携

本学は、教育・研究の発展および地域社会への貢献を目的として、他大学との連携を積極的に推進しており、特に、包括連携協定を締結した大学との共同事業では、市民向け講座の提供や、医療・科学技術分野における実践的な取組みを展開し、社会課題の解決に寄与していると自己評価している。また、地域課題に取り組む複数の大学との協力により、実践的な学びの場を創出し、学生の成長と地域の活性化に貢献している。

今後は、既存の連携のさらなる充実を図るとともに、新たな連携体制を進め、教育・研究の発展と地域社会への貢献をより一層強化していく。

A-1-② 青少年に対する科学教育への貢献

本学は、次世代を担う青少年に工学・医療分野等の科学技術への関心を持ってもらうことを目的として、さまざまな教育プログラムを実施している。地域の教育機関や自治体と連携し、ワークショップや体験学習、公開講座を開催することで、小・中学生が科学の楽しさを体感し、興味を深める機会を提供できていると自己評価している。

今後も、青少年が主体的に学べる環境を整え、工学・医療分野等の科学技術への興味を深める機会をさらに拡充していくことで、理工系人材の育成と社会貢献を推進していく。

A-1-③ 地域連携・交流

本学は、地域社会と連携し、学びと交流の場を提供することで、地域の活性化に貢献できていると自己評価している。公開講座や市民向けイベントを開催し、専門分野の知見を活かした講演や体験型プログラムを通じて、地域住民との交流を深めている。

また、自治体や地域団体と協力し、防災や健康、環境問題など、地域の課題解決に向けた活動を行っている。こうした活動を実施することで、今後はより地域のニーズに応じた教育・研究の成果を還元するとともに、地域と共に発展する大学としての役割を果たしていく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に本学の学部組織構成を定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 5 条に本学の修業年限を定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 30 条に編入学、再入学、転入学の修業年限等を定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし	4-1
第 89 条	—	早期卒業制度は設けていない。	4-1
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 45 条に教職員組織について定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 50 条及び第 51 条並びに教授会規程に定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 22 条、大学院学則第 34 条及び学位規程に定めている。	4-1
第 105 条	○	文部科学省「職業実践力育成プログラム (BP)」の認定課程として、「薬剤師キャリアアッププログラム」を開講している。	4-1
第 108 条	—	該当なし	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程に定めている。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 45 条及び学校法人北海道科学大学事務組織規程に定めている。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	3-1
第 132 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。	4-1 4-2
第 24 条	—	本学に児童等は在籍していない。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒に関する取扱内規に定めている。	5-1
第 28 条	○	文書規程及び別表に定めており、各所管部署で適切に保存している。	4-2
第 143 条	—	代議員会及び専門委員会等は設置していない。	5-1

北海道科学大学

第 146 条	○	学則第 19 条に科目等履修生の単位認定について定めている。	4-1
第 147 条	—	早期卒業制度は設けていない。	4-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書に該当する学部は設置していない。	4-1
第 149 条	—	早期卒業制度は設けていない。	4-1
第 150 条	○	学則第 25 条に入学資格について定めている。	3-1
第 151 条	—	飛び入学制度は設けていない。	3-1
第 152 条	—	飛び入学制度は設けていない。	3-1
第 153 条	—	飛び入学制度は設けていない。	3-1
第 154 条	—	飛び入学制度は設けていない。	3-1
第 161 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	3-1
第 162 条	—	該当なし	3-1
第 163 条	○	学則第 8 条に学期について定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程に定めている。	4-1
第 164 条	○	文部科学省「職業実践力育成プログラム (BP)」の認定課程として、「薬剤師キャリアアッププログラム」を開講している。	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを定め大学ホームページ等で公開している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程に定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 22 条及び学位規程に定め授与している。	4-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	3-1
第 186 条	○	学則第 26 条に編入学について定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準に従って適正に運営している。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的及び使命について定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選抜に関する規程に定めている。	3-1
第 3 条	○	学則第 3 条に学部について定めている。	1-1

北海道科学大学

第4条	○	学則第3条に学科について定めている。	1-1
第5条	—	該当なし	1-1
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設置していない。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	組織規程及び学校法人事務組織規程に定めている。 本学ホームページ（情報公開「教育研究上の情報」）にて、大学の教員に関する情報を示している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し開講している。	4-2 5-2
第9条	—	該当なし	4-2 5-2
第10条 （旧第13条）	○	基幹教員数は基準 5-2-①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	4-2 5-2
第11条	○	ファカルティ・ディベロップメント規程を定め研修を行っている。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	学校法人北海道科学大学学長選考規程に学長の資格を定めている。	5-1
第13条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第14条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に准教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第15条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に講師の資格を定めている。	4-2 5-2
第16条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に助教の資格を定めている。	4-2 5-2
第17条	○	教員の採用及び昇格の選考に関する規程に助手の資格を定めている。	4-2 5-2
第18条	○	学則第3条に収容定員について定めている。	3-1
第19条	○	学則第10条に教育課程の編成方針について定めている。	4-2
第19条の2	—	他大学との連携開設科目は開講していない。	4-2
第20条	○	学則第11条及び別表2の1から2の15に定めている。	4-2
第21条	○	学則第12条に授業科目の単位数について定めている。	4-1
第22条	○	学則第8条に学期について定めている。	4-2

北海道科学大学

第 23 条	○	シラバスに授業期間を明記するとともに、授業回数と各回の内容を記載している。	4-2
第 24 条	○	クラス単位は授業の内容によって適切に構成している。	4-2
第 25 条	○	講義、演習、実習等の教育効果を考慮し適正な方法で授業を実施している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとに成績評価基準等を定めシラバスで明示している。	4-1
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	○	学則第 14 条に単位の授与について定めている。	4-1
第 27 条の 2	○	履修規程に履修上限単位について定めている。	4-2
第 27 条の 3	—	他大学との連携開設科目は開講していない。	4-1
第 28 条	○	学則第 18 条及び履修規程に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。	4-1
第 29 条	○	学則第 17 条に大学以外の教育施設等における学習について定めている。	4-1
第 30 条	○	学則第 19 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	4-1
第 30 条の 2	○	大学院長期履修に関する規定に定めている。	4-2
第 31 条	○	学則第 53 条に科目等履修生について定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業の要件を定めている。	4-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科は設置していない。	4-1
第 34 条	○	校地、校舎は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	敷地内にグラウンド及び体育館を設けている。	3-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準どおり適正に設置している。	3-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	図書館の施設及び図書について適正に設置している。	3-5
第 39 条	○	薬学科には薬草園を附属施設として設置している。	3-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を設けている。	3-5
第 40 条	○	学部・学科に必要な機械、器具等を完備している。	3-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において、教育研究を行っていない。	3-5
第 40 条の 3	○	学部・学科の教育研究を行うために、必要な経費を確保し、施設設備を整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部・学科名は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等関係課程実施基本組織は設置していない。	4-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していない。	1-1
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していない。	5-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していない。	4-2

北海道科学大学

第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していない。	3-5
第 43 条	—	共同教育課程を開設していない。	4-2
第 44 条	—	共同教育課程を開設していない。	4-1
第 45 条	—	共同教育課程を開設していない。	4-1
第 46 条	—	共同教育課程を開設していない。	4-2 5-2
第 47 条	—	共同教育課程を開設していない。	3-5
第 48 条	—	共同教育課程を開設していない。	3-5
第 49 条	—	共同教育課程を開設していない。	3-5
第 49 条の 2	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない。	4-2
第 49 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない。	5-2
第 49 条の 4	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない。	5-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設置していない。	1-1
第 59 条	—	該当なし	3-5
第 61 条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位規程に学士の学位授与の要件を定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし	4-1
第 10 条	○	学位規程に専攻分野の名称を定めている。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし	4-1
第 13 条	○	学位規程を定め適正に文科大臣へ報告、運用している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	法令を遵守し、理事、監事、評議員、職員等に対し、特別の利益を 供与していない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 68 条第 2 項に備置き及び閲覧について定めている。	6-1

北海道科学大学

第 29 条	○	寄附行為第 7 条に理事の選任機関について定めている。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条に理事の選任機関について定めている。	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 9 条に理事の資格及び構成について定めている。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 15 条及び理事会運営規程に理事会の職務等について定めている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条に理事の職務を定めている。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 17 条に理事の報告義務について定めている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に理事会の議事録について定めている。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 23 条に監事の選任について定めている。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 24 条に監事の資格について定めている。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 29 条に監事の職務を定めている。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 31 条に監事の調査権限を定めている。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 29 条に理事会及び評議員会への出席義務等について定めている。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 29 条に理事会等への報告について定めている。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 33 条に評議員の選任について定めている。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 34 条に評議員の資格及び構成について定めている。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 38 条及び評議員会運営規程に評議員会の職務等について定めている。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 48 条に評議員会の議事録について定めている。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 51 条に会計監査人の選任について定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 56 条に会計監査人の職務等について定めている。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 58 条に予算及び事業計画について定めている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 59 条、役員報酬規程及び評議員手当規程に役員及び評議員の報酬について定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 67 条、経理規程及び文書規程別表に計算書類等の作成及び保存について定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 67 条第 1 項に計算書類等の監査について定めている。	6-2 6-5

北海道科学大学

第 105 条	○	寄附行為第 67 条第 2 項に計算書類及び事業報告書の評議員への提供等について定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 68 条及び財務書類等閲覧規程に計算書類等の備置き及び閲覧について定めている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 68 条及び財務書類等閲覧規程に財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 70 条に寄附行為の変更について定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 6 条に会計監査人の設置について定めている。	6-5
第 145 条	○	寄附行為第 30 条に常勤監事の選定について定めている。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 8 条及び第 17 条に理事の構成及び報告義務について定めている。	6-2
第 148 条	○	内部統制システム整備の基本方針及び寄附行為第 58 条第 2 項に体制の整備及び中期事業計画の作成等について定めている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 74 条に情報公表について定めている。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 6 条に研究科について定めている。	1-1
第 102 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている。	3-1
第 157 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている。	3-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条及び自己点検・評価規程に定めている。	3-1
第 159 条	—	該当なし	3-1
第 160 条	○	大学院学則第 13 条に入学資格を定めている。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	2-2 2-3

北海道科学大学

第1条の2	○	大学院学則第7条及び別表1に定めている。	1-1
第1条の3	○	大学院入学選抜に関する規程に定めている	3-1
第2条	○	大学院学則第3条に課程を定めている。	1-1
第2条の2	—	該当なし	1-1
第3条	○	大学院学則第3条及び第4条で定めている。	1-1
第4条	○	大学院学則第3条及び第4条で定めている。	1-1
第5条	○	大学院学則第6条に研究科を定めている。	1-1
第6条	○	大学院学則第6条に専攻を定めている。	1-1
第7条	○	研究科及び学部学科は連携し適正に運営している。	1-1
第7条の2	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第8条	○	大学院学則第9章に教職員組織及び運営組織を定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	大学院担当教員選考規程を定め、厳格に資格審査を行い配置している。	4-2 5-2
第9条の3	○	大学院学則第24条に組織的な研修等について定め、推進に必要な事項をファカルティ・ディベロップメント規程に明記している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	大学院学則第8条に収容定員について定めている。	3-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき編成している。	4-2
第12条	○	大学院学則第21条に教育方法について定めている。	3-2 4-2
第13条	○	大学院設置基準第9条により配置する教員が研究指導を行っている。	3-2 4-2
第14条	—	該当なし	4-2
第14条の2	○	本学ホームページ上でシラバスと共に授業及び研究指導の方法・内容、学修の成果及び学位論文に係る評価等を公開している。	4-1
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学院設置基準に基づき運用している。	3-2 3-5 4-1 4-2

北海道科学大学

第 16 条	○	大学院学則第 31 条に修了の要件について定めている。	4-1
第 17 条	○	大学院学則第 31 条に修了の要件について定めている。	4-1
第 19 条	○	適切に設置している。	3-5
第 20 条	○	適切に設置している。	3-5
第 21 条	○	適切に設置している。	3-5
第 22 条	○	学内施設等については教育研究上支障を生じない範囲で学部と共用している。	3-5
第 22 条の 2	—	該当なし	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究の目的に必要な経費を確保し、施設設備を整備している。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科名は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1
第 24 条	—	該当なし	3-5
第 25 条	—	該当なし	4-2
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 28 条	—	該当なし	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし	3-5
第 30 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当なし	4-2
第 31 条	—	該当なし	4-2
第 32 条	—	該当なし	4-1
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	—	該当なし	3-5
第 34 条の 2	—	該当なし	4-2
第 34 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条	—	該当なし	3-3
第 43 条	○	本学ホームページ上で授業料、入学料、その他の費用及び奨学金等の情報を公開している。	3-4
第 45 条	—	該当なし	1-1
第 46 条	—	該当なし	3-5 5-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第34条に学位授与について定めている。	4-1
第4条	○	大学院学則第34条に学位授与について定めている。	4-1
第5条	○	大学院学則第32条に他大学の大学院の教員等の協力について定めている。	4-1
第5条の3	—	該当なし	4-1
第12条	○	学位規程を定め適正に報告、運用している。	4-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	基本姿勢	
【資料 1-1-2】	教務ブック	
【資料 1-1-3】	学校法人北海道科学大学中期事業計画 (平成 27(2015)～31(2019)年度)	
【資料 1-1-4】	学校法人北海道科学大学中期事業計画 (令和 2(2020)～6(2024)年度)	
【資料 1-1-5】	将来構想プラン→2023 年度第 10 回全学教授会資料	
【資料 1-1-6】	第 3 期中期事業計画	
【資料 1-1-7】	教務ブック	
【資料 1-1-8】	三つのポリシー	
【資料 1-1-9】	教務ブック→大学院各研究科	
【資料 1-1-10】	企画運営会議規程	
【資料 1-1-11】	学則第 49 条、第 50 条、第 51 条	
【資料 1-1-12】	教授会規程	
【資料 1-1-13】	研究科委員会規程	
【資料 1-1-14】	教授会規程細目	
【資料 1-1-15】	全学共通教育部規程	
【資料 1-1-16】	学生支援センター規程	
【資料 1-1-17】	就職支援センター規程	
【資料 1-1-18】	入試広報センター規程	
【資料 1-1-19】	研究推進社会実装センター規程	
【資料 1-1-20】	地域共育センター規程	
【資料 1-1-21】	学術情報センター規程	
【資料 1-1-22】	保健管理センター規程	
【資料 1-1-23】	薬剤師生涯学習センター規程	
【資料 1-1-24】	内部質保証の方針	
【資料 1-1-25】	北海道工業大学の基本姿勢 平成 19(2007)年改訂	
【資料 1-1-26】	ブランドブック平成 25(2013)年度	
【資料 1-1-27】	平成 24(2012)年度第 17 回教授会議事録	
【資料 1-1-28】	平成 27(2015)年度第 6 回全学教授会議事録	
【資料 1-1-29】	2035 ブランドビジョン	
【資料 1-1-30】	令和 5(2023)年度第 10 回全学教授会資料	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 2-1-1】	内部質保証の方針	
【資料 2-1-2】	自己点検・評価規程	
【資料 2-1-3】	自己点検 IR 委員会規程	
【資料 2-1-4】	外部評価規程	
【資料 2-1-5】	令和 6(2024)年度北海道科学大学自己点検評価報告書	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 2-2-1】	大学評価	
【資料 2-2-2】	令和 5(2023)年度自己点検・評価レポート	
【資料 2-2-3】	令和 5(2023)年度学科教育自己点検レポート	
【資料 2-2-4】	令和 6(2024)年度北海道科学大学自己点検・評価報告書	
【資料 2-2-5】	令和 2(2020)年度外部評価報告書	
【資料 2-2-6】	北海道薬科大学 平成 29(2017)年度薬学教育評価機構評価報告書	
【資料 2-2-7】	令和 6(2024)年度第 1 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-2-8】	学修成果資料 (学修ポートフォリオ個票サンプル)	
【資料 2-2-9】	情報公表→教育の質に係る客観的指標→2020～2023 年度 学生 生活アンケート・卒業時アンケート	
【資料 2-2-10】	情報公表→教育の質に係る客観的指標→2023 年度卒業生調 査・企業アンケート	
【資料 2-2-11】	平成 29(2017)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-2-12】	令和 2(2020)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-2-13】	情報公表→教育の質に係る客観的指標	
【資料 2-2-14】	平成 30(2018)年度第 3 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-2-15】	令和 2(2020)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 2-2-16】	北海道科学大学・札幌大学・北海道文教大学 3 大学合同 IR 研 修会資料	
【資料 2-2-17】	大学評価→教学 IR に関する報告書	
2-3. 内部質保証の機能性		
【資料 2-3-1】	情報公開→教育の質に係る客観的指標→2023 年度 授業改善ア ンケート	
【資料 2-3-2】	「3 つのポリシーをふまえた点検・評価」に関する学生インタ ビュー	
【資料 2-3-3】	情報公表→教育の質に係る客観的指標→2020～2023 年度 学生 生活アンケート・卒業時アンケート	
【資料 2-3-4】	大学評価→教学 IR に関する報告書	
【資料 2-3-5】	令和 5(2023)年度第 5 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-3-6】	令和 4(2022)年度自己点検・評価レポート	
【資料 2-3-7】	令和 2(2020)年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 2-3-8】	令和 2(2020)年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 2-3-9】	平成 29(2017)年度 3 ポリシー見直し・カリキュラム 改編委員会議事録	
【資料 2-3-10】	令和 3(2021)年度大学機関別認証評価結果に対する改善報告書	
【資料 2-3-11】	学校法人北海道科学大学中期事業計画 (令和 2(2020)～6(2024) 年度)	

【資料 2-3-12】	令和 5(2023) 年第 9 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 2-3-13】	令和 5(2023) 年度学科教育自己点検レポート	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
【資料 3-1-1】	2024 学生募集要項 (学部)	
【資料 3-1-2】	受験ガイド 2024	
【資料 3-1-3】	アドミッション・ポリシー	
【資料 3-1-4】	オープンキャンパス	
【資料 3-1-5】	2024 年度入学生向け進学相談会一覧	
【資料 3-1-6】	高校教員の皆様へ	
【資料 3-1-7】	2023 年度実施高校訪問担当者一覧	
【資料 3-1-8】	高大連携	
【資料 3-1-9】	大学見学	
【資料 3-1-10】	2024 学生募集要項 (大学院)	
【資料 3-1-11】	2024 学生募集要項 (学部)	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-1-12】	受験ガイド 2024	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-1-13】	2024 学生募集要項 (大学院)	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-1-14】	入学試験出題・採点委員会規程	
【資料 3-1-15】	2024 年度入学試験出題・採点委員会議事録	
【資料 3-1-16】	2024 学生募集要項 (公衆衛生看護学専攻科)	
【資料 3-1-17】	2023 年度入試区分別入学生の成績状況比較について	
【資料 3-1-18】	入学者選抜の妥当性検証	
【資料 3-1-19】	2023 年度第 6 回入試広報センター会議議事録	
【資料 3-1-20】	学科教育自己点検レポート (機械)	
【資料 3-1-21】	2024 年度入学生向け入学前教育プログラム	
【資料 3-1-22】	2024HUS magazine	
3-2. 学修支援		
【資料 3-2-1】	学生支援センター規程	
【資料 3-2-2】	教育イノベーション推進機構規程	
【資料 3-2-3】	令和 6(2024) 年度北海道科学大学組織系統表	
【資料 3-2-4】	令和 6(2024) 年度第 1 回学生支援センター会議資料 (運営方針)	
【資料 3-2-5】	令和 6(2024) 年度第 1 回学生支援センター会議資料 (事業計画)	
【資料 3-2-6】	令和 6(2024) 年度第 1 回全学教授会資料 (学生支援センター方針)	
【資料 3-2-7】	令和 5(2023) 年度第 22 回学生支援センター会議資料 (プレイスメントテスト・リメディアル教育)	
【資料 3-2-8】	オフィスアワー制度	
【資料 3-2-9】	大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 3-2-10】	スチューデント・アシスタント規程	
【資料 3-2-11】	令和 6(2024) 年度第 5 回全学教授会資料 (中退予防)	
【資料 3-2-12】	北海道科学大学障がい学生支援ガイド(教職員向け)	
3-3. キャリア支援		
【資料 3-3-1】	2024 年度 低学年からのキャリア教育ワーキンググループ 構成メンバー	
【資料 3-3-2】	HUS キャリアパスウェイ イメージ図	

【資料 3-3-3】	シラバス（キャリア形成 I）	
【資料 3-3-4】	2022～2024 年度 ビジネススキル I・II 時間割	
【資料 3-3-5】	ガイダンス資料及び就職支援行事一覧	
【資料 3-3-6】	就職支援センター規程	
【資料 3-3-7】	ビルドアッププログラムのご案内	
【資料 3-3-8】	就職懇談会 実施報告書	
【資料 3-3-9】	各イベントの実施要領等（先方団体作成）	
【資料 3-3-10】	ご案内チラシ及び（時期により）実施要領	
【資料 3-3-11】	アドバイザー契約書及び勤務カレンダー	
【資料 3-3-12】	システム概要及びシステム画面遷移	
【資料 3-3-13】	Jasso ガイダンス告知及び FDSO 資料等	
【資料 3-3-14】	コミュニケーションが苦手な学生向けセミナー告知チラシ	
3-4. 学生サービス		
【資料 3-4-1】	北海道科学大学学生支援センター規程	
【資料 3-4-2】	在学生情報サイト HUS ナビ →奨学金・教育ローン	
【資料 3-4-3】	北海道科学大学学生の表彰に関する取扱内規	
【資料 3-4-4】	留学生受入マニュアル	
【資料 3-4-5】	北海道科学大学 HP →クラブ紹介	
【資料 3-4-6】	課外活動団体特別助成規程	
【資料 3-4-7】	学内掲示(学内での飲酒のルールについて)	
【資料 3-4-8】	2023 年度学生支援の手引き	
【資料 3-4-9】	生活上・修学上の不安や悩みを抱えた際の相談窓口が記載されたカード	
【資料 3-4-10】	ハラスメントの定義や相談方法について記載したパンフレット	
3-5. 学修環境の整備		
【資料 3-5-1】	北海道科学大学施設案内	
【資料 3-5-2】	北海道科学大学キャンパスマップ	
【資料 3-5-3】	情報公表→校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境	
【資料 3-5-4】	施設・設備の管理に関する規則	
【資料 3-5-5】	プリントシステム印刷状況	
【資料 3-5-6】	2024 年度キャンパスネットワーク利用の手引き	
【資料 3-5-7】	2024 年度セットアップガイダンス手順書	
【資料 3-5-8】	ノート PC サポート室利用状況	
【資料 3-5-9】	図書館利用状況グラフ 2021-2024	
【資料 3-5-10】	図書館利用状況 2024	
【資料 3-5-11】	図書館利用案内_100 周年記念会館利用・施設紹介	
【資料 3-5-12】	図書館利用案内_2023 年度 100 周年記念会館年間利用状況	
【資料 3-5-13】	図書館に関する規則	
【資料 3-5-14】	図書館に関する規則_図書館利用細則	
【資料 3-5-15】	図書館利用案内	
【資料 3-5-16】	図書館利用案内_2024 年度利用者講習会	
【資料 3-5-17】	北海道科学大学バリアフリーマップ	
【資料 3-5-18】	建物の耐震化を示す文書	
【資料 3-5-19】	第 2 期中期事業計画書（ネットワーク機器更新）	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1.	単位認定、卒業認定、修了認定	

【資料 4-1-1】	2022 年度第 10 回企画運営会議議事録	
【資料 4-1-2】	3つのポリシー	
【資料 4-1-3】	教務ブック→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー、カリキュラム・フロー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー	
【資料 4-1-4】	ディプロマ・ポリシーを説明した資料	
【資料 4-1-5】	シラバス様式	
【資料 4-1-6】	学則別表 2	
【資料 4-1-7】	大学院学則別表 2	
【資料 4-1-8】	学則	
【資料 4-1-9】	大学院学則	
【資料 4-1-10】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程	
【資料 4-1-11】	薬学部履修規程	
【資料 4-1-12】	大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程	
【資料 4-1-13】	大学院薬学研究科履修規程	
【資料 4-1-14】	教務ブック→各学部履修ガイド	
【資料 4-1-15】	学位規程	
【資料 4-1-16】	教務ブック→大学院各研究科の学位論文評価基準・学位審査体制及び方法	
【資料 4-1-17】	北海道科学大学薬学部履修規程の運用に関する申し合わせ	
【資料 4-1-18】	令和 5(2023)年度学部教授会（進級・卒業判定資料）	
【資料 4-1-19】	令和 5(2023)年度第 8 回研究科委員会（学位授与判定資料）	
【資料 4-1-20】	札幌圏大学・短期大学単位互換協定書	
【資料 4-1-21】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部試験施行細則	
【資料 4-1-22】	薬学部試験施行細則	
【資料 4-1-23】	転学部・転学科規程	
【資料 4-1-24】	大学院工学研究科・保健医療学研究科学位規程施行細則	
【資料 4-1-25】	大学院薬学研究科学位規程施行細則	
4-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 4-2-1】	3つのポリシー	
【資料 4-2-2】	カリキュラム・ポリシーを説明した資料	
【資料 4-2-3】	アセスメントプラン	
【資料 4-2-4】	教務ブック→各学科カリキュラム・ツリー	
【資料 4-2-5】	教務ブック→各学科カリキュラム・マップ	
【資料 4-2-6】	HUS スタンダードカリキュラムマップ	
【資料 4-2-7】	シラバス作成要領	
【資料 4-2-8】	学科教育自己点検会議（シラバス点検）依頼文・学科教育自己点検 レポート	
【資料 4-2-9】	工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程	
【資料 4-2-10】	薬学部履修規程	
【資料 4-2-11】	基盤能力育成プログラム委員会規程	
【資料 4-2-12】	数理・データサイエンス・AI 教育プログラムについて	
【資料 4-2-13】	先進的教育プログラム委員会規程	
【資料 4-2-14】	+Professional 教育と HUS スタンダード	
【資料 4-2-15】	令和 6(2024)年度シラバス作成要領	
【資料 4-2-16】	令和 6(2024)年度「授業改善のためのアンケート」実施要領（前期・後期）	
【資料 4-2-17】	令和 6(2024)年度第 3 回 FD 委員会資料	
【資料 4-2-18】	授業改善のためのアンケート設問	
【資料 4-2-19】	令和 5(2023)年度学科教育自己点検レポート	

	(2024 年度シラバス点検)	
【資料 4-2-20】	令和 6(2024) 年度授業改善のための「授業公開・参観」実施要領 (前期・後期)	
【資料 4-2-21】	令和 5(2023) 年度 FSDS 実施状況一覧	
【資料 4-2-22】	令和 6(2024) 年度科目担当者一覧	
4-3. 学修成果の把握・評価		
【資料 4-3-1】	教務ブック→各学科の人材養成の目的と 3 ポリシー→アセスメントプラン	
【資料 4-3-2】	令和 5(2021) 年度学科教育自己点検レポート	
【資料 4-3-3】	教育目的達成度調査結果 (学科集計版)	
【資料 4-3-4】	大学 IR コンソーシアム学生調査結果	
【資料 4-3-5】	令和 6(2024) 年度 PROG 結果	
【資料 4-3-6】	令和 6(2024) 年度新入生学力調査結果	
【資料 4-3-7】	国家試験合格状況	
【資料 4-3-8】	教学データのダッシュボード	
【資料 4-3-9】	学修成果資料 (個人データサンプル)	
【資料 4-3-10】	情報公表→卒業時アンケート	
【資料 4-3-11】	情報公表→企業アンケート実施結果	
【資料 4-3-12】	情報公表→卒業生調査実施結果	
【資料 4-3-13】	令和 2(2020) 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 4-3-14】	令和 5(2023) 年度学科教育自己点検レポート	
【資料 4-3-15】	令和 4(2022) 年度第 5 回全学 FD・SD 講演会資料	
【資料 4-3-16】	令和 2(2020) 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 4-3-17】	令和 5(2023) 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 4-3-18】	令和 6(2024) 年度「授業改善のためのアンケート」実施要領 (前期・後期)	
【資料 4-3-19】	授業改善アンケート結果公表周知画像	
【資料 4-3-20】	令和 5(2023) 年第 9 回自己点検 IR 委員会議事録	
【資料 4-3-21】	情報公表→教育の質に係る客観的指標→2020～2023 年度 学生生活アンケート・卒業時アンケート	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
【資料 5-1-1】	学則	
【資料 5-1-2】	教授会細則	
【資料 5-1-3】	企画運営会議規程	
【資料 5-1-4】	組織図	
【資料 5-1-5】	別表：各種委員会一覧	
【資料 5-1-6】	組織規程	
【資料 5-1-7】	企画運営会議規程	
【資料 5-1-8】	令和 6(2024) 年度法人発令校務役職者	
【資料 5-1-9】	令和 6(2024) 年度学長発令校務役職者	
【資料 5-1-10】	学校法人北海道科学大学運営協議会規程	
【資料 5-1-11】	教授会規程	
【資料 5-1-12】	教授会細則	
【資料 5-1-13】	教育研究組織間連携の基本形態・Double PDCA Cyclic Loops	
【資料 5-1-14】	学校法人北海道科学大学人事異動の指針	

5-2. 教員の配置	
【資料 5-2-1】	教員の採用及び昇格の選考に関する規程
【資料 5-2-2】	教員の採用及び昇格の選考に関する要領
【資料 5-2-3】	大学院担当教員選考規程
【資料 5-2-4】	大学院工学研究科担当教員資格審査規程
【資料 5-2-5】	大学院工学研究科担当教員資格審査に関する申し合わせ
【資料 5-2-6】	教員業務・業績の数値化に関する規程
5-3. 教員・職員の研修・職能開発	
【資料 5-3-1】	ファカルティ・ディベロップメント規程
【資料 5-3-2】	令和 5(2023)年度 FD・SD 実施一覧
【資料 5-3-3】	令和 5(2023)年度授業改善アンケート実施要領(前期・後期)
【資料 5-3-4】	令和 6(2024)年度第 3 回 FD 委員会資料
【資料 5-3-5】	令和 5(2023)年度 FD・SD 実施結果報告書(全学 FD・SD 講演会)
【資料 5-3-6】	北海道 FD・SD 協議会総会資料抜粋
【資料 5-3-7】	ティーチング・ステートメント作成ワークショップ実施要領
【資料 5-3-8】	ティーチング・ステートメント更新ワークショップ実施要領
【資料 5-3-9】	令和 3 (2021) 年度 新任教員研修会実施要領
【資料 5-3-10】	令和 4 (2022) 年度 第 2 回新任教職員研修会 開催要領
【資料 5-3-11】	令和 5 (2023) 年度非常勤講師対象 「大学におけるハラスメント研修会実施報告書」
【資料 5-3-12】	令和 5(2023)年度 FD・SD 実施結果報告書
【資料 5-3-13】	学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程
【資料 5-3-14】	HUS キャリア支援ガイド
【資料 5-3-15】	研修計画一覧表
【資料 5-3-16】	学校法人北海道科学大学自己研鑽費助成に関する取扱要領
【資料 5-3-17】	「育成計画書」「勤務状況報告書」「業務報告書」
【資料 5-3-18】	フォローアップ研修実施要領
【資料 5-3-19】	学校法人北海道科学大学職員の勤務調査に関する規程
【資料 5-3-20】	事務職員人事考課制度 実施要領
【資料 5-3-21】	学校法人北海道科学大学表彰規程
5-4. 研究支援	
【資料 5-4-1】	寒地先端材料研究所規程
【資料 5-4-2】	北方地域社会研究所規程
【資料 5-4-3】	寒地未来生活環境研究所規程
【資料 5-4-4】	北の大地ライフサイエンス創生研究所規程
【資料 5-4-5】	共同実験棟 (R2 棟) 管理運営委員会内規
【資料 5-4-6】	原子間力顕微鏡運営委員会内規
【資料 5-4-7】	電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会内規
【資料 5-4-8】	自然雪風洞実験装置運営委員会内規
【資料 5-4-9】	研究設備・機器の共用方針
【資料 5-4-10】	戦略的設備計画・運用計画
【資料 5-4-11】	HUS 学術研究交流会リーフレット
【資料 5-4-12】	研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
【資料 5-4-13】	公的研究費の管理・監査に関する規程
【資料 5-4-14】	公的研究費事務処理手続の基本ルール
【資料 5-4-15】	公的研究費の不正防止基本計画
【資料 5-4-16】	公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図
【資料 5-4-17】	公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

【資料 5-4-18】	特別奨励研究費規程	
【資料 5-4-19】	リサーチ・アシスタント規程	
【資料 5-4-20】	バイアウト制度実施規程	
【資料 5-4-21】	科学研究費助成制度の申請支援を目的とした学内ポータルサイト案内	
【資料 5-4-22】	2024 年度 技術移転・産学連携イベントの出展報告について	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 6-1-1】	学校法人北海道科学大学寄附行為	
【資料 6-1-2】	学校法人北海道科学大学経営理念	
【資料 6-1-3】	北海道科学大学ガバナンス・コード	
【資料 6-1-4】	北海道科学大学 ガバナンス体制図	
【資料 6-1-5】	情報公開（法人ホームページ） 私立学校法第63条の2第1項第1号及び第4号に対応 私立学校法第63条の2第1項第2号及び第3号に対応	
【資料 6-1-6】	情報公表（大学ホームページ） 学校教育法施行規則172条の2、教育職員免許法施行規則第22条の6及び第22条の8に対応	
【資料 6-1-7】	ハラスメント対策に関する規程	
【資料 6-1-8】	人権委員会規程	
【資料 6-1-9】	ハラスメントガイドライン	
【資料 6-1-10】	学生相談室規程	
【資料 6-1-11】	環境への取組み	
【資料 6-1-12】	環境マネジメントシステムに関する基本規程	
【資料 6-1-13】	平日の夜間及び休日の校舎の利用に関する要領	
【資料 6-1-14】	安全管理／点検マニュアル（目次）	
6-2. 理事会の機能		
【資料 6-2-1】	学校法人北海道科学大学理事会会議規則	
【資料 6-2-2】	学校法人北海道科学大学評議員会会議規則	
【資料 6-2-3】	理事会、評議員会、常任理事会の開催状況	
【資料 6-2-4】	学校法人北海道科学大学常任理事会会議規則	
【資料 6-2-5】	学校法人北海道科学大学理事会業務委任規程	
【資料 6-2-6】	学校法人北海道科学大学常務理事の担当業務に関する内規	
【資料 6-2-7】	学校法人北海道科学大学理事の担当職務（令和 6(2024)年 4 月 4 日現在）	
【資料 6-2-8】	大学概要	
【資料 6-2-9】	HUS グランドデザイン 2040	
【資料 6-2-10】	100 周年のその先へ～将来構想プラン 2022-2032～ （令和 5(2023)年度第 10 回全学教授会資料）	
【資料 6-2-11】	2035 ブランドビジョン	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
【資料 6-3-1】	学校法人北海道科学大学運営協議会規程	
【資料 6-3-2】	第 3 期中期事業計画の策定について－アクションプランの作成方法－	
【資料 6-3-3】	学校法人北海道科学大学監事監査規程	
【資料 6-3-4】	監査報告書（2023 年度監査）	

6-4. 財務基盤と収支		
【資料 6-4-1】	文部科学省 平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	
【資料 6-4-2】	2023 年度 科学研究費助成事業の交付内定状況について	
【資料 6-4-3】	2023 年度 研究推進の状況	
【資料 6-4-4】	2019-2023 年度 収支報告書	
【資料 6-4-5】	新型コロナウイルス感染症対策基金にかかる寄付金について	
【資料 6-4-6】	2021-2023 年度 100 周年記念寄付事業収支報告書	
【資料 6-4-7】	学校法人北海道科学大学資金運用規程	
【資料 6-4-8】	学校法人北海道科学大学資金運用細則	
【資料 6-4-9】	学校法人北海道科学大学資金運用委員会規程	
【資料 6-4-10】	2023 計算書類	
【資料 6-4-11】	HUS サポート株式会社	
【資料 6-4-12】	学校法人北海道科学大学中期事業計画 (平成 27 (2015) ～ 31 (2019) 年度)	
【資料 6-4-13】	学校法人北海道科学大学中期事業計画 (令和 2 (2020) ～6 (2024) 年度)	
【資料 6-4-14】	令和 2 (2020) 年 3 月 24 日開催理事会資料「第 2 期中期事業計画及び中期事業計画に基づく財務計画について」	
6-5. 会計		
【資料 6-5-1】	学校法人北海道科学大学経理規程	
【資料 6-5-2】	学校法人北海道科学大学予算執行規程	
【資料 6-5-3】	学校法人北海道科学大学固定資産及び物品管理規定	
【資料 6-5-4】	学校法人北海道科学大学固定資産会計要領	
【資料 6-5-5】	学校法人北海道科学大学調達規程	
【資料 6-5-6】	監事による監査報告書	
【資料 6-5-7】	学校法人北海道科学大学内部監査規程	
【資料 6-5-8】	監査結果概要報告書	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携		
【資料 A-1-1】	2021 年度 天使大学・北海道科学大学連携公開講座実施について	
【資料 A-1-2】	2022 年度 天使大学・北海道科学大学連携公開講座実施について	
【資料 A-1-3】	2023 年度 天使大学・北海道科学大学 連携公開講座のお知らせ	
【資料 A-1-4】	札幌医科大学・北海道情報大学との連携協定締結報告	
【資料 A-1-5】	第 7 回工大サミット参加報告	
【資料 A-1-6】	北海道文教大学・札幌大学との包括連携協定締結報告	
【資料 A-1-7】	北海道文教大学・札幌大学との地域課題解決事業	
【資料 A-1-8】	北海道科学大学 地域共育センターについて	
【資料 A-1-9】	わがまちトーク in ていね実施報告	
【資料 A-1-10】	北海道科学大学 地域連携協定	
【資料 A-1-11】	HUS キャンパス・イルミネーション 2022 実施報告	
【資料 A-1-12】	HUS キャンパス・イルミネーション 2023 実施報告	
【資料 A-1-13】	HUS キャンパス・イルミネーション 2024 実施報告	
【資料 A-1-14】	ロボット製作体験会 (第 3 回サイエンスセミナー) 実施報告	
【資料 A-1-15】	夢プロジェクト団体「プロジェクト F」の取り組み	
【資料 A-1-16】	「VR で広がる新しい世界! e スポーツとプログラミング体験」実施報告	

【資料 A-1-17】	「小さいけどすごい！進化する半導体～つくって遊んで親子で学ぶ～」実施報告	
【資料 A-1-18】	ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2021 年度）	
【資料 A-1-19】	ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2022 年度）	
【資料 A-1-20】	ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2023 年度）	
【資料 A-1-21】	ひらめき☆ときめきサイエンス実施報告（2024 年度）	
【資料 A-1-22】	網走市「網走市民大学講座」	
【資料 A-1-23】	北海道科学大学まちかどキャンパスの実施について	
【資料 A-1-24】	幕別町コミュニティカレッジ	
【資料 A-1-25】	オムニバス・ショートフィルムの制作について	
【資料 A-1-26】	幕別町「防災講演会」実施報告	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。